東京都市計画ニ據ル中野區内指定地域地區一覽圖

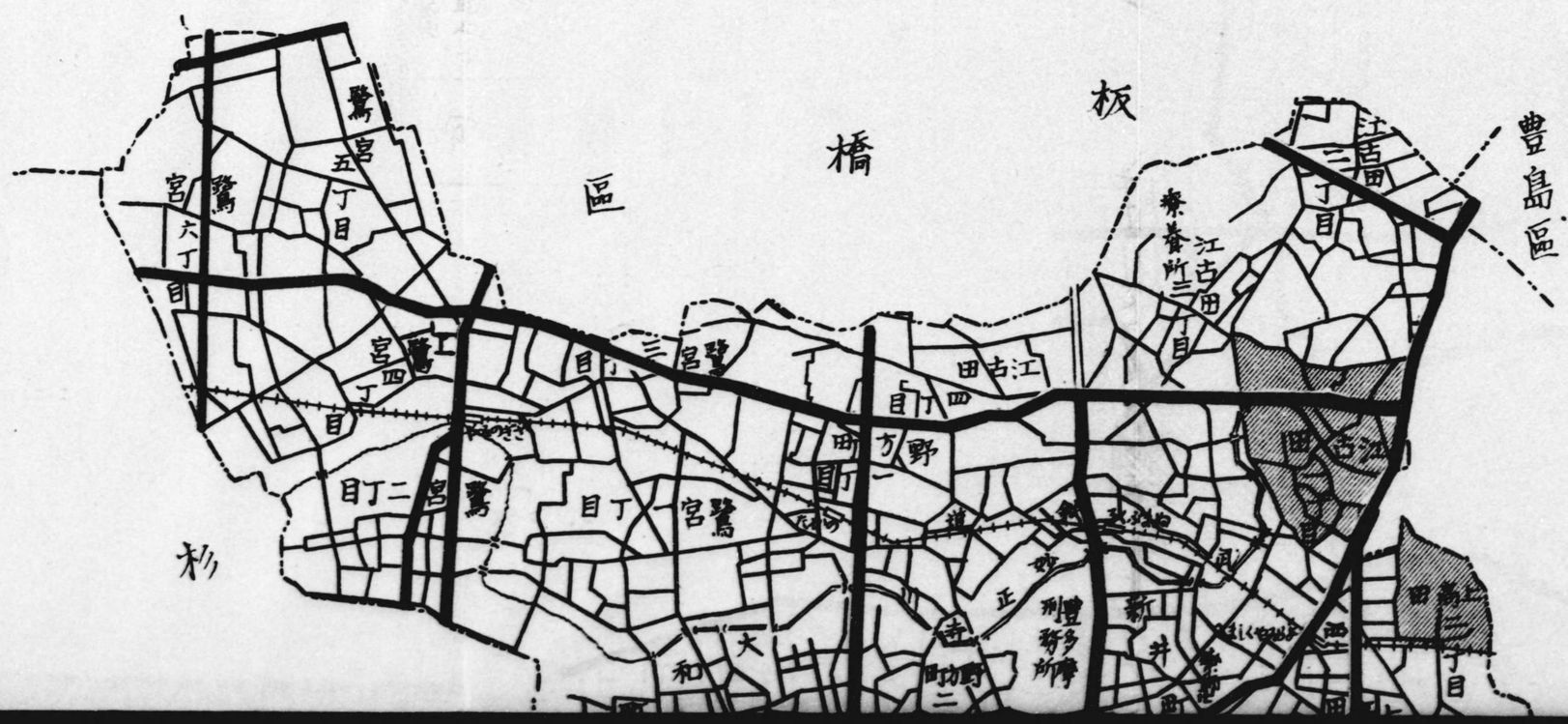

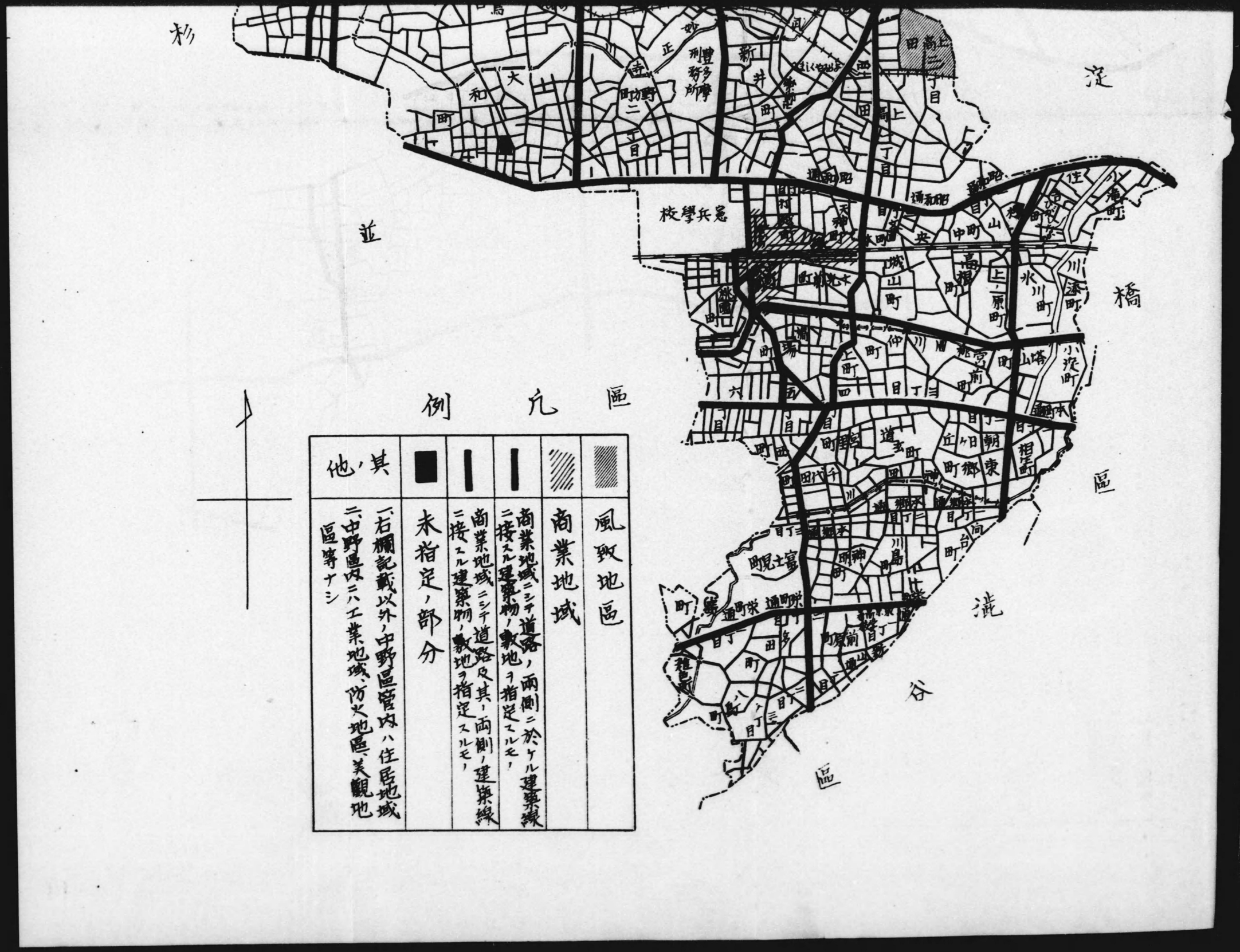

杉
並
區
凡例
其他
風致地區
商業地域
商業地域ニシテ道路ノ両側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ
商業地域ニシテ道路及其ノ両側ノ建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ
未指定ノ部分
一、右欄記載以外ノ中野區管内ハ住居地域
二、中野區内ニハ工業地域、防火地區、美觀地區等ナシ
憲兵學校
淀
橋
區
渋
谷
區

凡例

其ノ他	未指定ノ部分	商業地域	風致地區
一、右欄記載以外ノ中野區管内ハ住居地域 二、中野區内ニハ工業地域、防火地區、美觀地區等ナシ	商業地域ニシテ道路及其ノ両側ノ建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ	商業地域ニシテ道路ノ両側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ	

第三節　防火地區

都會生活の複雜化に伴ふ其の災害も亦複雜且つ深刻であつて、都會生活の華かさを讃へる一面數多くの慘澹たる犧牲には眼を掩ふべきものがある。

都市の實體を爲す建築物に就て之を見るに、建築物は地震、火事、風、水等種々の外力によりて災ひされる。就中火事による災害最も夥しく而も最も悲慘である。都市に人口が集中せられ建築物の數益々多からんとする現狀に於ては火災も亦益々增大せらるゝものと考へられ、經濟上の見地よりするも、更に都市生活の安寧上から見るも火災防禦の事業は重要なる事項の一である。火災を防ぐ施設は主として耐火構造建築物の强制である。斯る目的の爲に生れたものが防火地區制であるが本區には現在地區の指定せられたるものはない。然し近き將來に於て防火地區の指定せられることのあるは謂ふまでもないことである。

第四節　美觀地區及風致地區

都市は交通、衞生、保安、經濟の諸點に於て遺憾なきものでなければならぬ。種々の都市計畫の施設も之等の點に關して永久に公共の安寧を維持し又は福利を增進する爲のものである。故に都市に適當な美觀を保ち風致、風紀を重んずる地區を指定して、此處に建てらるゝ建築物に種々の注意を促すことは必要なることである。

本區內には美觀地區及風紀地區の指定はないが、風致地區として野方風致地區が指定されてゐる。

風致地區は地區を指定して地區内の風致を維持し以て消極的に綠地の保護を圖らんとするものである。都市内外の自然美、卽ち水流、池沼、樹林、原野、丘陵、溪谷等の保護對策として都市計畫區域内に限り指定し得るのである。

地區名	面積	位置	告示年月日
野方風致地區	七〇・七五ヘクタール	中野區及淀橋區内	昭和八、一、二四

前揭の如く野方地區は七〇・七五ヘクタールの尨大な地域に亘り近代都市の浸潤から自然林保護の使命を果し、老樹巨木の茂る風致資源が維持されてゐるは事變下にあつて市民の健康增進が叫ばれるに至り、時流に投じた此の風致地區は更にその活用が要求されるに到つて居る。

第五節　街路

東京都市計畫に依る本區内の街路は別揭中野區内道路平面圖に示す通である。而して其の一部は工事竣功し既に使用開始を見てゐるが、所謂廣場の計畫はない。

第六節　綠地

稠人羣衆の都市に於ては所謂一握の土地と雖、容易に求め難い高價格の爲、勢ひ空地や庭園が缺乏し都人は汚濁した空氣と狹隘な屋内に蟄居せざるを得ない。其處に厭ふべき各種の都市的害毒が醸生せらるゝのである。之が對策として郊外への人口の分散を圖ること、又は住宅の改良を圖ることも必要であるが之と同時に諸所に公園其の他の綠地を設置し、都民をして自然の景趣を親しましむると共に隨時の散策に利用せしめ、更に汚濁せる都會空氣を淨化し都會に美觀を與へ兼ては、震火災の如き萬一の場合に防火地帶とし又は都民の避難所として其の效用を發揮せしむることとは極めて必要な事に屬する。

本區には未だ都市計畫に依る大公園の施設はないが、小公園の設置がある。

第三章　區内道路の現狀と其の新設擴張方策

第一節　既設道路

本區内の既設道路の延長並面積は次表記載の通にして、既設道路全面積に對し幅員二一米以上の幹線は〇割八分弱、幅員一八米以上の補助線は〇割一分弱、幅員七米以上の細道路は一割八分强である。而して既設道路中の七割三分は幅員七米未滿の道路である。

既設道路延長面積（昭和十四年三月末日現在）

種別	幅員	延長	面積	本市管理道路全面積に對する割合
幹線	二一米以上	三、六三九米	八九、六三二平方米	〇、〇七九
補助線	一八米以上	二八五	四、二六八	〇、〇〇三
細道路	七米以上	二八、七六一	二〇八、一四六	〇、一八三
其他市道		二三〇、三三四	八三五、五〇四	〇、七三五
計		二五三、〇一九	一、一三七、五五〇	一、〇〇〇

既設道路にして部局的に迂餘曲折の甚だしきもの又は幅員狹隘のもの若くば路面標高低きに失し出水季に交通杜絶するもの等は全區域を通じて多々あるを見られる。之等道路の中一部局の改修工事施行に依つて附近既設道路の機能を倍加し得る道路の改築工事は本區内都市計畫豫定線の工事施行と共に頗る緊要のことに屬する。

次に街路に付て必要缺くべからざるは鋪裝工事である。

今、區内既設道路に付鋪裝狀況を觀るに、剛質、簡易兩鋪裝は合計四七六、三六三平方米となり、道路總面積の五割強に該る。此の内剛質は一七九、四六九平方米、簡易は三九六、八九四平方米にして、低廉なる經費と簡易なる工事に加ふるに本鋪裝に劣らざる性能を示しつゝ簡易鋪裝は逐年著しく增加の趨勢にある。

更に之を舊市域中最も鋪裝普及の遲れたる深川區の八割二分、新市域中最も鋪裝普及の進んだ澁谷區の七割に對比すれば猶遜色がある。

既設道路鋪裝進捗狀況

調査年月	道路延長	道路面積	鋪裝面積 剛質鋪裝	鋪裝面積 簡易鋪裝	砂利道	道路面積に對する鋪裝面積の割合
昭和十年三月末日	二三八、四八三米	九九二、九〇二平方米	七八、九六九平方米	二七五、九二四平方米	六三七、九九六平方米	〇、三五七
昭和十一年三月末日	二四一、三四八	一、〇一〇、二四	八五、一九二	三〇二、一九七	六三三、九〇五	〇、三八三
昭和十二年三月末日	二四五、六四五	一、〇四五、一二六	八六、一三三	三四九、四五三	六〇九、五四三	〇、四一八
昭和十三年三月末日	二四八、二三七	一、〇七五、六九一	一二三、五三四	三六九、九六〇	五九三、一九七	〇、四四八
昭和十四年三月末日	二五三、〇一九	一、一三七、五五〇	一七九、四六九	三九六、八九四	五六一、一八七	〇、五〇六

本區内の道路にして直接東京市長の維持管理に屬せざる所謂私道が多數介在して區民交通の便を圖つてゐる。之等の道路中重要路線は須く公道として認定の上鋪裝、側溝等施設の完備が必要である。

第二節　計畫豫定路線

本區内に於ける東京都市計畫道路の豫定路線は別紙挿入の中野區道路平面圖記載の通である。

猶計畫豫定路線の中既往五ケ年間に於ける工事進捗狀況は次表の通である。

區内都市計畫道路工事進捗狀況（昭和十四年三月末日現在）

種別	幅員	昭和九年度 延長	昭和九年度 面積	昭和十年度 延長	昭和十年度 面積	昭和十一年度 延長	昭和十一年度 面積	昭和十二年度 延長	昭和十二年度 面積	昭和十三年度 延長	昭和十三年度 面積
幹線	二一米以上	米	平方米	米	平方米	米	平方米	米	平方米	米	平方米
補助線	一五米以上	—	—	—	—	—	—	六五二	一四、三三三	七一九	一八、一〇八
細道路	七米以上	一、三二七	一三、〇五五	三七五	五・六三一	二九二	四、三八六	一、〇〇五	一五、四二二	二、四三一	三六、九〇二
計		一、三二七	一三、〇五五	三七五	五、六三一	四〇三	三、五四九	一、七七三	一八、六三二	一、〇三五	一〇、七四五
						六九五	七、九三五	三、四三〇	四八、三八七	四、一八五	六五、七五五

區内都市計畫道路事業路線未竣功箇所（昭和十四年三月末日現在）

種別	幅員	延長	面積	備考
幹線	二一米以上	三、五一〇米	八三、〇二五平方米	竣功箇所及事業未決定路線を除く
補助線	一五米以上	六、四五〇	九六、七五〇	同
細道路	七米以上	五、六一六	六三、一八〇	同
計		一五、五七六	二四二、九五五	

結論

以上概說したる如く本區内に存する道路が其の系統に於て、將又其の構造に於て近代的都市の要求に促されて近來漸く道路網の整備及道路實體の改善等に向つて、各種の施設が行はれつゝあるを見ると雖、自動車及其他一般に繁劇を加ふべき交通關係は將來の道路行政をして益々多事多端ならしむべく、從つて其の舊市域の道路に比して遜色なきに至るの時代を現出せむことは必ずしも容易の業ではないが、之が爲には區民一般の徹底せる理解と當局の周到なる努力とを以て其の基本條件とすることが必要である。

第四章　治水並上下水道の現狀と將來の對策

第一節　治水

第一項　河川

本區を流るゝ河川は本區内の排水上、下水道と兩々相俟つて重要なる役目を果たすものである。既に改修を了したるは神田川、桃園川にして、未改修の妙正寺川並其の枝川は舊野方町一帶が往時農耕地として、利用せられたる時代より其の儘の狀態であり降雨の際は忽ち氾濫の被害を見て排水路としての效果薄きは甚だ遺憾とするところである。

第二項　在來下水

本區の在來下水は概ね往時の灌漑用水路にして、急激なる人口の增加に伴ふ住宅地區の伸展は自然其の利用を雨汚水の排水路に變じたものである。其の現況を見るに深度淺く流水停滯し加之理解なき人々が往々不潔物を投棄する爲勢ひ不潔なるを免れず、假令之に浚渫を施すと雖一度豪雨到れば忽ち氾濫の狀態にあり、區民の保健衛生上之が根本

的の改良を加ふることは前項未改修河川と共に緊要とするところである。

河川延長面積表（昭和十四年三月末日現在）

河川別	延長	平均幅員	面積	改修施行延長	未改修延長	備考
			平方米		米	
桃園川	二、五一〇米	四、七米	一一、八〇一	二、五一〇		中野町第一土地區劃整理組合施行
神田川	三、四〇〇	一二、七	四三、一八〇	三、四〇〇		東京府並東京市施行
善福寺川	五〇〇	一二、七	六、三五〇		五〇〇	
妙正寺川	六、一七五	七、二八	四四、九五四		六、一七五	
同上支流	一、〇四八	五、四六	五、七二二		一、〇四八	
計	一三、六三三		一一二、〇〇七	五、九一〇	七、七二三	

在來下水延長面積表（昭和十四年三月末日現在）

種別	開渠		暗渠		合計	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積
在來下水	二四、七二八米	三五、二五〇平方米	八五米	五一平方米	二五、〇〇八米	三五、四四四平方米

第二節　上水道

本區内の上水道は舊荒玉水道町村組合に於て大正十四年工事着手、昭和三年四月給水を開始したもので當時近郊の著しき發展は町村資力の充實と相俟つて、漸く上水道の布設を促すに至れると共に他面には法律が私企業水道に對し從前の如き非營利主義を強制せざることゝなれる結果、斯の上水道計畫を見るに到つたものである。

而して本水道の水源は砧村喜多見多摩川に之を仰ぐのであるが其の配水區域は王子、岩淵、蘆野川、巣鴨、西巣鴨板橋、長崎、高田、落合、野方、中野、杉並、和田堀の各町であつた。昭和七年井荻町營井荻水道と共に市域擴張後本市水道局に買收統合せられて玆に區民の大部分は市營の給水に依る事となつたのである。

原水は一般に沈澄、濾過、殺菌の過程を經て配水せられるのであつて、之が設備としては沈澄池、濾過池等があり配水管がある。現在配水管は本區の西北部鷺の宮の一部を除き本市管理道路内には殆ど埋設せられて宛然動脈網を爲してゐる。今、其の普及現況を觀るに昭和十三年九月末現在に於て栓數二四、七五四栓、給水戸數二四、五二九戸、消費水量八七八、八三四立方米の多きを算し、前年に對比して栓數一、七〇八栓、戸數一、六七八戸、消費水量二九四、三一九立方米の增加數字を示してゐる。

中野區内給水普及狀況

調査年月	栓數 使用栓	中止栓	計	給水戸數	消費水量
					立方米
昭和十一年九月	一九、九三五	一、三三二	二一、二六七	二〇、九八三	四二四、三四五
昭和十二年六月	二一、七一九	一、三二七	二三、〇四六	二二、八五一	五八四、五一五

昭和十三年九月　二三、二九〇　一、四六四　二四、七五四　二四、五二九　八七八、八三四

中野區給水狀況調（昭和十三年九月末日現在）

栓種		栓數	給水戸數	消費水量 立方米	備考
專用栓		二二、六四七	一、四〇四	二四、〇五一	家事專用、家事營業驗業兼用、湯屋、官公署、學校用其他
共用栓		四六八	三五	五〇三	
特別栓		一五三	二四	一七七	撒水並道路洗滌用、製造原料用、自動車洗滌用、工事用其他
計	使用栓	二三、二九〇	一、四六四	二四、七五四	二四、五二九
	中止栓				
	計		一、八七八	五二、三四六	八七八、八三四

第三節　下水道

汚水處理の使命を有つ下水道の完成は區民の保健並衞生上喫緊の要務である。卽ちその處理適當ならざる時は雨水と相俟つて低卑の地を濕潤ならしめ、時に浸水氾濫して都市外形の美觀を損ずるは勿論、惡疫の發生を釀すものである。然るに本區下水道を見るに之が最良の對策たる改良下水道の施設甚だ遲れ、未だ都市計畫事業として決定したるものなく區内の雨汚水は道路の排水管、側溝並私設下水等を通じて、之を神田川上水、桃園川、妙正寺川等に放流處理しつゝある狀況である。

下水道延長表（昭和十三年度末現在）

種別	延長	備考
道路内雨水汚水排水管	一六、七五〇米	内徑三〇糎―九〇糎
道路側溝	一四九、二〇〇	街渠一八、七七〇米を含む
道路内私設下水	一二二	内徑一二糎―一八糎
計	一六六、〇七二	

第十四編　警察、消防、刑務所

第一章　警　察

一　觀　念

法律上に於ける警察の觀念は、所謂行政警察をいふのであるが、現行法上警察機關の權限は曾に行政警察ばかりでなく、司法警察其他警察事務以外の事務、例之警察署長が召集徵發事務をも管掌して居るのであるが、觀念上警察は社會生活の利益を保護せむが爲に、一般統治權に基き人民の自由を制限し、又は之を强制する國家の權力作用の謂である。卽ち警察は社會生活の利益を保護することを目的とする行政作用であるが、一面旣に犯罪の發生した後犯人の逮捕搜索の司法警察を管掌するが故に、其の性質は刑罰權の作用である。

二　警　察　の　沿　革

警察制度は古來幾多の變遷を經て漸く今日に至つたものである、中世に於ける警察は幾多の沿革歷史を有して居るが、略之德川時代に於ける警察事務を通覽するに、その最も重要なる職司は大目付であつた、之に亞ぐものに目付があり、又町奉行なるものがあつて、江戶府內の行政、司法警察等の事務を司り、其の配下に與力、同心、町年寄、町役人、五人組等があつて直接間接に警察事務を司つて居た、就中與力、同心は最も直接に警察事務に關係し、盜賊を捕ふる等諸般の取締に從事して居たものである。

明治四年、東京府下取締の爲に邏卒を置いて晝夜警邏査察を懈らず專ら治安保持の任に當らしめた、之が今日に於ける巡査の前身なのである。

明治七年一月、內務省に警保寮を置き、東京に警視廳を創設して府下の警察事務を統轄せしめ、翌八年に至り行政警察規則を制定し、邏卒を廢して巡査と爲した。次で明治十年警視廳を廢し、內務省に警視局を置き、大警視を以て警視局長とし以て全國の警察及監獄の事務を掌らしめたが、十四年に至り再び警視廳を置き、內務省の警視局を警保局と改稱、共に今日に至つたものである。

三　警察組織と事務の概要

國家通常の狀態に於ける警察組織に、中央警察官廳と地方警察官廳との二つがある。

中央警察官廳は、我國最上級の警察官廳で、內務大臣が卽ち是である。地方警察官廳に第一級の地方警察官廳と第二級の地方警察官廳がある。我東京府に於ては警視總監、其他の府縣に於ては府縣知事が第一級の地方警察官廳にして、第二級の地方警察官廳は、一般內地の警察署長である。警察署長は警視又は警部でありその所屬職員としては警察署長の外警部（警部を置かざる警察署がある）、警部補、巡査部長、巡査及警察書記等である。

警察署の事務の範圍は、警察署處務細則に規定せる警務係、高等係、司法係、保安係、衞生係の五分掌である。

四　經濟警察の新設

支那事變勃發し事變の益々擴大に伴ひ、長期戰に對處する銃後諸政策も勢ひ、戰時態勢の整備を緊要し、統制經濟の强化は警察制度の上にも一部新係の增置を見るに至つたのである、卽ち揮發油及重油販賣取締規則の制度に伴ふ燃

料係の新設、輸出入臨時措置法、諸物品配給に關する諸規則等の制定に依る經濟係の新設である。

五　區内の警察署

本區内に中野警察署及野方警察署の二署がある。中野警察署は大正七年八月、新宿警察署中野分署として開設せられ、大正十一年九月、獨立して中野警察署となつたもので署長は警視を以て充てられてゐる。

野方警察署は昭和十一年十二月、新設せられたもので、署長は警部を以て充てられてゐる。

イ　中野警察署

明治七年一月二十九日大區警視出張所々屬巡査屯所の設置ありて以來、幾多の變遷を經て新宿警察署が其の名稱を以て開廳せられたるは明治十四年一月十四日にして、當時其の管轄區域は實に合計五ヶ町八十七ヶ村の廣範圍に亘つたが、爾來數次管轄區域の改定があり、然かも逐年郊外を目指して移住し來る者多く從つて刑事行政の事故頻發したる爲、大正七年八月一日玆に始めて新宿警察署中野分署の開設を見るに至り、廳舍を中野町大字中野五九八（現在の東京中野銀行所在地）に置き、定員署長以下四十名で中野、野方、和田堀、杉並、井荻、高井戸の一町五ヶ村を管轄したのである。然るに大正九年四月一日四谷區の區劃變更に依り從來の新宿警察署を淀橋に移轉し名稱を淀橋警察署と改めたるに依り本署を淀橋警察署中野分署と改稱したが、大正十一年三月二十七日現在の位置（本町通三丁目六番地）敷地六一五坪内に本館二階建（總坪數七十三坪六合五勺）及び演武場（二十九坪五勺）を建築移轉し、同年九月一日淀橋警察署（舊新宿警察署）より分離し中野警察署として玆に獨立するに至つたのである。

大正十二年九月一日關東大震火災以來隣接郡部たる本署管内には、避難民等の轉住する者多く、爲に其の管轄區域の統轄に困難の狀態を來したりしが、大正十五年四月一日中野警察署杉並警察分署の設置を見、次いで同年七月一日同分署は中野警察署より分離して杉並警察署と改稱するに至つたのである。

當時本警察署の管轄區域は中野、野方、和田堀の三ヶ村なりしが、昭和七年十月一日市域編入の結果、中野町及野方町の兩町を併せて中野區と改稱せられたる爲、昭和八年六月和田堀町を杉並警察署に移管し、中野區一區を管轄したが、昭和十一年十二月十日野方警察署新設せられ舊野方町を管轄區域と爲せるに及び本署は舊中野町を管轄するに至つたのである。

昭和十一年十二月二十六日廳舍の改築に着手（本町通三ノ六）同十二年八月三十一日本館三四〇坪、道場六〇坪倉庫六坪の竣工を見今日に至れるものである。

ロ　野方警察署

昭和十一年十二月一日附警視廳告示第四三六號に依りて設置せられ、廳舍を野方町二丁目一、一六五番地に置き舊野方町を其の管轄區域として、昭和十一年十二月十日事務を開始今日に至れるものである。

第一節　警察職員

昭和十三年末現在の區内警察署に配屬せられたる職員は、警視一名、警部二名、警部補一四名、巡査部長二二名、巡査二三六名、書記七名、建築技手二名、通信技手二名、警察醫一名、防疫監吏一名の合計二八八名で前年に對比し

一三名の増加である。

更に之を警察署別に觀れば、中野警察署は警視以下一六八名にして前年より九名を増し、野方警察署は警部以下一二〇名にして前年より四名の増加である。

年次	署別	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	書記	建築技手	通信技手	警察醫	防疫監吏	計
昭和九年	中野	一	一	八	一三	一八一	四	一	一	一	一	二〇八
昭和十年	中野	一	一	八	一三	一八一	四	一	一	一	一	二〇八
昭和十一年	中野	一	一	八	一二	一三三	四	一	一	一	一	一五九
	野方	一	一	五	一一	八五	三	二	二(筆務)一	(筆務)一		一一一
	計	一	二	一三	二三	二一八	七	二	一	一		二七〇
昭和十二年	中野	一	一	八	一二	一三三	四	一	一	一		一五九
	野方	一	一	六	一〇	九〇	三	二	二	一		一一六
	計	一	二	一四	二二	二二三	七	二	二	一		二七五
昭和十三年	中野	一	一	八	一二	一四二	四	一	一	一		一六八
	野方	一	一	六	一〇	九四	三	二	二	一		一二〇
	計	一	二	一四	二二	二三六	七	二	二	一		二八八

第二節　巡査配置の現狀と一人當平均戸數及人口

警察職員中巡査の配置狀態を見るに、巡査派出所は中野警察署一一、野方警察署六計一七で巡査駐在所は中野警察署二、野方警察署七計九である。之に對する巡査總員數は二三六名にして、昭和十三年末現在に於ける本區戸口との對比數は次表の如くである。

更に之を既往に遡り、中野警察署に就て見るに、大正七年八月一日新宿警察署中野分署開設當時の定員は署長以下四〇名で、大正十一年九月一日中野警察署獨立當時の定員は署長以下六八名であつた、その後本區の市域編入を契機に、各所に住宅の新築相次ぎ、各種交通機關の發達は道路擴張工事の完成等と相俟つて、日々戸口の遞増を招來するに至つたが、之に對する警察力も逐次補充増員せられ、昭和十年に於ては定員署長以下二〇三名、外に請願巡査一名を數へたのである。然るに其の諸取締の對象狀態を觀ると、昭和十年末に於ては殖民地人數一、五〇四名、外國人四六三名、臨檢視察對象數七、八九三人、傳染病發生件數九四八、犯罪被害數計二、七八二件で、巡査一人當り人口は八四八名となり、廳府縣巡査定員令による最高限度の人口八〇〇名に付警部補以下定員一人の割合を遙かに超過してゐる實狀である。

巡査派出所及駐在所（昭和十四年二月現在）

巡査派出所、及駐在所數		派出所	駐在所	計
管轄別	中野署	一一	二	一三
	野方署	六	七	一三
計		一七	九	二六

巡査派出所、駐在所名稱及所在地番

管轄別	名稱	所在地番
中野署	前原巡査派出所	前原町一五番地
	川島同	神明町一五
	中野坂同	本町通一丁目六
	氷川下同	氷川町四〇
	東中野同	川添町四四
	青原寺前同	昭和通一丁目二六
	昭和通三丁目同	昭和通三丁目七
	中野驛前同	中野驛前九
	本町通四丁目同	本町通四丁目一六
	本町通六丁目同	本町通六丁目二
	城山同	宮園通三丁目九
	千代田巡査駐在所	千代田町二四
	本郷通一丁目同	本郷通一丁目二二四
	新井巡査派出所	新井町五一五
	薬師驛前同	上高田一丁目二一八
	沼袋同	沼袋町三〇一
野方署	野方同	野方町一丁目七四五
	大場通同	大和町六
	大和町同	大和町一九二
	鷺宮一丁目巡査駐在所	鷺宮一丁目四八
	鷺宮三丁目同	鷺宮三丁目一、二九四
	江古田四丁目同	江古田四丁目一、五〇九
	江古田一丁目同	江古田一丁目一八〇
	上高田同	上高田二丁目二八四
	江古田三丁目同	江古田三丁目一、二六五
	鷺宮五丁目同	鷺宮五丁目四〇六

警察官一人擔當平均戶數人口（昭和十三年末現在）

署別	定員警察官一人當り外勤巡査一人當り擔任	戶數	人口	管內總數 戶數	人口
中野	戶數 一七九	二九七	一、三八二	二五、四四四	一一八、二二七
	人口 八三二				

野方	一五五 弱	六九七 弱	三二五 弱	一、四五九 強	一七、二〇二
計	—	—	—	—	四二、六四六

第三節　刑事（犯罪並檢擧件數及被害價格）

社會の一面は共存共榮であり、他面は生存競爭である。社會と個人との調和を圖る爲には、共同生活の利益を害する者に對し一定の制裁を加へることは當然のことである。昭和十三年末に於ける本區內警察署の犯罪檢擧總件數は、一、九五一件で此の內竊盜は過半數以上の一、二七九件を占め、詐欺之に亞いで二七二件を數へ、橫領一二五件の順である。之れを連年に比較して觀るに漸少の傾向を示してゐるが、犯罪個々に就て觀れば、增減必ずしも一樣ではない。更に犯罪別では强喝、其他の刑法犯の增加が目立ち、竊盜、詐欺橫領等が却て減少してゐる。

刑事（犯罪被害並に同檢擧件數及び被害價格）

年次	署別	殺人	傷害	放火	强盜	竊盜	詐欺	恐喝	橫領	賭博	其の他諸法令諸刑法犯規則違反	計
昭和九年 犯罪被害件數	中野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、九四六
犯罪檢擧件數	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、七九二
被害價格	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五六、九三五圓	
昭和十年 犯罪被害件數	中野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、七八二
犯罪檢擧件數	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇七八
被害價格	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八三、一四五圓
昭和十一年 犯罪被害件數	中野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、五二一
犯罪檢擧件數	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇二七
被害價格	同	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八三、一四六圓
昭和十二年 犯罪被害件數	中野	三	四〇	二	六	一、二〇七	一四九	七	七九	三八	二九	六六	一、六二六
犯罪被害件數	野方	二	一三	一	四	七九〇	一一九	二六	五一	二八	三一	八〇	一、一四四
犯罪被害件數	計	五	五三	三	一〇	一、九九七	二六八	三三	一三〇	六六	六〇	一四六	二、七七〇
犯罪檢擧件數	中野	三	四〇	一	四	六八〇	一二九	六	七六	三八	一八	五二	一、〇四七
犯罪檢擧件數	野方	二	一一	一	三	六二三	一七九	三三	一〇六	二七	四七	九四	一、一二四
犯罪檢擧件數	計	五	五一	二	七	一、三〇三	三〇八	三八	一八二	六五	六五	一四六	二、一七一
被害價格	中野	—	—	—	一五	三七、二七五圓	八、四三五圓	九六〇圓	五、〇四四圓	—	六二圓	—	五一、七九一圓
被害價格	野方	—	—	—	九	二〇、九二二圓	一三、九四四圓	二五三圓	二、八七一圓	—	二圓	—	三八、〇〇一圓
被害價格	計	—	—	—	二四	五八、一九七圓	二二、三七九圓	一、二一三圓	七、九一五圓	—	六四圓	—	八九、七九二圓

昭和十三年	犯罪被害件數	中野	二	三〇	二	六	一、一〇〇	一三六	一四	六三	四六	二九	三二	一、四六〇
		野方	三	一八	一	—	六八二	一〇〇	一六	五四	一二	四〇	一一	九三七
		計	五	四八	三	六	一、七八二	二三六	三〇	一一七	五八	六九	四三	二、三九七
	犯罪檢舉件數	中野	二	二七	二	六	六六三	一一一	一六	六三	四六	二一	三四	九九一
		野方	三	二一	—	—	六一六	一六一	二五	六二	一三	四七	一二	九六〇
		計	五	四八	二	六	一、二七九	二七二	四一	一二五	五九	六八	四六	一、九五一
	被害價格	中野	—	—	—	三三圓	三九、三四二圓	一三、七九九圓	六七圓	一三、三〇七圓	—	一圓	—	六六、五四九圓
		野方	—	—	—	一圓	二二、六五五圓	五、五四四圓	二、四五八圓	四、〇一六圓	—	—	—	三四、六七三圓
		計	—	—	—	三三圓	六一、九九七圓	一九、三四三圓	二、五二五圓	一七、三二三圓	—	一圓	—	一〇一、二二二圓

備考　被害は該署管内、檢舉は該署、他署、他府縣全部を含む

第四節　保　安（交通事故）

道路交通に付ては歩道車道の區別に基く通行の制限、左側通行の義務、一時通行止の外、道路又はその交通の安全を妨ぐべき行爲を禁止又は制限する道路取締令があり、車馬等の交通に付ては他の交通の安全を障害せざらしめ、これ等の交通手段自身の安全を保護し、營業的交通手段につき一般乘客の利益を保護し、多數の乘客が共同に乘車する場合には車内の秩序を維持することを目的として道路取締令、自動車取締令等の定があり、營業の許可車體の檢査運轉手免狀の下附等が定られる。取締は原則として普通警察官廳が之を掌り、鐵道自動車交通事業は鐵道省が掌る。

× × ×

昭和十三年中に於ける區内交通事故數は總計三三二件に及び、この中自動車によるものは最も多く全體の六二・四%を占め、自轉車の二四・四%が之に亞ぎ、以下は其の他の一一・四%、電車の一・八%の順位である。

被害別では負傷は六六・二%で、死亡は一・八%である。

保　安（交通事故）

年次	署別	自動車	自轉車	電車	其の他	合計 件數	合計 死亡	合計 負傷	合計 物件破損
昭和九年	中野	三五〇件	七四件	三件	五一件	四七八件	一人	二八七人	—件
昭和十年	中野	二八五	七三	四	三四	三九六	八	一三九	—
昭和十一年	中野	二四八	八五	一〇	四〇	三八三	八	二二九	—
昭和十二年	中野	一七〇	六五	一	二六	二六二	一	一七二	—
	野方	九二	一六	一	一三	一二二	三	五六	六三
	計	二六二	八一	二	三九	三八四	四	二二八	—
昭和十三年	中野	一三七	六四	三	三四	二三八	三	一六七	—
	野方	七〇	一七	三	四	九四	三	五三	三九
	計	二〇七	八一	六	三八	三三二	六	二二〇	—

第五節　衛　生

昭和十三年末現在に於ける傳染病發生件數は一、三〇六件で、其の中赤痢最も多く四〇・〇%を占め、猩紅熱の二三・七%、疫痢の二〇・五%之に亞ぎ、以下チフテリアの一〇・七%、腸チフスの四・二%、パラチフスの〇・六%流腦の〇・二%の順である。之を前年に對比すれば總計に於て一二・七%の增加である。

衞生（傳染病發生狀況）（昭和十三年末現在）

年次	署別	赤痢	疫痢	腸チフス	パラチフス	猩紅熱	チフテリア	流腦	計
昭和九年	中野	三一二	二二六	六〇	一〇	二四二	一八二	三	一、〇三五
昭和十年	中野	二九六	二二二	四八	四	二〇二	一七一	五	九四八
昭和十一年	中野	三三四	二一七	四九	五	一八〇	一六三	四	九五二
昭和十二年	中野	二九三	一三六	三四	五	一〇七	六〇	〇	六三五
	野方	一八八	一三六	二一	二	八九	六六	三	五〇五
	計	四八一	二七二	五五	七	一九六	一二六	三	一、一四〇
昭和十三年	中野	三一四	一六五	三三	七	一八二	七二	三	七七六
	野方	二〇九	一〇三	二一	一	一二七	六九	〇	五三〇
	計	五二三	二六八	五四	八	三〇九	一四一	三	一、三〇六

第二章　消　防

一、沿革の概要

江戸に於て消防制度の形態を爲すに至れるは慶安三年幕府が定火消を公設したるに始まる。正德二年には大名火消なる義務消防を編制して定備警戒に當らしめ、同六年更に不慮に備ふる爲方角火消なるものを組織した。享保二年三家並各藩大名をして其の居邸最寄り數丁を限り消防に從事せしめ、同三年に至り市民に命じて店火消なる義勇的消防を組織した、同四年この店火消をいろは四十七組とし、更に之を改正して十組とせる等數次の變遷を經て町火消が武士屋敷にも進出するに及び天明年間遂に市中消防の事は鳶人足の獨占する處となつて明治維新に至つたものである。

明治元年五月火役大名火消を悉く廢して兵部省中に火災防禦隊なるものを組織し、町火消のみは存して舊町奉行所たりし東京南北市政裁判所に屬せしめられたが、同年八月南北市政裁判所の廢せらるゝと共に町火消も東京府に屬し同府消防局の管轄を受くるに至つたが、同二年七月兵部省に於ける防禦隊を廢し町火消をして廓內外を問はず東京一般の消防に任せしめ、同三年十月町火消いろは組の內十二組を廢し、町抱鳶人足なる名稱を廢して新に消防組を組織し同時に英國から蒸汽喞筒一臺、馬牽腕用喞筒四臺、小形喞筒一臺を購入して自治制による舊弊を一掃せんとした。

明治四年東京府消防局を廢し、其の事務を司法省警保寮に移し六大區取締をして執行せしめた。同五年四月いろは組及本所深川の十六組の稱を廢して、其の人員にて消防組三十九組を編制し之を六大區に配置した。

明治七年一月東京警視廳新設せらるゝや東京府下に於ける消防事務の總てを管轄するに至り、安寧課に消防掛を置

き大區警視出張所之を總理し、小區巡査屯所之が補助をなすに至つたのである。

明治八年十二月消防事務を主管せる安寧課は第二局内に消防課を置き庶務、名簿、器械の三掛を設けた明治十年一月東京警視本廳を置き大警視をして府下警察事務を直營せしむると共に元、第二局を第二課と改め、消防課を消防掛と改稱、同十一年四月第二課消防掛を第一課に移した。

明治十三年六月第一課消防掛を廢して消防本部を置き職制章程防火卒規則職務心得等を制定し、本部長以下を任命し、消防事務一切を管掌せしめ玆に消防は始めて獨立したのである。

二、中野消防署

中野消防署は昭和七年十月一日、吾が中野區の市域編入と時を同じくして設置されたものである。

當初は假廳舍を本町通二丁目三六番地に設けたが、其後昭和八年三月八日現在の本町通四丁目四一番地に廳舍を新築移轉したのである。

第一節　消防職員

昭和十四年二月末現在に於ける消防職員は消防士一名、消防曹長七名、消防手五七名、書記二名計六七名で、定員の消防士一名、消防曹長七名、消防手四八名、書記二名計五八名に對し昭和十二、三、四年は五名乃至九名の超過であるが、事變物發により應召者續出し之が補充を爲せるに因るものである。

職員數

年次別	消防司令	消防士	消防曹長	消防手	書記	計
昭和七年	—	一	七	四八	二	五八
昭和八年	—	一	七	四八	二	五八
昭和九年	—	一	七	四八	二	五八
昭和十年	—	一	七	四八	二	五八
昭和十一年	—	一	七	四八	二	五八
昭和十二年	—	一	七（内應召者二）	五三（内應召者一三）	二（内應召者一）	六三（内應召者一六）
昭和十三年	—	一	七（内應召者三）	五七（内應召者一三）	二（内應召者一）	六七（内應召者一七）
昭和十四年	—	一	七（内應召者三）	五七（内應召者一二）	二（内應召者一）	六七（内應召者一六）

備考　定員は消防士一、消防曹長七、消防手四八、書記二に對し昭和十二、十三、十四年に於て消防手の定員四十八名を超加せるは、事變發生により、應召者續出し、之が補充をなせるに因る。因みに應召者は現職の儘である。

昭和十二年、十三年消防手欄は其の年末現在を示し昭和十四年は二月末日現在を示す。

第二節　消防設備並配置現況と消防職員

一人平均擔當戸數及人口

昭和十四年二月末日現在に於ける消防器具設備は自動車喞筒七臺、瓦斯器喞筒一臺、腕用喞筒一臺、望樓六基で之を消防署開設當時の昭和七年度に對比すれば、自動車喞筒に於て三臺を增し望樓に於て三基、火の見櫓二基の減である。

配置狀況に於ては消防署一署、消防出張所二所、機關員出張所二所で消防署設立當時と變動なく、職員の六七名は定員五八名に對し九名の增員を見るも事變應召者の補充に因るものである。

更に消防職員一人當世帶及人口狀態を觀るに昭和十四年二月末現在では世帶五九七、人口二、九八五の割合である。

消防設備並配置現況と消防職員一人平均擔當戸數及人口

年次	消防器具				配置狀況				一人擔當	
	自動車喞筒	瓦斯器喞筒	腕用喞筒	望樓	火の見櫓	消防署	消防出張所	機關員出張所職員	世帶	人口
昭和七年	四	一	一	九	二	一	二	二	五八	五七二
昭和八年	七	一	一	八	二	一	二	二	五八	五九五
昭和九年	七	一	一	六	二	一	二	二	五八	六三三
昭和十年	七	一	一	六	一	一	二	二	五八	六五〇
昭和十一年	七	一	一	六	一	一	二	二	五八	六八九
昭和十二年	七	一	一	六	一	一	二	二	六三	六五七
昭和十三年	七	一	一	六	一	一	二	二	六七	六七三
昭和十四年	七	一	一	六	〇	一	二	二	六七	五九七

人口	二、九八〇
世帶	二、六四二
職員	三、〇七五
消防出張所	三、三〇八
機關員出張所	二、九七
消防署	三、二七一
一人擔當	二、九八五

本表は昭和十四年二月末現在を示す

消防署並出張所、機關員派出所、機具置場の名稱及所在番地

名稱	所在	配置機械種別	臺數
中野消防署	本町通四ノ四一	A型ハドソン、Bハドソン	二臺
東中野出張所	昭和通一ノ三三	B型レオ	一
野方出張所	野方町一ノ九七三	A型ハドソン	一
新井機關員派出所	新井町二四七	A型ハドソン	一
川島機關員派出所	川島町二八	C型シボレー	一
野方消防組第一機具置場	大和町一三八	C型シトロエン	一
野方消防組第二機具置場	江古田三ノ一、三三九	瓦斯喞筒	一

喞筒自動車A型とは喞筒壓力一二〇封度に於て毎分放水量三七〇ガロン以上
同　R型とは同　一〇〇封度に於て同　三六〇ガロン以上
同　C型とは同　八〇封度に於て同　一六〇ガロン以上

腕用喞筒　一

第三節　火災件數及損害調

昭和十三年中本區内に於ける出火度數は三六件で前年より一件を增し、前々年より三件の減少にして、この内失火が最も多く三四件（九四%）に及び、放火は二件に過ぎない。出火度數三六件中二四件（六六%）は卽時消止、一〇件は不延燒、二件は延燒である。

次に出火度數を月別に見るに一月の八件最も多く、二月の七件之に亞ぎ以下四月、十二月の順序である。更に此等火災に依る損害額を概觀するに二七、五〇三圓を示し前年及前々年に比すれば著しい減少であるが、前年及前々年に於ける損害額の著大なるは東京高等學校及女子經濟專門學校の燒失に原因するものである。

火災件數及損害調

年次	出火件數	火災損害額
昭和七年	二二	一〇四、三五八、〇〇圓
昭和八年	五四	一三七、〇三七、〇〇
昭和九年	四五	五五、七〇三、〇〇
昭和十年	三五	六九、三九二、〇〇
昭和十一年	三九	一二二、三〇七、〇〇 火災損害額の著大は女子經濟專門學校の燒失に困る。
昭和十二年	三五	二九七、〇六六、〇〇 火災損害額の著大は東京高等學校の燒失に因る。
昭和十三年	三六	二七、五〇三、〇〇
昭和十四年	一二	八六、〇〇

備考　昭和十四年度は二月末日現在を示す

昭和十三年中に於ける火災度數罹災世帶數及火災原因別調

月次	總數	延燒	不延燒	卽時消止	總數	全燒	半燒	小火	總數	放火	失火	自然發火	其他	不明火
一月	八	一	一	六	一〇	三	一	六	八	一	七			
二月	七			五	七		二	五	七		六			
三月	二			二	二			二	二		二			
四月	五			五	七		一	六	五		五			
五月	二			二	二			二	二		二			
六月	一			一	一			一	一		一			
七月	二			二	二			二	二		二			

八月	一	—	—	一	一	—	—	一	一	—	一	—	—	—
九月	一	—	一	—	一	一	—	—	一	—	一	—	—	—
十月	一	—	一	—	一	一	—	—	一	—	一	—	—	—
十一月	二	—	—	二	二	—	—	二	二	—	二	—	—	—
十二月	四	—	—	四	四	—	—	四	四	—	四	—	—	—
計	三八	二	一〇	二四	四〇	一〇	四	三六	三六	二	三四	—	—	—

第三章 刑務所

豊多摩刑務所沿革

東京の監獄は慶長八年始めて、江戸常盤橋外に設置せられたるも其の名稱今審ならず、延寳五年之を小傳馬町に移し囚獄と稱し或は牢屋敷とも云はれた。

其の後明治二年刑部省の管轄する所となり之を獄司と命く。明治四年八月囚獄司を廢し東京府に屬せしめ之を囚獄掛と稱した。明治八年五月市ヶ谷町に移轉し市ヶ谷町囚獄役署と稱したが、明治九年二月內務省所管となり市ヶ谷囚獄署と改む。

明治十年八月、囚獄署を廢し警視廳に監獄本署を設け更に市ヶ谷監獄支所と稱した。明治十四年一月監獄本署を廢し支署を市ヶ谷監獄署と改め明治十七年八月に再び市ヶ谷監獄分署と改稱、明治十七年七月監獄本署を警視廳監獄と改め由て警視廳監獄市ヶ谷分署と改め後市ヶ谷支署と稱した。

明治三十年警視廳に第四部を置き支署を市ヶ谷監獄署と稱した。明治三十六年四月監獄官制の發布に依り監獄は司法大臣の直轄となりて市ヶ谷監獄に改稱、明治四十二年五月地を現在の新井町三七〇番地に移し改築に着手明治四十三年三月同所に移轉大正四年三月建築竣成同年五月豊多摩監獄と改稱し大正十一年十月更に豊多摩刑務所と改稱せられた。

偶大正十二年の大震災に依り大破を蒙り直に復舊工事に着手し昭和六年五月三十一日工を竣り新築落成今日に至る。

敷地及建物坪數調 (昭和十四年三月末現在)

種別		土地 構內	土地 構外
敷地總坪數		一八、四一九、〇〇坪	二二、三六九、〇〇坪
內譯	耕耘地	—	一一、〇〇四、〇〇
	官舍敷地	—	七、三〇〇、〇〇
	合宿所敷地	—	五八一、〇〇
	道路及庭園	—	二、九八四、〇〇
	墓地	—	五〇〇、〇〇

種別		建物 構內	建物 構外
建物總坪數		八、六〇九、〇〇坪	一、五二二、〇〇坪
內譯	事務所延坪數	一、一二〇、〇〇	—
	居房延坪數	三、三九九、〇〇	—
	工場延坪數	一、三六二、〇〇	—
	病舍延坪數	二二七、〇〇	—
	其他附屬建物坪	二、五〇一、〇〇	—

官舍延坪數	一、一一四、〇〇
合宿所延坪數	九六、〇〇
其他建物延坪數	三一二、〇〇

職員の任免（昭和十三年度）

職別	定員	任免 新任	任免 轉勤	任免 計	免 退官	免 轉官轉勤	免 死亡	免 計	年末現在
典獄	一	—	—	—	—	—	—	—	一
典獄補	一	—	一	一	—	—	—	—	一
看守長	一五	一	二	三	一	二	—	三	一〇
保健技師	三	一	—	一	—	—	—	—	一
同技手	一	—	—	—	—	—	—	—	一
教誨師（奏任待遇）	一	—	—	—	—	—	—	—	一
同（判任待遇）	二	—	—	—	—	—	—	—	二
教師	一	—	—	—	—	—	—	—	一
作業技師	一	—	—	—	—	—	—	—	一
同技手	一九	三	一	四	一	二	—	三	二〇
同助手	六	二	—	二	—	—	—	—	二
藥劑師	一	—	—	—	—	—	—	—	一
看守	二五四	四五	一四	五九	二	三	—	五	二四三
女看守囑託	一	—	—	—	—	—	—	—	一
雇員	一九	五	—	五	—	—	—	—	一九
火夫	二	—	—	—	—	—	—	—	二
運轉手	四	—	—	—	—	—	—	—	四
給仕	三	一	—	一	—	—	—	—	一
小使	八	二	—	二	—	—	—	—	二
作業囑託	二	—	—	—	—	—	—	—	二
警務囑託	二	三	—	三	—	—	—	—	三
教務囑託	一	二	—	二	—	—	—	—	二
其他事務囑託	一	—	—	—	—	—	—	—	一
臨時傭人	一	—	—	—	—	—	—	—	一
計	三四八	六九	二二	九一	三	五	—	八	二四三
前年中	三四七	八八	二五	一一三	三九	二〇	一	六〇	二三〇

收入（昭和十三年度）

經常部 款項目	調定額 圓	收入濟額 圓	收入未濟額
官業及官有財産收入	刑務所收入	一、三五六、二三七、〇二〇	一、三五六、二三七、〇二〇	
	刑務所收入	三九三、二三〇	三九三、二三〇	
雜收入	恩給法納金	一、四一九、六七〇	一、四一九、六七〇	
	文官納金	五八〇、七八〇	五八〇、七八〇	
	警察監獄職員納金	〇、九〇〇	〇、九〇〇	
	待遇職員納金	二七、一七〇	二七、一七〇	
	返納金			
雜入雜收				
經常部計		一、三五八、六五八、七七〇	一、三五八、六五八、七七〇	
臨時部		二、五一四、六四〇	二、五一四、六四〇	
官有物拂下代	物品拂下代	二、五一四、六四〇	二、五一四、六四〇	
臨時部計		二、五一四、六四〇	二、五一四、六四〇	
合計		一、三六一、一七三、四一〇	一、三六一、一七三、四一〇	
前年度		五一七、五六八、五一〇	五一七、五六八、五一〇	

備考　一、刑務所收入調定額及收入濟額中には前年度より繰越額中本年收入濟の分六二九圓〇〇〇及調査外誤納額一、五九〇を併算す。

歲出（昭和十三年度）

經常部 科目	支出額	內國旅費	一、七五二、九五〇
刑務費	一、三三二、七四三、八二〇	給與	七一、〇四〇、二二〇
俸給	二一、三〇二、九〇〇	雇員給	九、二四一、四四〇
賞與	一、八五五、〇〇〇	傭人料	三、五〇一、〇二〇
事務費	三五四、一〇二、九一〇	看守被服及帶具費	五、七一三、二三〇
備品費	一、四六一、四一〇	傭人被服費	一〇三、九四〇
圖書及印刷費	一八三、四九〇	試驗費	四一九、五〇〇
筆紙墨文具	一、二二一、四〇〇	雜費	六、二七九、四〇〇
消耗費	八九二、四七〇	收容費	一、〇五七、三三八、〇一〇
通信運搬費	六五二、六五〇	食料費	七九、九六一、四一〇
各所修繕	三、五五二、五五〇	被服費	三、四〇一、六六〇
奏任及判任待遇者俸給	一四八、〇八七、二四〇	奏任俸給	五、六四〇、四六〇
		判任俸給	一三、六四〇、一三〇

年功加俸給及特別俸加給　一六七、三一〇
就業費　八四二、五八〇、〇〇〇
護送費　一七、五二八、三一〇
給與　三八、〇〇三、〇〇〇
留置人費　四一〇、五六〇
療養費　六、四〇五、二一〇
圖書及學習費　八八〇、六八〇
雜費　六八、一六七、一八〇
諸支出金　一、〇八一、七三〇
諸支出金　一、〇八一、七三〇
看守給助　一、〇八一、七三〇
經常部計　一、三三三、八二五、五五〇

臨時部

科目	支出額
臨時刑務費	三三、四一四、九四〇
俸給	一、〇〇〇、一二〇
判任俸給	八八四、一二〇
賞與	一一六、〇〇〇
事務費	三二、四一四、八二〇
備品費	五八三、五四〇
圖書及印刷費	一六三、一八〇
筆紙墨文具	三一三、五九〇
消耗品	五七七、〇六〇
通信運搬費	八三六、八〇〇
奏任及判任待遇者俸給	一八、三五一、一二〇
內國旅費	六六三、三四〇
給與	七、五一一、二三〇
雇員給	二、七一四、九九〇
看守被服及帶具費	四一五、三七〇
雜費	二八四、六〇〇
營繕費	一、九四四、九二〇
新營費	一、九四四、九二〇

各所新營　一、九四四、九二〇
恩赦執行費　一五二、四八〇
恩赦執行費　一五二、四八〇
廳費　一三、五八〇
內國旅費　四、五〇〇
雇員給　一二〇、〇〇〇
雜費　一四、四〇〇
災害費　四、二八五、一〇〇

入所受刑者刑名刑期別（昭和十三年度）

懲役刑期別	人數
十年以下	二七
定期刑 五年以下	六一
三年以下	五三
二年以下	一二六
一年以下	七四六
六月以下	二九五

小菅刑務所其他風水害復舊費　四、二八五、一〇〇
廳舍官舍其他復舊　三、九八九、〇〇〇
事務費　二九六、一〇〇
臨時刑務費補足　三、九〇八、三五〇
事務費補足　三、九〇八、三五〇
奏任及判任待遇者俸給　三、九〇八、三五〇
臨時部計　四三、七〇五、七九〇
總計　一、三三七、五三一、三四〇

三月以下		一三〇
不定期刑	計	一、四三八
十年以上	五年以下	—
五年以上	三年以下	—
四年以上	三年以下	—
三年以上	二年以下	—
一年六月以上	一年以下	—

刑名	刑期別	人數
禁錮	三月以下	一三
	六月以下	九
	一年以下	四
	二年以下	一一
	三年以下	一
計	二年以上三年以下	—
	一年以上二年以下	—
	一年以上三年以下	—
	二年以上五年以下	—

拘留區分（豐多摩刑務所）

拘留	人數
二百日以下	二
百日以下五十日以下	一五
五十日以下三十日以下	三一
三十日以下	四三
計	九一

被告	人數
總計	一、五五七
前年中	一、七七二

一、東京拘置所ニ於テ裁判確定シタル刑期二月以上七年未滿ノ男懲役並禁錮受刑者ニシテ二十歳以上ノ初犯者（昭和十年二月二十一日行甲一九七ノ一號）

一、上訴確定後橫濱刑務所ヘ送還セラルヘキ初犯者（大正十三年八月二十三日行丙第一、五九〇號）

一、懲役禁錮ノ刑ト拘留又ハ勞役場留置トヲ併科スルモノニ限リ拘留又ハ勞役ノ執行ヲ爲ス（大正十一年十月十四日行甲第一九七ノ一號）

一、治安維持法違反受刑者ニシテ行刑局長ノ指定ニ依ルモノ（昭和五年七月七日行甲第一、〇一六號）

入所受刑者罪名別（昭和十三年度）

法	刑名	人數
刑法	窃盜	六八二
	強盜	五〇
	賭博及富籤	一七八
	詐欺及恐喝	一六九
	橫領	一二八
	贓物に關す	三二
	通貨僞造	四
	文書印章有價證券僞造	四三
	僞證誣告	—
	職務	三
	傷害	三四
	殺人	三二
	墮胎	一
	猥褻姦淫重婚	一四
	騷擾	—
	公務執行妨害	—
	皇室に對する	—
	放火	二八
	住所侵害	二
	略取及誘拐	五
	其他	二三
	計	一、四二七
特別法	陸海軍刑法	七
	選擧法	二二
	新聞紙法出版法	一

別法					
治安維持法	二	其他			—
暴力行爲等處罰法	一	計			三七
爆發物取締罰則	—	總計			一、四六四
銃砲火藥類取締罰則	—	前年中			一、五八九
治安警察法違反	五				△一〇二
警察犯處罰令	—				

△印は刑事被告人を示す。

收容者出所人員（昭和十三年度）

種別	懲役	禁錮	拘留	勞役	被告	被疑	計
刑期終了	一、〇九八	一二	—	八九	—	—	一、一九九
假釋放	一八八	三八	—	—	—	—	二二六
刑執行停止	一	—	—	—	—	—	一
逃亡	—	—	—	—	—	—	—
死亡	二四	二	—	—	—	—	二六
移送	一七七	—	—	—	—	—	一七七
保釋	—	—	—	—	—	—	—
勾留執行停止	—	—	—	—	—	—	—
資格異動	八九	二	—	一	—	—	九二
釋放	一	—	—	—	—	—	—
計	一、五七七	五四	—	九〇	—	—	一、七二一
前年中	一、五二二	六一	—	八一	一〇二	—	一、七六六

附表

種別	一級	二級	三級	四級	不適用	計
刑期終了	一九	八〇	一二二	二	八七二	一、〇九五
假釋放	八七	二八	一	三	六八	一八七

最近三年間に於ける釋放並再入調

釋放者	累進處遇令適用者					不適用者	合計
年次	一級	二級	三級	四級	計		
昭和十一年	八〇	七二	八九	八	二四九	一、〇三〇	一、二七九
昭和十二年	九七	七五	一〇〇	四	二七六	九〇〇	一、一七六
昭和十三年	一〇六	一〇八	一二三	五	三四二	九四〇	一、二八二
計	二八三	二五五	三一二	一七	八六七	二、八七〇	三、七三七

再入者累進處遇令適用者

年次	一級	二級	三級	四級	計	不適用者	合計
昭和十一年	一〇	二八	五五	九八	二八九	三八七	
昭和十二年	一五	二二	四二	一八〇	三二六	四〇六	
昭和十三年	一三	二六	三七	七八	四三五	五一三	
計	三八	七六	一三四	二五六	一、〇五〇	一、三〇六	

第十五編　町會

第一節　沿革

地方自治制度の實體を成す隣保團結の社會現象そのものは、固より過去の歴史に舊き淵源を持つてゐるが、就中今日の町會は江戸時代の五人組、名主又は年寄の庶民自治制度の精神を汲むものであり、それが大震災と市域擴張、區劃整理、衞生組合設置規程の制定等、社會的事件の勃發を一轉機として、内容的にも、外形的にも著しい躍進を遂げ、今や市、區政の根柢に之を無視することの出來ない大きな存在となつてゐる。而して此の趨勢は近時識者の關心を惹起し、町會の制度並に之が統制には各種の輿論が聞かれるやうになつたのである。

第二節　區内に於ける町會

本區内に於ける町會の發生も近時の現象であり、而かも舊い時代に於ける所謂町總代等の制と一脈の牽連を有する自治的交隣團體である。

而して現存町會創立の動機を嘗るに、孰れも大震災、市域擴張、區劃整理、衞生組合設置規程の制定等の社會的事件の勃發を契機として、町内親睦の爲め設立せられたるもので、昭和十三年始に於けるその現況は左記の通である。

町會（昭和十三年）

町會名	事務所々在地	創立年月日	會員數	役員 會長	副會長	會計	其他
南中野町會	新山町二ノ三六	昭和七年十月一日	一、七〇〇	一	二	五	四八
榮町通一丁目町會	榮町通一ノ二三	同	二七三	一	一(兼)三		一八
榮町通二丁目町會	榮町通二ノ八	同	一九三	一	二	—	一四
富士見町會	富士見町六〇	昭和七年十月二十五日	一二七	一	二	—	一八
前原町會	前原町二五	同 十月一日	一八九	一	一	—	一八
神明町會	神明町四三	同	二七〇	一	二	三	七
川島町會	川島町三七	同	四八二	一	二	二	三五
川島町會	川島町五〇	同 十一月十一日	二五五	一	二	二	一〇
本鄉町一丁目町會	本鄉町一ノ二二五	昭和八年十月一日	二九五	一	二	一	一二
本鄉通二丁目町會	本鄉通二ノ一七九	昭和七年十月一日	五〇五	一	三	三	一七
向臺町會	向臺町三〇	昭和八年十月一日	五五二	一	—	—	一八
道玄町會	道玄町六	同 四月	二九三	一	二	—	一九
相生東鄉町會	東鄉町二一	昭和七年十月一日	八〇一	一	二	—	一八

町會名	事務所々在地	創立年月日	會員數	役員 會長	副會長	會計	其他
朝日ケ丘町會	朝日ケ丘二	昭和九年九月	二七〇	一	二	二	一〇
千代田町會	千代田町二三	大正十二年三月三十日	三三八	一	二	二	一〇
宮里町會	宮里町一一	昭和九年六月	六三五	一	二	二	三〇
西町會	西町一九	昭和十一年七月一日	二四五	一	—	—	一三
小淀町會	小淀町六	大正十三年一月一日	二六三	一	二	二	一六
山下町會	塔ノ山町三四	昭和八年四月一日	九二〇	一	二	二	二五
大下町會	本町通一ノ一	明治三十八年一月	一九八	一	一	一	一八
中央町會	本町通三ノ一六	昭和七年十二月十八日	七六六	一	二	—	二五
本町通三四町會	本町通三ノ三八	昭和八年十一月三日	六三三	一	二	二	三三
橋場町通	橋場町三九	明治三十八年四月	一、三八三	一	一	二	八
五丁目町會	本町通五ノ七	昭和十年十二月一日	六四七	一	二	二	六六
六丁目町會	本町通六ノ二	昭和十年十一月二十五日	五五〇	一	一	二	一〇
東中野小住町會	住吉町七	大正十二年八月十五日	三八〇	一	二	—	二六
小瀧町會	小瀧町一九	昭和七年十月三十一日	二九九	一	二	—	四〇
東中野町會	氷川町二〇	大正十三年十一月十日	七八〇	一	二	二	一五
上ノ原高根聯合町會	高根町七	昭和八年七月十四日	四二〇	一	二	二	五三

城山町會	城山町一〇	昭和七年十月一日	九五〇	—	一	二	三六				
宮園通一丁目町會	宮園通一ノ七	昭和八年一月七日	一四〇	一	二	二					
宮園通二丁目町會	宮園町二ノ四	昭和七年十月一日	三〇七	一	一	二	一七				
宮園通三丁目町會	宮園通三ノ四	昭和九年一月二十日	二三三	一	—	—	二三				
上仲千光町會	上町二二	昭和六年三月二十二日	九五七	一	三	—	六〇				
宮桃町會	宮園通五ノ三六	昭和八年十月一日	三六八	一	二	二	一三				
園聯合町會	中野驛前一四	昭和八年一月	六七〇	一	二	二	八				
原北會	昭和通二ノ一〇	大正十三年一月十日	三五三	一	二	三	三				
大塚睦會	櫻山町一三	大正十二年十月	四一〇	一	—	一	三				
櫻山町會	櫻山町四五	昭和七年十二月四日	一三〇	一	二	—	三五				
文園町會	文園町四二	同　十　月	一八〇	一	二	二	五				
天神町會	天神町一一	同　十月一日	三五〇	一	二	二	四〇				
昭和通二丁目町會	昭和通二ノ四五	昭和八年十月一日	二三〇	一	二	一	一四				
打越町會	打越町四六	昭和七年十一月六日	五一六	一	—	二	三五				
昭和通三丁目町會	昭和町三ノ一八	同　十　二　月	五九〇	一	三	—	一				
上高田一丁目町會	上高田一ノ一九八	大正十四年一月	六〇〇	一	二	二	六				

上高田共和會	上高田一ノ一八	昭和四年七月二十日	三五〇	一	一	二	一七				
上高田隣人會	上高田一ノ二五二	同　十月二十日	三一三	一	二	二	一八				
上高田町榮會	上高田一ノ二六三	昭和六年六月	三一〇	一	一	二	一二				
上高田昭和會	上高田二ノ三八〇	同年六月十四日	二四三	一	—	二	二四				
高東會	上高田二ノ三一一	昭和三年一月一日	三一〇	一	一	二	一七				
北原自治會	上高田二ノ四〇九	昭和四年二月七日	一八一	一	—	二	一五				
新井昭和會	新井町一七一	同　十月二十日	二四一	一	二	二	二二				
新井共和會	新井町二四五	大正十五年二月一日	二四八	一	二	二	三五				
新友會	新井町四二六	大正十四年一月	五五〇	一	二	二	二一				
新井中央町會	新井町四四八	昭和八年六月十日	四二五	一	二	二	九				
新井同志會	新井町四八四	大正十五年八月	一〇五	一	二	二	一三				
一新會	新井町五〇三	大正十三年九月一日	三三七	一	二	二	三〇				
原町會	新井町六六三	昭和十年四月三日	三四〇	一	三	四	二八				
片山町會	江古田一ノ二、一三七	昭和八年一月二十四日	四〇〇	一	二	—	二〇				
信愛會	江古田一ノ一八〇	昭和五年六月五日	六八	一	二	—	一〇				
江古田親和會	江古田一ノ一七一	大正十四年四月二十五日	一九六	一	二	—	三三				

江和會	江古田二ノ九三五	昭和二年二月五日	三三〇	一	二	一	一六
江古田三丁目町會	江古田三ノ一、二三五	昭和六年二月十日	二五〇	一	二	二	一四
丸山會	江古田四ノ一、五一〇	同　四月五日	二六七	一	二	四	一〇
籠原會	江古田四ノ一、八七三	昭和八年二月	七〇	一	一	一	七
沼袋町會	沼袋町二一一	大正十四年十二月一日	一、一〇五	一	二	三	一八
野方町會	野方町一ノ八五八	昭和二年四月	一、〇一〇	一	三	四	八三
新交會	野方町二ノ一、六〇九	昭和八年四月二十九日	一〇八	一	—	—	九
新橋町會	野方町二ノ一、一六五	昭和四年六月十五日	三〇〇	一	三	—	五三
原大久保町會	野方町二ノ一、六三三	大正十一年十一月三日	一三〇	一	二	二	一
原大久保睦會	野方町二ノ一、五九六	昭和九年七月五日	三四五	一	二	—	一四
三谷町會	野方町二ノ一、五四七	昭和四年九月十四日	五六六	一	三	六	六
中町會	大和町八四	大正十五年六月二十五日	五五三	一	二	二	四三
大和町會	大和町三五二	大正十二年八月一日	一、九三三	一	二	—	四四
鷺盛會	鷺宮一ノ三八四	明治四年十二月	七五〇	一	一	—	二三
鷺交會	鷺宮二ノ七九五	昭和七年十月一日	一五三	一	一	—	一四
鷺宮北部町會	鷺宮三ノ一七〇	昭和七年十一月五日	一四七	一	四	—	六六

中野驛南口町會　中野驛前一九
新山通一丁目町會　新山通一ノ一〇

昭和十二年十月六日	三五〇	一	二	二	一三		
昭和十三年五月	五三五						

第三節　町會の組織

町會は居住世帶主を成員として、自治的に共通の福利增進を圖る爲に組織せられた地域團體である。然しその構成は一定標準を缺く爲め、種々雜多である。

本區の町名數は五〇、町數（一丁目を一町と見做した場合）は七七で、此の中に七九町會が成立して居る。其の地域は廣狹區々であるが、勿論これは町會設立當時の事情に因ると雖、更に遡つて積ふるに町そのものゝ設定に當り地域に廣狹の差があつたと云ふことに原因して居る。

一、機　關

町會は議決機關として總會を有し、議決事項として歲入出豫算の決定、決算の承認、役員の選擧、會則の改正其他重要事項がある。會務は會長又は代表者が之を代表し、補佐機關として役員を置いてゐる。

總會は町會の全成員を以て構成し、春季一回開會するを普通としてゐる、臨時總會は緊急事件の發生したる場合、會員の一定數の要求、役員會の決議、會長の裁斷等によつて召集されるのであるが、其の決議方法は出席會員の過半數を以て決することを原則とする、其の定數を「全會員ノ二分ノ一以上ノ出席」「全會員ノ三分ノ一以上ノ出席」等と定めたものがあり、又缺席會員の意志を委任狀に依り代理せしむるものもある。

二、役　　員

町會には會長以下各種の役員がある、會長は會務を統轄する者である。其の名稱に於ては幹事長、理事長等種々ある。會長の選出方法には、會員の直接選擧、役員會の互選、前任者の指名又は推薦等がある。

會長の外に副會長、相談役、顧問、監査役、評議員、其他委員、幹事等の補佐機關がある。

是等の役員は役員會を組織し、或は會務に關する議決を爲し、其他一般會務を分掌するのであるが、事務繁多の現時では有給の事務員を使用する傾向にある。

三、會　　員

町會を構成するものは普通居住者であるが、會員たる權利義務の行使は世帶の代表者である世帶主に依つて爲されて居り、町會の規約に「區域内居住者全部ヲ會員トス」又は「區域内ニ一戸ヲ構ヘル世帶主ヲ以テ會員トス」と、其の資格を定めて居るものが多い。

尙町會の區域内に在る法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所等を會員として、規定して居る町會もある。

會員は總會の議決に加はり、會長其他役員を選擧し、會の行ふ一切の事業より、便益を享ける權利を有するが其の義務として、會費を負擔すること、會の役員に就任することである。

町會役員の任期は大部分一年乃至二年であるが、總ての町會では役員の重任を認めて居るので、役員の職務的性質上、町内の人望家が推されて居るものが多く、從つて長期に亘つて就任して居る者が非常に多い。

第四節　町會の事務

過去に於ける町會の事務は、氏神祭禮、慶弔、兵事等近隣交睦を其の中心として居たが、現在では町會事業の重點は保健衞生に移つて居る感がある。又人事相談等を通じて方面事業と連絡して、社會事業方面への進出を見るやうになつたことも注目すべきことである。

今町會事務の大略を述べると次の如くである。

一、官公署との連絡交渉に關する事務

本事務は例外なく總ての町會に於て遂行されて居るが、市、區役所並警察署より區民へ傳達方を依賴する示達の徹底、防火盜難豫防の注意、又一般住民への周知事項、國旗の揭揚、納稅の心得、地方災害義捐金の募集、勤儉奬勵、學校生徒の募集等が其の主なるものであり、又照會事項としては町内德行者、功勞者、高齡者等の調査報告等である。

二、衞生に關する事務

主として豫防注射、衞生講演會、展覽會の開催、蚊蠅の驅除、下水溝渠の浚渫、清潔方法の施行等である。

三、保安に關する事務

關東大震災直後に於ける自警團の仕事から轉化發達せる事務にして、夜警（火の番）の外に災害豫防の宣傳、街燈の設置、消火栓、火災報知機の設備等である。

四、祭事に關する事務
氏神祭禮を主とし其の他祝祭日等に祝賀を奬勵する等敬神崇祖の思想普及である。
五、兵事に關する事務
兵事に關する事務としては、出征、凱旋、入營及退營兵士の歡送迎、これに對し慶福慰勞の意味を以てする金品の贈呈、出征兵士の遺家族訪問、慰安等である。
六、慶弔に關する事務
慶弔に關する事務は、町會が會員、家族の出産、死亡、婚姻等の場合に於て、會員を代表して賀詞若くば弔辭を述べ若干の祝金又は香花料を贈呈し慶弔の禮を行ふのである。
七、救濟に關する事務
町會地域並に他地方の災害に對する救濟を主とするものである、特に市、區に於ける災害義金の募集は町會の手を通じて行ふ場合が非常に多い。
八、教育に關する事務
小學校後援會を中心として、教育映畫會、講演會の開催等である。
九、表彰に關する事務
町會區域内の善行者、高齢者、孝子節婦並に町會功勞者を表彰するのである。
一〇、其他に關する事務

「其の他」の事務として人事相談、賴母子講又は貯金組合奬勵等の金融に關する事務、門松飾、祭禮飾付、諸届願書の取扱等を擧げることが出來る。

取扱事務件數（昭和十三年）

町會名	町會固有の事務	市區役所よりの依賴	警察署よりの依賴	消防署よりの依賴	防護團よりの依賴	其の他	計
南中野町會	一八件	一三件	七件	二件	四件	三件	四七件
榮町通一丁目町會	—	—	—	—	—	—	—
榮町通二丁目町會	—	—	—	—	—	—	—
富士見町會	五三	六二	二二	三	五	二九	一七四
前原町會	二五	七六	一三	八	三	二〇	一四五
神明町會	一〇〇	八六	一六	六	五	二〇	二三三
川島町會	二八	三九	二一	六	三	一二	一〇九
睦町會	八〇	四五	二五	一五	二	—	一六七
本郷通一丁目町會	—	—	—	—	—	—	—
本郷通二丁目町會	一〇〇	九七	一八	一〇	六	五六	二八七
向臺町會	—	—	—	—	—	—	—

道玄町會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
相生東郷町會	一二〇	一八〇	六〇	一〇	二〇	一〇	四〇〇
朝日ヶ丘町會	六〇	一二〇	三〇	一〇	六	五	二三一
千代田町會	四三	七〇	一五	一〇	一〇	二〇	一六八
宮里町會	三〇	一三八	一五	五	三	二五	二一六
西町會	二九	二六八				一一	三〇八
小淀町會	一五〇	六〇	一〇	一〇	二〇	三〇	二八〇
小下町會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
大下町會	一〇	四一	一一	｜	二	三	六七
中央町會	七二	八五	一二	四	七	一五	一九五
本町通三四町會	｜	一一八	四五	一八	三八	四九	二六八
橋場町會	一〇〇	一一五	六五	二〇	一〇	一〇	三二〇
五丁目町會	四九〇	七〇	一九	三	二	一一	五九五
六丁目町會	二五〇	一五八	一二	八	五	一三	四四六
東中野小住町會	七七	九三	二〇	六	六	｜	二〇六
小瀧町會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜

東中野町會	一七九	七六	一八	一二	一一	一〇	三〇六
上ノ原高根聯合會	一五〇	九〇	二〇	七	六	｜	二七三
城山町會	七〇	三〇	三〇	五	五	｜	一四〇
宮園通一丁目町會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
宮園通二丁目町會	三〇	九〇	一五	八	五	一〇	一五八
宮園通三丁目町會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
上仲千光町會	六一	八三	一七	九	六	九七	二七三
宮桃町會	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
園聯合町會	五〇	二五〇	六〇	一〇	五	三〇	四〇五
原北會	一〇〇	八〇	一五	五	五	｜	二〇五
大塚睦會	七四	七六	二三	四	五	二二	二〇四
櫻山町會	一七	一二八	一五	八	四	一八	一九〇
文園町會	五	一〇	一〇	七	四	一五	五一
天神町會	｜	八六	一六	六	三	一二	｜
昭和通二丁目町會	三〇〇	二〇〇	三〇	一〇	二〇	二〇	五八〇
打越町會	一二〇	八四	一三	四	六	一〇	二三七

昭和通三丁目町會	—	—	—	—	—	—	—
上高田一丁目町會	五〇	六〇	二〇	一〇	一〇	一五	一六五
上高田共和會	—	—	—	—	—	—	—
上高田隣人會	—	—	—	—	—	—	—
上高田町榮會	—	—	—	—	—	—	—
上高田昭和會	—	—	—	—	—	—	—
高東會	七	一〇	二	—	—	—	一九
北原自治會	五〇	三六〇	一〇〇	五	一〇	—	五二五
新井昭和會	—	—	—	—	—	—	—
新井共和會	一二〇	五〇	二〇	五	五	—	二〇〇
新友會	一五	七八	一三	七	一五	二八	一五六
新井中央町會	一八〇	二四	一〇	四	五	八	二三一
新井同志會	二三	四八	三	二	三	二一	一〇〇
一新會	二〇	二〇〇	一五	五	五	—	二四五
原町會	四七	五九	一七	二	一五	—	一四〇
片山町會	五三	五一	五	五	一〇	八	一三二

信愛會	二四	八六	二二	三	一一	三〇	一七六
江古田親和會	二四	八六	二二	三	一一	三〇	一七六
江和會	二〇	二四	一四	五	六	一一	八〇
江古田三丁目町會	一〇	—	—	一	—	—	—
丸山會	—	—	—	—	—	—	—
籠原會	—	—	—	—	—	—	—
沼袋町會	三六	一〇	七	三	二	二	六〇
野方町會	二〇	一三一	二三	一〇	五	五五	二四四
新交會	二〇	三〇	一〇	五	二	一〇	七七
新橋町會	七	六	四	四	一	—	二二
原大久保町會	三六	三四	一三	一二	五	七	一〇七
原大久保睦會	二〇〇	一二〇	二五	二〇	三〇	五〇	四四五
三谷町會	六三	八二	一六	八	一〇	九五	二七四
中町會	一〇九	九七	一九	七	三	四一	二七六
大和町會	八四	一四六	一六	二	一〇	三九	二八七
鷺盛會	三八	九五	一三	六	五	一五	一七二

鷺交會	六四	八九	三七	六	四	八	二〇八
鷺宮北部町會	四二	七四	一六	三	五	九	一四九
中野驛南口町會	—	—	—	—	—	—	—
新山通一丁目町會	—	—	—	—	—	—	—

第五節　經費

町會は會計年度の開閉時期は不統一であるが、普通會計年度を暦年として居るものが多い。

經費は町會歳入の主要部分を占める會費（會員の負擔金）及有志の寄附金を以て、之に充てゝ居る。

町會經費の收支額を町會別に示せば左表の如くである。

町會經費（昭和十三年三月末現在）

町會數	七九			
町會員數	三五、八〇〇名	町會費（月額）	最高	一六・〇〇圓錢
一町會當り歳出額	最高 五、九三五圓		最低	・〇五錢
	最低 四七七圓	收入		
		町會費		一一三、九五八圓

區補助金	二、一四三	祝祭費	九、一五四
寄附金	六、四五九	慶弔親睦費	九、二七三
財産收入	五七九	兵事表彰恤救費	七、三七六
事業收入	三、五〇七	會議費	五、〇二六
繰越金	一九、六九三	事務費	二〇、二四六
其の他	六、三二四	街路照明費	三三、五二八
合計	一五二、六六三	土木其他施設費	五、一六三
支出		寄附金負擔金	四、四八一
		繰越金	一九、九六九
衛生費	九、一六四圓	其の他	一四、四二八
警備費	一四、八五五	合計	一五二、六六三

經費（町會別）

收入

町會名	町會費	區補助金	寄附金	財産收入	事業收入	繰越金	其の他	合計
南中野町會	四、一二八圓	一二二圓	一四五圓	一八圓	—圓	九九九圓	二九六圓	五、七〇八圓
榮町通一丁目町會	六二九	一六	二九	—	—	二四	—	六九八
榮町通二丁目町會	六二〇	一二	三三五	—	三六	二二〇	五六	一、二七九

富士見町會	六二六	八	—	—	一七	七〇	一〇	七三一
前原町會	四六一	一二	五	—	—	五二	—	五三〇
神明町會	一、二八一	二二	七九	—	—	一五一	—	一、五三三
川島町會	一、一七一	二七	五二	—	—	八八	—	一、三三八
睦町會	五三五	一四	四五	—	—	一三〇	—	七二四
本郷通一丁目町會	八五〇	一九	四〇	—	—	三	一〇〇	一、〇一二
本郷通二丁目町會	一、三一七	二七	—	—	一〇二	三五	四一	一、五二二
向臺町會	七二二	三三	—	—	—	一〇三	五	八六三
道玄町會	一、一四五	一七	二〇	一六	—	九八四	—	二、一八二
相生本郷町會	一、一三八	五一	—	三	一四八	二八八	一五七	一、七八五
朝日ヶ丘町會	一、〇八一	二六	二八	—	八七	一二四	—	一、三四六
千代田町會	一、五一八	二〇	四〇	六	—	一二三	五五	一、七六二
宮里町會	一、一七九	二八	二〇	—	—	一四二	—	一、三六九
西町會	九九三	一五	四三	五四	二三三	一〇一	五七	一、四九六
小淀町會	六九八	一六	四七	—	一三一	七四	二一七	一、一八三
小下町會	二、二一四	七六	四四五	二	一	三一〇	—	三、〇五七
大下町會	八〇〇	—	一	—	—	二〇	二〇	八五二
中央町會	一、八一二	四五	一一四	—	三〇	三七	—	二、〇三八
本町通三四町會	一、八五九	三六	二〇〇	—	一二〇	二三八	一八	二、四七二
橋場町會	二、四八三	九三	二四二	一六五	五	一、四三八	二八〇	四、七〇六
五丁目町會	二、四三九	—	一三五	四	—	六七	三	二、六四八

六丁目町會	一、九六〇	三三	三四	七	一六	四四五	二三三	二、七二八
東中野小住町會	三、二二三	二四	八六	二	—	二五五	三二三	三、九一三
小瀧町會	一、二〇九	一六	三〇	三	三二	三二八	一二一	一、六四九
東中野町會	三、〇一六	一〇二	一〇	—	—	八五一	一〇二	四、〇八一
上ノ原高根聯合町會	三、三六七	二四	六二	—	—	六一四	四	四、〇七一
城山町會	二、五四二	一六〇	一四二	九	—	三〇八	一四四	三、三〇五
宮園通一丁目町會	九〇六	二〇	六四八	—	—	二	五	一、五八一
宮園通二丁目町會	九八三	一九	三〇	—	—	二四〇	一五	一、二八七
宮園通三丁目町會	九一〇	一四	四	—	—	五三	—	九八一
上仲千光町會	三、八六九	—	六五	—	—	七三	八五	四、〇九二
宮桃町會	一、三七七	一一	四五	六	四二	三五〇	九	一、八四〇
園聯合町會	二、三七八	五五	二六二	二	—	一八一	二六二	三、一四〇
原北會	二、二六一	二一	一一〇	一四	六一	六七〇	—	三、一三七
大塚睦會	二、八五六	一八	—	六四	五五	二、〇九六	六一	五、一五〇
櫻山町會	三三五	六	三四一	一六	二二	一五九	—	八七九
文園町會	四八三	六	三〇	—	—	九四	—	六一三
天神町會	一、二〇三	二〇	三〇	—	—	一一九	四九	一、四二一
昭和通二丁目町會	一、一三〇	一五	三〇二	五	三〇	七八	五六	一、六一六
打越町會	一、六四二	—	二九	—	—	七〇八	九	二、三八八
昭和通三丁目町會	一、六三二	五一	一四一	—	一五八	二八四	九三	二、三五九
上高田一丁目町會	一、七六二	五〇	—	—	一二〇	一〇四	五〇	二、〇八六

上高田共和會	一、三〇六	二八	五	二四五	一三	一、九一〇	三〇六	七			
上高田隣人會	九六四	—	—	九九	二三	一、〇八六	—	—			
上高田町榮會	六一三	一六	—	七五	—	七〇四	六八	—			
上高田昭和會	六二〇	一四	一八	一六四	四四	九二八	一六四	—			
高東會	六七六	一二	一一	五一	二〇	七七〇	五一	—			
北原自治會	四〇六	七	二一	三四	—	五六三	三四	—			
新井昭和會	五七六	一二	二〇九	—	—	七九六	—	—			
新井共和會	五七六	一	一〇	五	一〇八	七六〇	一〇〇	六			
新友會	一、三三一	三五	一〇〇	一〇〇	六〇	一、五九八	二六	四			
新井中央町會	一、二七五	三二	二六	六一五	—	一、九五二	一、四二	—			
新井同志會	三二一	五	六五	—	二五	五五八	一四二	—			
一新會	七三五	一三	一〇	一〇	一三	八八七	一二九	—			
原町會	一、一六六	一八	二五	七〇	七	一、二八六	七〇	—			
片山町會	一、三二八	二三	七九	一六九	一五五	一、八〇二	一六九	—			
信愛會	二〇〇	四	一二八	四八	二四四	六二一	四八	—			
江古田親和會	六八二	八	一〇	一	一七	七五〇	一	—			
江和會	一、六九五	一九	二三	一三	三一七	二、一五六	一三	—			
江古田三丁目町會	五四三	一〇	二〇三	一〇二	一四二	九一一	六	—			
丸山會	一、六三九	一二	四七	—	七	二、三八四	—	—			
籠原會	三一三	四	二二	三五	三三六	三六四	二五	—			
沼袋町會	四、三三六	六一	二二六	—	三一五	五、五六九	七〇八	—			

九六六

野方町會	四、一八七	六一	一八七	二四七	六八〇	五、五四七	一八一	四			
新交會	三三〇	三	—	一六〇	—	四九三	—	—			
新橋町會	一、三三六	一七	二〇	七二	九九	一、五六五	一六	—			
原大久保町會	三三一	八	三〇	七四	三四	四七七	五	—			
原大久保睦會	一、〇〇〇	四八	四三	九九	七一	一、二六一	—	—			
三谷町會	一、九三三	三一	二二	一八〇	一一一	二、二七七	—	—			
中町會	一、七五七	三四	—	二二九	一、一一〇	三、二七〇	一一八	—			
大和町會	四、五四九	一〇五	—	二〇四	二一〇	五、九三五	二〇四	—			
鷺盛會	二、七〇〇	五〇	一〇	八六七	—	三、一二八	八六七	—			
鷺交會	九五一	八	二〇	三六八	六三	一、〇四二	三六八	—			
鷺宮北部町會	二、六一二	五〇	一六	—	九二	三、三七一	—	—			
中野驛南口町會	二二九	—	三七〇	一九二	—	七九一	一九二	—			
新山通一丁目町會	—	—	—	—	—	—	—	—			

支出

町會名	衞生費	警備費	祀祭費	慶弔	兵事表彰	會議費	事務費	街路照明費	土木其他施設費	寄附金	負擔金	繰延金	其の他	合計
南中野町會	一八七	八二五	三五七	一〇六	六五八	一二九	三四	一、二七六	三〇〇	六三	七七七	八〇六	五、七〇八	一四、九六七
榮町通一丁目町會	七三	三九	二八	九三	九一	四	一五	二四〇	三一	三	七五	七	六九八	一、〇二九
榮町通二丁目町會	三〇	一五三	四八	六一	一九八	六八	四五	二七一	三五	三八	三六八	二〇	一、二七九	四、〇四五
富士見町會	一六	四五	三三	四二	四四	四五	一九	二九六	四二	二一	八一	三三	七二一	二、〇三三
前原町會	四	—	一三	一三	八三	二三	二三	二六三	—	四	二〇	一六	五三〇	一、〇四七

神明町會	四九	—	四三	九四	一六四	—	一二五	五六八	四八	二三八	一九八	一七	一、五三三
川島町會	一〇〇	二七	六五	九七	—	二九	三三八	四六六	—	九六	一二四	六	一、三三八
睦町會	三五	八五	二〇	八五	一五	二五	五〇	二四〇	六〇	五〇	三五	二四	七二四
本郷通一丁目町會	一三四	一〇三	四八	七八	四九	四三	一三八	三二八	一六	五〇	—	三七	一、〇二三
本郷通二丁目町會	五九	一九	五三	一三九	八七	一九	二五〇	六四〇	三三	三〇	一一	一〇三	一、五三三
向臺町會	一〇九	一〇七	一一七	一二〇	二五	一七	一六三	九九	—	八	九	八九	八六三
道玄町會	三三	一八〇	一二八	二三	一三〇	一一〇	一〇五	一一	一〇〇	一四	一、二二七	四三	二、一八二
相生本郷町會	一一七	六七	三五九	二四九	一二〇	五六	三三〇	三八	一〇〇	六〇	—	二九九	二、七八五
朝日ケ丘町會	一一七	一七〇	三六	七七	六五	九二	三六二	一三九	—	二九	六九	二〇〇	一、三四六
千代田町會	四七	一五〇	八九	六六	四〇	二五	二〇四	三四三	一四〇	一四三	九〇	五五	一、七六二
宮里町會	一三八	四九	三九	一四	六六	一三	二七九	三四六	四二	一七	二六七	一〇〇	一、三六九
西町會	五一	二三三	一四〇	五〇	八二	一〇〇	一五一	二〇三	一四〇	一〇	三三三	一〇六	一、四九六
小淀町會	六一	一三一	五五	三九	一四三	五八	一〇八	二四〇	五〇	一五	二五〇	四四	一、一八三
小下町會	一八七	四八三	一九八	二七八	一五〇	一七〇	三五八	一三三	九三	三五	四三〇	五四五	三、〇九七
大下町會	一三二	二三〇	三一	六〇	二七	三三	八一	一三九	五三	一六	八二	八〇	八五三
中央町會	一一一	一九七	一三三	一四三	四三	四一	四七七	五四七	—	三	二六	三一九	二、〇三八
本町通三四町會	一五九	八二	二五六	一五一	二六	二三八	三四〇	六五五	五三	五四	三三三	一三六	二、四七三
橋場町會	四四二	三四〇	八七一	九〇	二五〇	八一	九〇五	一三四	二七五	二四	九二九	二七五	四、七〇六
五丁目町會	一九七	一七九	五六	五六	—	二九	七一〇	七一九	—	三七	一二九	五三六	二、六四八
六丁目町會	二四八	二八〇	四四	二一八	一一七	六八	五九九	六二九	—	三五	四七五	一五	二、七三八
東中野小住町會	一〇九	一、三三〇	一八〇	九四	二〇	七八	一六七	七四二	—	二七四	四五八	四七一	三、九一三

小瀧町會	五〇	八〇	七八	三〇	一六	一六	六五八	二七五	一七八	—	二四八	三〇	一、六四九
東中野町會	一二五	五三一	八〇	三四七	—	一〇一	四一三	一、九七三	—	三二一	一六九	一四一	四、〇八一
上ノ原高根聯合町會	一一一	一五〇	二七〇	三四三	一三七	一一七	四三〇	七七〇	二〇〇	二四	二一八	一、三〇二	四、〇七一
城山町會	一三四	一六二	一七六	一三七	二八六	一四〇	五〇〇	九六一	一一八	八五	一六四	四四三	三、三〇五
宮園通一丁目町會	一一三	三三五	七七	一八	六七	五四	三〇三	三五三	六七	五四	一三三	九	一、五八一
宮園通二丁目町會	七四	一一三	六〇	六一	五三	四三	四二	四三三	五九	三三	一九二	四六	一、二八七
宮園通三丁目町會	八九	四七	三三	三七	七七	六三	一一五	四四七	六八	—	五	—	九八一
上仲千光町會	二三五	二五八	三八〇	一八七	二四七	九九	六六一	八六二	一七五	八四	三二四	四〇〇	四、〇九三
宮桃町會	五三	二〇五	八九	七九	六〇	一五	三四四	五〇四	三三	一八	三七三	六九	一、八四〇
園聯合町會	二二五	一三七	一一三	二六四	七三	八四	六四四	六四〇	二七五	一二四	一三七	四六四	三、一四〇
原北町會	七八	七七〇	四〇	八九	五	六五	一六七	一、〇七三	—	三五	八〇〇	一七	三、一三七
大塚睦會	九六	一、二九六	二九九	五七	一四三	三〇	二〇四	六〇五	六〇	三〇	二、二七五	五六	五、一五〇
櫻山町會	一一五	一五三	八一	七	七三	二〇	八六	九九	六	三四	二五七	五〇	八七九
文園町會	四〇	七五	三〇	二八	八一	三三	三六	一三〇	一八	一九	八五	三八	六一三
天神町會	七八	一三〇	四九	七九	二四	二五	一五	三三六	一七三	一五	三八	四五九	一、四三一
昭和通二丁目町會	七八	一四九	七八	一六九	一七〇	三〇	二四五	四八四	—	一〇	一〇七	六	一、六二六
打越町會	一七三	一五三	一五八	一五六	一三三	六五	一三七	八九一	一八二	三〇	一九五	一三六	二、三八八
昭和通三丁目町會	一七九	二一五	一五〇	一一三	—	一三九	四一七	五七六	五五	七四	二八〇	一七二	二、三五九
上高田一丁目町會	九三	三一六	六三	五九	七三	六八	一八一	五四四	一八四	一五〇	一九七	一六〇	三、〇八六
上高田共和會	三三二	二四五	一五	八一	一六四	二〇	一七三	五三一	一二四	二六	二一九	—	一、九一〇
上高田隣人會	一五四	五七	三五	八三	五四	三七	一三三	一五九	一七三	四三	六五	九三	一、〇八六

上高田町榮會	六二	三六	一三	五二	四七	三六	八五	二六二	四〇	五	三六	三〇	七〇四
上高田昭和會	一〇六	三〇	二八	八〇	二五	二五	六一	二一八	三	一二三	一八七	四二	九二八
高東會	二一	一二〇	一七〇	二九	二二	一七	五二	一八五	二四	四	九〇	三六	七七〇
北原自治會	六一	二七	—	三三	三	二二	五一	二八二	三八	一〇	一六	二〇	五六三
新井昭和會	六四	四三	三一	八六	二三	一八〇	五五	一七七	三〇	九二	八	七	七九六
新井共和會	一七三	七七	—	九七	—	一六六	一一七	—	—	—	九三	三七	七六〇
新友會	八四	三一	一五	一〇五	一三八	七六	一三二	三九五	一五一	一三八	一六〇	一七三	一,五九八
新井中央町會	七四	一四二	六八	六三	二一七	七三	三五〇	一〇五	八〇	二三五	三五八	一八八	一,九五三
新井同志會	一六	一二	—	八四	四五	一四七	四〇	—	—	六八	一〇七	三九	五五八
一新會	一一三	三八	—	七八	四二	二五	八六	九九	一五	一一	三三八	四二	八八七
原町會	八一	一二〇	一二五	八四	一〇〇	三三	八二	二〇〇	一〇九	一八二	八六	七四	一,二八六
片山町會	七一	一六六	二三一	九八	八〇	一三七	二五五	二七二	三	六	二一五	二六九	一,八〇三
信愛會	二二	五七	一七	二八	一一六	二〇	二〇六	一九	三〇	七三	三三	一〇	六三一
江古田親和會	二〇	一	五二	六二	—	一五	八〇	一六五	—	一一	二三三	二	七五〇
江和會	一七二	一四三	六〇	二五七	一〇〇	八五	二八三	三二三	一五〇	—	一九八	三八五	二,一五六
江古田三丁目町會	四四	五三	三一	八一	三六	九九	八二	八	一七	二六五	一〇六	八九	九二一
丸山會	四九	一二五	九二	一九九	一四〇	二三七	一四〇	五一七	一四四	四七	五一四	一八〇	二,三八四
籠原會	七	二六	一二	三五	一〇	二八	七二	五三	一八	二六	五八	一九	三六四
沼袋町會	一四六	三五九	五三二	一八五	—	九九	八六四	一,五〇〇	—	一〇二	八〇五	九八七	五,五六九
野方町會	一一四	一九五	四〇〇	二四五	七四六	三七	五四三	一,六六六	—	一〇	五九九	九九二	五,五四七
新交會	六二	三九	—	二二	—	二	一五	四六	—	七七	一五〇	八〇	四九三
新橋町會	六二	一三〇	一八六	一七〇	三四	四六	三八四	三〇四	—	—	三	二三七	一,五六五
原大久保町會	一五	八	六九	三四	八	三〇	七〇	一一〇	三	—	四八	四一	四七七
原大久保睦會	一二五	一四〇	一三六	五四	—	四	一九七	一六七	—	一三	六三	三八二	一,二六一
三谷町會	七七	五三	二三〇	二八三	三九	二四	二六七	六八六	六〇	八	九〇	四六〇	二,二七七
中町會	四六一	一一〇	四〇	三五九	四八	三	二五八	一,四五九	—	八五	二一七	三三一	三,二七〇
大和町會	一,〇四八	一,〇七二	七〇	七九四	七〇	四二九	七〇八	三一五	三一	三〇	一,一四八	一三〇	五,九三五
鷺盛會	二三〇	二四〇	二〇〇	一〇〇	四〇	五〇	三六〇	一,一〇〇	一二〇	一二五	三六三	二一〇	三,一三八
鷺交會	一七	八	一〇〇	六三	四九	六	一二八	四二一	九	三七	一一四	一〇〇	一,〇四三
鷺宮北部町會	七四	二一四	四六三	三三二	二一八	—	一,三八七	—	一七五	一〇	二四八	三五〇	三,三七一
中野驛南口町會	一〇八	二三	三三	四三	二八	二四	一三七	七四	四〇	四〇	一三	一三〇	七九一
新山通一丁目町會	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第六節　町會聯合會

町會の事務處理の便宜の爲に區內町會聯合會がある。其の目的とするところは、各町會に於て共通に施行する事務の統一と連絡を圖つて、各町會の共同の福利を增進し、併せて自治の發展を助長するにある。

聯合會は機關として會長其他の役員を置き、總會と役員會とを有つて居る。

一、役員及其任務

會長は、區長を以て之に充て區役所との緊密なる連絡を計つて居る。會長の外に副會長、理事、評議員がある、理事は評議員會の互選に依り、理事會を組織し、會務の執行を分掌するのである。

二、評　議　員

評議員は町會長を以て之に充て、評議員會を組織する、その職務權限は左の通りである。

（一）歳入歳出豫算を議定すること
（二）決算報告を認定すること
（三）重要事項を審議すること
（四）會長の諮問に應ずること

三、事　業

聯合會の組織目的は既述の通りであるが其の事業とする事項を掲ぐれば、

（一）町會間の連絡並に協調
（二）町會の設置及改組事項
（三）町會相互間又は町會内部の紛議調停事項
（四）自治並地方功勞者の旌表事項
（五）其他必要と認むる事項

である。

四、經　費

町會聯合會の經費は町會の分擔金、補助金、寄附金其他を以て充てゝゐるが、昭和十二年度に於ける其の歳入歳出

の狀況を示せば左の通である。

歳　入	三、八六九圓	
歳　出	三、四一六圓	
繰　越	四五三圓	

中野區町會聯合會規約（昭和十四年八月十五日改正）

第一章　總　則

第一條　本會ハ中野區町會聯合會ト稱シ中野區内ノ町會ヲ以テ組織ス

第二條　本會ハ事務所ヲ中野區役所内ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ各町會ノ連絡ヲ圖リ町會共同ノ福利ヲ增進シ併セテ自治ノ發達ヲ助長スルヲ以テ目的トス

第四條　前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、町會間ノ連絡並協調
二、町會ノ設置及改組ニ關スル事項
三、町會相互間又ハ町會内部ノ紛議調停
四、自治並地方功勞者ノ旌表事項
五、其他必要ト認ムル事項

第三章　役員及其任務

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名
副會長　三　名
理　事　若干名
評議員　若干名

第六條　會長ハ中野區長ヲ以テ之ニ充ツ
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理スル外理事會及評議員會ヲ招集シ之ガ議長トナル

第七條　副會長三名ノ中一名ハ中野區役所庶務課長ヲ以テ之ニ充テ二名ハ評議員會ノ互選ニ依ル
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條　理事ハ評議員會ノ互選ニ依ル
理事ハ理事會ヲ組織シ會務ノ執行ニ分掌ス但シ理事ノ互選ニ依リ常務理事若干名ヲ置キ庶務會計ノ任ニ當ラシム

第九條　評議員會ハ理事トシテ中野區役所課長ノ職ニ在ル者ニ就キ推薦スルコトヲ得
理事三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ會長ハ理事會ヲ招集スベシ

第十條　評議員ハ町會長ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　副會長理事ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

第十二條　補闕ニヨル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條　役員ハ其ノ任期滿了スルモ後任者ノ選定ニ至ルマデ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十四條　本會ノ役員ハ名譽職トス

第十五條　本會ニ顧問又ハ參與ヲ置クコトヲ得顧問參與ハ會長之ヲ委囑ス
顧問參與ハ會長ノ諮問ニ對シ意見ヲ開陳ス

第十六條　本會ニ書記ヲ置クコトヲ得
書記ハ會長之ヲ任免ス
書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第四章　評議員會

第十七條　評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス職務權限左ノ如シ
一、歲入歲出豫算ヲ議定スルコト
二、決算報告ヲ認定スルコト
三、重要事項ヲ審議スルコト
四、會長ノ諮問ニ應ズルコト

第十八條　評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ會長ハ評議員會ヲ招集スベシ

第十九條　評議員會ハ評議員總數五分ノ一以上出席スルニアラザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ但シ同一事項ニ付再回招集ノ場合ハ此ノ限ニアラズ

評議員會ノ議事ハ出席評議員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五章　會計

第二十條　本會ノ會計事務ハ中野區會計課長ニ之ヲ囑託ス

第二十一條　本會ノ經費ハ町會ノ分擔金、補助金、寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十二條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

附則

第二十三條　本規約ノ條項ハ評議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

第二十四條　本規約ハ昭和十一年七月十七日ヨリ之ヲ施行ス

規約施行ニ關スル件

一、評議員會ニ提出スル案件ハ理事會ノ決議ヲ經ルコト

二、理事ノ員數ハ區ノ課長ヨリ出ヅルモノヲ除キ二十人トシ其ノ選出地區ヲ五方面ニ分チ方面關係町會每ニ各四名ヲ互選スルモノトス

三、常務理事ハ七名トシ內五名ヲ庶務、二名ヲ會計擔當トシ會計事務ハ區會計課長ニ委囑スルコト

第七節　町會整備

町會發達の樣相が警防又は衞生といふ特殊事務の共同處理を主とするものと、商榮を主とするものとを論ぜずその中心指導原理は我が國固有の醇風美俗たる家族單位の、隣保互助の精神に出發し、自主的に成長して今日に至つたものであるが、この事實は戰後の如き又震災の如き非常時局を經る每に益々發達を加へ來つたもので、本區內七十有餘の町會の現存が之を證明するのみならず今次事變の勃發以來町會の爲しつゝある異常なる活躍が如實にこれを示して居るのである。

今や本區全町に亘つて町會の結成を見ざる町なく、全世帶の九五%以上を會員とし、其の經費額亦十二年度は一五二、六六三圓を算する狀況であり、その活動力の及ぶ所は單なる町內親睦の機關たるの範圍を超えて事實上各種行政上の有力なる協力機關として區民生活上に多大の貢獻を爲して居る。

然れども元來町會は區民任意の隣保團體として生れ、自治的に成長して來た關係上その形態頗る多樣に亘り、組織內容亦極めて大差があり、活動態樣に於ても未だ遺憾の點なしとせず、從來各方面より町會の事務的整備が要望せられ、昭和七年東京市會は「町會制度を整備しその機能を全からしむべく適當の措置」を講ぜんことの希望意見となり、その後重ねての希望決議となり、而して昭和十三年度には二十五萬圓の豫算が議決されて實行の第一步が踏み出されることゝなつたのである。

斯くの如く東京市に於ては數年來着々町會整備に對する準備を進めつゝあつたが、時恰も自治制發布五十周年記念

の日に際し市長告諭第三號を發して、一般市民に町會整備に關する本市の方針を周知せしめたのであるが、之と共に「町會整備要項」を決定して、整備の爲實行すべき事項を具體的に定めたのである。その根本方針は云ふまでもなく現存町會の長所を飽くまで生かし、短所を矯正するといふ點にあるのであつて、町會成立の根本動機たる自主的立場は充分之を尊重する建前を執つたのである。

本區に於ても以上本市の趣旨の下に「町會整備要項」に基き町會整備を實施すると共に、町會の名稱、區域、會員、事業等の基本事項とその活動體系を明確にして、町會の發達助長の誘掖に努め以て本市自治の濟美に寄與せんと庶幾したのである。

東京市告諭第三號

曩都以來七十年我ガ東京市ハ國家ノ興隆ト共ニ愈々繁榮ヲ加ヘテ參リマシタ

是レ市民各位が維新ノ國是ニ遵ヒ市制ノ條章ニ則リ其ノ運營ニ力ヲ致シク結果ニ外ナラヌノデアリマスガ一面自治ノ本義ヲ體シ隣保團結ヲ固クシテ町會ヲ結成シ其ノ機能ヲ發揮セシメタ功績ニ負フ所尠ク無イノデアリマス

惟フニ本市ノ町會ガ常ニ祭祀ヲ尊ビ親睦ヲ厚クシ衞生ニ勵ミ警防ヲ嚴ニシ殊ニ今次事變ニ際シテハ銃後後援ニ勤ムル等力メテ町內ノ安寧ト福祉ノ增進トニ念ヲ致シ緩急時ニ應ジテ一意市民生活ノ擁護啓發ヲ旨トシテ來タコトハ我ガ國古來ノ隣保相助タルノ醇風ヲ顯彰スルモノデ洵ニ自治ノ根源深キモノデアリマス

今ヤ自治制發布五十周年ニ當リ本市ハ益々市制及町村制上諭ノ　聖旨ヲ奉體シテ隣保親善ノ實ヲ擧ゲ帝都ノ自治ヲ振興シテ國運ノ進展ニ貢獻セムコトヲ庶幾シ茲ニ町會ノ健全ナル發達ヲ促サムトシテ新ニ町會ノ規準ヲ設ケ以テ現存町會ノ整調ヲ企圖シ更ニ將來ニ於ケル町會ノ設立ニ備ヘタノデアリマス

冀クバ市民各位克ク此ノ趣旨ヲ體セラレ擧市一致町會制度ノ整備實行ニ全幅ノ力ヲ致サレムコーヲ切望ニ堪ヘマセン

昭和十三年四月十七日

東京市長　小橋一太

東京市町會整備要項

趣旨

本市ニ於ケル町會ハ近時異常ナル發達ヲ遂ゲ全市ニ亘リテ殆ド其ノ設立ヲ見ザル所ナク其ノ事業亦益々擴大充實シ殊ニ今次事變ノ勃發以來其ノ活動愈々活潑ヲ加フ。既ニ其ノ活動ハ町內自治ノ職能ニ止マラズ、各種行政人ノ有力ナル協力機關トシテ市民生活ニ多大ノ貢獻ヲナシツツアル現狀ナルモ、モト町會ハ市民任意ノ隣保團體トシテ生成セル關係上、形態頗ル多岐多樣ニシテ內容亦極メテ區々タリ、爲ニ其ノ活動能率ニ於テ未ダ遺憾ノ點ナシトセズ。

之ヲ以テ數年來其ノ整備統制ノ要望セラルルアリ、之ガ現ハレテ昭和七年市會ニ於ケル一町會制度ヲ整備シ其ノ機能ヲ全ガラシムベク適當ノ措置ヲ講ズ」ルノ希望意見トナリ、爾來着々其ノ準備ヲ進メタル結果、昭和十三年度豫算ニ於テ相當費額ヲ計上シ之ガ實現ニ邁進スルコトトナリ、今ヤ年來ノ調査研究ニ基キテ町會整備實行ノ緒ニ就カムトス。

惟フニ町會ハ町内ニ於ケル交隣相扶、共同利益管理ノ爲市民生活上缺クベカラザル機關タルト共ニ、行政運營上重要ナル補助機關タリ。更ニ之ガ發達ハ益々自治組織ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、市民ヲシテ公共精神ヲ日常生活ニ實踐セシメテ自治振興ニ寄與スルトコロ少ナカラザルベシ。卽チ之等町會ノ機能ヲ愈々發揮セシムルタメ町會整備ノ要項ヲ定ムルコト次ノ如シ。

一、實施要項

昭和十三年度ニ於テ左ノ事項ヲ實施セムトス。

第一、町會組織ノ整備

名稱、區域、會員、規約等ニ於テ區々不同ノモノアルニ依リ之ヲ可及的ニ整理シ且其ノ活動體系ヲ明確ニシテ町會各般ノ活動ニ便ナラシムル爲左ノ方法ヲ實施セムトス。

一、町會整備ニ關スル告諭ノ發表

町會整備ニ關スル本市ノ方針ヲ一般市民ニ周知セシム爲告諭ヲ發表ス（昭和十三年四月十七日東京市告諭第三號）

二、町會規準ノ設定

町會ノ本質ヲ明カナラシムル爲町會規準ヲ定メ告示ヲ以テ之ヲ發表ス（昭和十三年五月十四日東京市告示第二百四十號）

三、町會規約準則ノ設定

町會規約準則ヲ定メ告示ヲ以テ之ヲ發表ス（昭和十三年五月十四日東京市告示第二百四十號）

四、町會整備ノ實行

各區ニ町會長其ノ他ヲ以テ町會整備委員ヲ組織セシメ此ノ委員ヲシテ區内町會個々ニ付キ其ノ整備ヲ要スル事項ヲ調査シテ其ノ區ノ整備計畫ヲ樹立シ之ガ實行ニ當ラシム。

（參照）各區町會整備實行方法（區長會決定）

一、區内ノ町會整備ヲ促進スル爲各區ニ町會整備委員ヲ置クコト

一、委員ハ其ノ區ノ實情ニ應ジテ適宜選任スルコト但シ區ノ事情ニ依リ區町會聯合會ヲシテ整備委員ニ代ラシムルコトヲ得

一、整備委員ハ區内町會ニ就キ名稱、區域、會員資格、總會及役員組織並權限等主要ナル事項ニ關シ整備ノ必要ノ有無ヲ調査シ其ノ必要アリト認メタルモノニ付テハ全般ニ亘リ整備計畫ヲ樹テ町會ニ對シ其ノ實行ヲ慫慂シ以テ區内町會ノ整備ヲ促進スルモノトス。

五、區町會聯合會ノ設立

區町會聯合會未成立ノ區ニ對シテハ區町會聯合會ノ設立ヲ慫慂ス。

（參照）各區町會聯合會組織要項（區長會決定）

各區ノ町會聯合會ニ關シテハ其ノ區ノ特異性ヲ考慮シ細目ニ亘リテノ準則ヲ置カズ左記ノ點ニ關シテノミ統一的ニ決定致ス樣致シ度シ

記

名　稱　○○區町會聯合會トス
事務所　○○區役所內ニ置ク
目　的　區內町會ニ於テ共通ニ施行スル事務ノ統一並聯絡ヲ圖リ必要事項ノ研究ヲナシ區內町會ノ共同ノ福利ヲ增進シ併セテ自治ノ發達ヲ助長シ必要アル場合ハ市區長ノ諮問ニ應ズルヲ以テ目的トス
事　業　以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ各區ノ特異性ヲ生カシツツ行フモノトス
役　員　各區ノ特異性ニ從ヒ區理事者、警察署長、消防署長並區內有力者ノ協力ヲ仰ギ得ル樣ニ留意シ決定スルモノトス

六、町會細分組織トシテノ「隣組」ノ設立

町會內ノ隣保團結ヲ鞏固ニシ交隣協力ノ實ヲ擧グル爲町會細分組織トシテ連軒數戶ヲ單位トセル「隣組」ヲ結成セシム

第二、町會運營ニ對スル協力

一面町會組織ノ整備ヲ行ハシムルト共ニ他面其ノ內容ノ充實ヲ期セシムル爲現存町會ノ運營ニ對シ次ノ諸方法ヲ通ジテ之ニ協力シ以テ町會ヲ助長奬勵セムトス。

一、精神的協力

一般市民ノ町會ニ對スル理解並町會運營ニ關スル知識ヲ深カラシムル爲ニ左ノ諸事項ヲ講ズルモノトス。

イ、町會並町會役員ノ表彰

從來行ヒ來リタル優良町會並町會役員ノ表彰ヲ續行ス。」

ロ、町會役員ノ講習並研究

町會役員ノ町會運營ニ關スル知識ヲ深メ又各町會役員相互ノ間ニ知識ノ交換ヲ計ル爲研究會、講習會等ヲ開催ス

ハ、「町會時報」其ノ他印刷物ノ發行配布

町會相互間並市區町會間ノ連絡機關トシテ「町會時報」ヲ毎月發行シ町會每ニ配布スルノ外時々町會運營ニ關スル參考記事ヲ揭載セル「パンフレツト」ヲ作製シ町會並隣組役員等ニ配布ス。

ニ、市民ニ對スル町會趣旨ノ普及徹底

市民ニシテ往々未ダ町會ヲ理解セザル向アリテ町會運營ニ支障ヲ感ズル現狀ニ鑑ミ「ラヂオ」ノ利用「ポスター」「パンフレツト」「リーフレツト」ノ發行等ニ依リテ町會並其ノ整備ノ趣旨ヲ理解セシムベキ方法ヲ講ズ。

而シテ一般市民ヲ對象トシテ之ガ運動ヲ爲スノ外更ニ左ノ方法ニ依リ其ノ效果ヲ大ナラシメントス。

1　市吏員ノ集會
2　市退隱料受給者ノ集會
3　學校教員ノ集會
4　各種團體トノ懇談
5　官公署職員ニ對シ書面發送
6　銀行會社員ニ對シ書面發送

ホ、町會關係市區職員ノ講習並研究

町會ニ關係アル事務ヲ擔當スル市區職員ニ對シ町會知識ヲ深カラシムル爲講習會、研究會等ヲ行フ。

二、事務的協力

町會ノ事務的方面ニ對シ次ノ方法ニ依リ協力スルモノトス。

イ、町會運營ニ關スル相談

町會運營上ニ於ケル諸問題ノ措置ニ關シ監査部區政課及區役所ニ於テ町會ヨリノ相談ニ應ズ。

ロ、町會會計ノ監査協力

町會ノ會計ニ關シ問題ノ生ジタル場合ニ於テハ市役所又ハ區役所ニ於テ之ヲ檢査證明シ以テ町會會計ノ信用ヲ高ムル爲ニ協力ス。

ハ、町會紛議ニ對スル解決策ノ樹立

町會內部又ハ町會相互間ノ紛爭ニ對シテハ先ヅ關係町會又ハ區聯合會等ノ自主的解決ヲ要望スルモ、紛議延引ノ場合ノ方途トシテ市役所內ニ町會紛爭解決ノ爲ノ委員組織ヲ設ケ以テ其ノ解決ヲ促進セムトス。

三、經濟的協力

イ、整備ニ對スル助成

1　町會整備委員ノ活動ニ對スル助成

各區ニ於ケル町會整備委員ノ結成、同委員ノ區內整備計畫樹立及之ガ實現ノ爲ノ活動ニ對スル助成トシテ一定

標準ニ依リ金員又ハ現物ヲ交付セムトス。

2　町會ノ活動ニ對スル助成

町會自體ノ整備活動ニ對スル助成トシテ一定標準ニ依リ金員ヲ交付セムトス。

ロ、事業ニ對スル助成

整備完了セル町會ニ對シテハ其ノ事業ヲ助成スル爲助成規程ヲ設定シ之ニ依リ金員ヲ交付セムトス。

二、準　備　要　項

昭和十四年度以降ニ於ケル計畫準備ノ爲左ノ事項ヲ調査研究セムトス。

第一、簡易事務ノ町會委託

一、市民ノ利便ト事務簡捷ノ爲市、區役所ノ取扱フ事務ニシテ適當ナルモノノ取次ヲ町會ニ委託スルコト

第二、區役所町會間ノ連絡機關設置

一、町會事業ノ發達ニ伴ヒ區役所トノ連絡益々頻繁ヲ加フルヲ以テ區役所區會聞ヲ定時的ニ往復シテ書類ノ送達等ニ當ラシムルノ機關ヲ設ケ以テ兩者間ノ連絡ヲ迅速確實ナラシムルコト

第三、町會ノ物的設備ノ充實助成

一、町會事業ノ運行ニハ物的設備ガ重大ナル關係ヲ有スルガ故ニ其ノ理想的設備ノ計畫ヲ研究シ之ガ實現ニ對シ助成スルコト

第四、町會ト官公署及他團體トノ連絡關係ノ調整

一、市役所各局部區役所又ハ他官公署ヨリ町會ヘ依頼スル事項ノ重複輻輳ヲ整理スルノ方法ヲ講ズルト共ニ各公益團體等トノ區域ノ交錯活動ノ競合ヲ避クル計畫ヲ進ムルコト

東京市告示第百九十三號

東京市町會規準左ノ通定ム

昭和十三年四月十七日

東京市長　小橋一太

東京市町會規準

第一、町會ハ隣保團結シ舊來ノ相扶連帶ノ醇風ニ則リ自治ニ協力シ公益ノ增進ニ寄與シ市民生活ノ充實向上ヲ圖ルヲ以テ目的トスル地域團體トス

第二、町會ハ其ノ目的ヲ達スル爲舊來ノ慣行ニ從ヒ概ネ左ノ事業ヲ行フモノトス

一　敬神及祭祀ニ關スル事項

二　隣保團結及相互扶助ニ關スル事項

三　自治協力及振興ニ關スル事項

四　銃後援護ノ强化ニ關スル事項

五　警防、衞生及土木ニ關スル事項

六　敬老、慶弔、勸善及奬學ニ關スル事項

七　矯風、修養及慰安ニ關スル事項

八　其ノ他共同福利ノ增進ニ關スル事項

第三、町會ハ其ノ名稱中ニ地名及町會ナル旨ヲ表示スル字句ヲ用フルモノトス

第四、町會ノ區域ハ特別ノ事項ナキ限リ町(丁目)ヲ以テ定ムルモノトス

第五、町會ハ左ニ揭グルモノノ之ヲ組織スルモノトス

一　町會區域內ニ居住スル世帶

二　町會區域內ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所、其ノ他之ニ準ズルモノ

第一號ノ場合ニ於テハ世帶主、第二號ノ場合ニ於テハ代表者又ハ管理者其ノ世帶其ノ他ヲ代表シ町會ノ會員タルモノトス

但シ世帶主會員タルノ權義ヲ履行スル能ハザルトキハ家族中ヨリ之ニ代ル者ヲ選定スルコトヲ得

第六、一家屋ニ數世帶居住スル場合ニ於テハ便宜之ヲ一世帶ト看做シ其ノ家屋ノ管理者其ノ他ノ者全世帶ヲ代表シ町會ノ會員タルコトヲ得ルモノトス一家屋ニ數事務所等アル場合亦之ニ準ズ

第七、町會ハ町會規約ヲ定メ其ノ規約中ニハ必ズ左ノ事項ヲ明定スルモノトス

一　區域及會員ニ關スル事項

二　總會ニ關スル事項

三　役員組織及權限ニ關スル事項
四　豫算、決算及會費ニ關スル事項
五　財産ノ管理處分ニ關スル事項
第八、町會役員中ニハ必ズ左ノ機關ヲ置クモノトス
一　町會ヲ代表スルモノ
二　町會ヲ代表スルモノノ代理者
三　會計機關
四　會計監査機關
第九、町會員ハ町會規約ノ定ムル所ニ依リ町會ノ經費ヲ負擔スルモノトス
第十、町會ハ隣保團結ヲ强固ニシ交隣協力ノ實ヲ擧グル爲連檐數戸ヲ單位トシ細分組織ヲ設クルモノトス

東京市町會規約準則（昭和十三年五月十四日東京市告示第二百四十號）

本町會規約準則ニハ全町會共通ノ重要事項ノミヲ列記セリ其ノ細目ニ至リテハ一例ヲ示セルニ過ギズ之ニ準據シ規約ノ設定、改正ヲ行フ場合ハ宜シク其ノ精神ヲ掬ミ實情ニ卽シテ之ヲ取捨按配シ尚必要ノ條項ヲ加ヘテ其ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム。

町會規約準則

第一章　總　則

第一條　本町會ハ何區何町會ト稱ス
第二條　本町會ハ何區何町區域內ノ左ニ揭グルモノヲ以テ之ヲ組織ス
一　町會區域內ニ居住スル世帶
二　町會區域內ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所、其ノ他之ニ準ズルモノ
第三條　本町會ハ隣保團結シ舊來ノ相扶連帶ノ醇風ニ則リ自治ニ協力シ公益ノ增進ニ寄與シ市民生活ノ充實向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第四條　本町會ノ事務所ハ何區何町何番地ニ置ク

第二章　會　員

第五條　本町會ハ左ニ揭グル者ヲ以テ會員トス
一　町會區域內ニ居住スル世帶主
二　町會區域內ニ在ル法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ準ズルモノノ代表者又ハ管理者
前項第一號ノ世帶主會員トシテノ權義ヲ履行シ能ハザルトキハ其ノ家族中ヨリ選定シタル者ヲ以テ會員トス
第六條　會員ハ左ノ權義ヲ有ス
一　總會ニ出席シ動議又ハ發言ヲナシ議決又ハ選擧ニ加ハルコト

二　町會ノ事業及施設ヨリ生ズル便益ヲ享ケ並其ノ財産及施設物ヲ共用スルコト
三　町會備付ノ帳簿、書類等ヲ閲覧スルコト
四　役員ニ選任セラルルコト
五　町會ノ經費又ハ夫役現品ヲ負擔スルコト
六　町會ノ決議ニ服スルコト

第三章　事　業

第七條　本町會ハ第三條ノ目的達成ノ爲左ノ事業ヲ行フ
一　敬神及祭祀ニ關スル事項
二　教育ニ關スル事項
三　兵事ニ關スル事項
四　土木ニ關スル事項
五　保健衞生ニ關スル事項
六　交通ニ關スル事項
七　火防警備ニ關スル事項
八　敬老ニ關スル事項
九　慶弔ニ關スル事項

十　篤行表彰ニ關スル事項
十一　矯風ニ關スル事項
十二　修養ニ關スル事項
十三　公共心ノ涵養ニ關スル事項
十四　慰安ニ關スル事項
十五　納稅ニ關スル事項
十六　勸業ニ關スル事項
十七　慈善救護ニ關スル事項
十八　官公署トノ連絡ニ關スル事項
十九　各種團體ノ援助協力ニ關スル事項
二十　其ノ他共同福利ノ增進ニ關スル事項

第四章　總　會

第八條　總會ハ町會長之ヲ招集シ之ガ議長トナル
第九條　定期總會ハ毎年何月之ヲ開催ス
臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開催ス
一　會長必要ト認メタルトキ

二　會員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及事由ヲ附シテ請求アリタルトキ

第十條　總會ハ會員ノ何分ノ何以上ノ出席ニ依リ開會ス

第十一條　議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

一　歲入出豫算ヲ定ムルコト

二　會務報告及會計報告ヲ承認スルコト

三　會員ノ負擔ニ關スルコト

四　不動產ノ取得、管理及處分ニ關スルコト

五　基本財產、積立金穀等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七　官公署ヨリノ諮問答申ニ關スルコト

八　其ノ他町會ノ重要事項ニ關スルコト

第十三條　總會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ役員會ニ委任スルコトヲ得

第十四條　會員ハ自己ノ一身上ニ關係アル案件ニ關シテハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ總會ノ承認アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五章　役　員

第十五條　本町會ノ會務ヲ處理セシムル爲左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　人

副會長　何　人

常任理事　何　人

會計理事　何　人

理　事　何　人

監　事　何　人

會長ハ會務ヲ統轄シ町會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常任理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ理事ヲ代表シ會務ヲ處理ス

會計理事ハ町會ノ出納事務一切ヲ擔當ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ分擔シ其ノ執行ニ任ズ

監事ハ町會ノ出納其ノ他會計事務ノ監査ヲナシ會計報告ヲ審査保證ス

第十六條　役員ハ會員中ヨリ左ノ方法ニ依リ之ヲ選任ス

一　會長及副會長ハ總會ノ選擧又ハ決議ニ依リ之ヲ選任ス

二　理事ハ總會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ指名ス

三　會計理事及監事ハ總會ノ選擧又ハ決議ニ依リ之ヲ選任ス

四　常任理事ハ理事ノ互選トス

第十七條　役員ノ任期ハ何年トス

辭任其ノ他ノ事由ニ依リ補充シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條　役員ハ總テ名譽職トス

第十九條　會長、副會長、常任理事、會計理事、理事及監事ヲ以テ役員會ヲ組織ス

役員會ハ總會ヨリ委任ヲ受ケタル事項及緊急事項ヲ審議ス但シ緊急事項ニ就テハ次ノ總會ニ報告スベシ

第二十條　本町會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ役員會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委囑ス

顧問ハ役員會ノ諮問ニ應ジ意見ヲ答申ス

第二十一條　本町會ニ書記ヲ置ク役員ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六章　會　計

第二十二條　本町會ノ經費ハ會費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條　會費ハ左ノ方法ニ依リ每月會員ヨリ徵收ス

「徵收方法ヲ記入ノ事」

第二十四條　前條ノ會費ノ負擔ハ役員會ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトヲ得

第二十五條　本町會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十六條　町會長ハ翌年度豫算（樣式一參照）ヲ調製シ三月中ニ總會ノ議決ヲ經ヘシ

第二十七條　常任理事ハ每年一月中前年ノ會務報告書及財產書ヲ作成シ監事ノ審査ヲ經テ之ヲ町會長ニ提出スベシ

町會長ハ之ヲ審査シ歲入出豫算ト共ニ總會ニ提出スベシ

第二十八條　會計理事ハ每年五月末日迄ニ前年度ノ收支決算報告書（樣式二參照）ヲ作製シ監事ノ審査ヲ經テ之ヲ町會長ヘ提出スベシ

町會長ハ之ヲ審査シ次ノ總會ニ提出スベシ

第二十九條　町會長ハ每年度ノ豫算及收支決算ヲ各會員ニ通知スベシ

第三十條　本町會ハ左ノ帳簿ヲ備フルモノトス

一　會員名簿

二　金錢出納簿

三　物品出納簿

四　財產臺帳

第七章　隣　組

第三十一條　本町會區域ヲ分割シ概ネ左ノ標準ニ依リ隣組ヲ置ク

一　隣接スル五世帶乃至二十世帶

二　五世帶以上ヲ收容スル「アパート」

三　貸事務所其ノ他ニシテ五世帶以上ヲ收容スルモノト看做シ得ルモノ

第三十二條　隣組ノ廢置分合ヲナサントスルトキハ關係アル隣組ノ意見ヲ徴シ町會之ヲ定ム

第三十三條　隣組ハ何々組ト稱ス

第三十四條　隣組ハ隣保親和ノ精神ニ則リ交隣相助共同警防其ノ他組内利益ノ增進ヲ圖リ細部的町會事業ノ實踐ニ當ル

第三十五條　隣組ノ重要事項ハ組會ヲ開キ又ハ回狀ヲ以テ申合ハスベシ

第三十六條　隣組ニ組長ヲ置ク

組長ハ隣組各般ノ世話ヲナシ町會其ノ他ヨリノ通知、照會等ヲ組員全般ニ通達スルモノトス

組長ハ組會ニ於テ適宜選定ス

組長ノ任期ハ一ケ年トス

第三十七條　組長ヲ補佐スル爲組番ヲ置クコトヲ得組番ノ任期ハ六ケ月トシ組長ノ指名ニ依ル

第三十八條　隣組ハ組長ヲ決定シタルトキハ直ニ町會ニ報告スベシ

第三十九條　町會ハ其ノ連絡上數箇ノ隣組ヲ集合シテ隣組班ヲ組織スルコトヲ得

（様式略）

一、本區町會整備の概況

昭和十三年始に於ける本區内の町會數は七九を算したのであるが、上來述べた如く之等町會は隣保協助の精神に基き市、區民任意の團結として生れ自主的に發達したものであるから、之が組織活動を規制すべき法令なく、その形態は多岐多様であり、内容亦區々に亘つて居たのである。玆に於て本區に於ても是等町會の整備の必要なるを認め、市長告諭に遵つて其の制度を整備し、其の機能を完からしめたのである。以下その概況を叙せば、

イ　町會組織の整備

名稱、區域、會員、規約等に於て區々不同のものあるに依り之を可及的に整理し且つ其の活動體系を明確にして町會各般の活動に便ならしむる爲左の要綱に據り組織の整備を實施したのである。

町會整備要綱

第一名稱

一、一町(丁目)一町會の場合、「何々町々會」「何々町何丁目町會」

二、一町(丁目)内に二町會以上の併立する場合、「何々町東町會」「何々町西町會」の如く同町内に於ける位置を表はせる文字を用ふ。

三、二以上の町(丁目)を以て町會を組織せる場合、「何々町、何々町々會」「何々町何々丁目町會」と町名(丁目)を重ねて冠すること、

四、二以上の町(丁目)の一部に跨る區域を以て町會を組織する場合、

イ　町會内に包含せる區域の大なる區域の地名を冠すること、

ロ　其の區域に通稱ある場合は之を用ふること、

ハ　其他其の地域を表すに適當なる文字を用ふること、

五、特別の名稱を附せざるを得ざる場合、

イ　「何々町會、何々會」

ロ　町名又は地名を用ひ難き場合には、「町會何々會」

六、現在の社團又は財團法人に於ては當分の間現在の名稱を用ふることを得、

第二地域

七、町又は丁目に依る、

八、町又は丁目の大又は小に過ぎる場合には左の標準に依り區劃又は合併するものとす、

標準　商業地	二萬坪又は四百世帶
住宅地	四萬坪又は五百世帶
工業地	五萬坪又は六百世帶

九、地勢、工作物等に依り截然と地域を劃せられたるものは其の地域を以て町會を構成せしむることを得ること、

一〇、第七項又は第八項に揭ぐる標準に該當せざるも現存町會にして事業財産等の運用圓滿良好と認めらるゝものは現在のまゝ之を認むること、

一一、町會界は左記に依ること、

イ　町又は丁目界

ロ　道路、運河、鐵道、崖地等

第三規約

一二、規約なき町會には之を設けしむること、

一三、規約中明定するを要する項を缺く場合には其の改正をなさしむること、

ロ　整備委員の設置

町會整備を實行する爲、同年四月二十五日町會長會議を開催して町會聯合會理事二十名を以て町會整備委員に選任し此の委員の認定指導を中心として區內町會の個々に就き、その整備を要する事項を調査し、整備の計畫を樹立して之が實行に當つたのである。卽ちその整備計畫は、

(1)　地域的に整備を要する町會……二七

(2)　名稱變更、規約改正を要する町會……六二

(3)　二町會以上の町會を合併して一町會とするを可と認むるもの……一七

(4)　一町會を分離して二町會とするを可と認むるもの……二

(5)　新設を可と認むるもの……一

にして之が整備上關係町會との接衝を要するものは實に三八町會に及んだのである。

方面區域	現狀 名稱	現狀 區域	現狀 會員數	整備案 名稱	整備案 區域	整備案 世帶數	要備整項
一	五丁目町會	本町通五丁目の大部分橋場町の小部分	六二〇	本町通五丁目町會	本町通五丁目一圓	九三八	名稱變更、規約改正 現區域より橋場町を分離、橋場町會に合併、橋場町會より本町通五丁目の一部を併合し本町通五丁目一圓とす。
一	六丁目町會	本町通六丁目の大部分	五五〇	本町通六丁目町會	現狀の通	六二五	名稱變更、規約改正 現宮桃町會に屬する一部分は一は桃三小學校前の坂の字界附近の崖下に約十五軒一は西北の一隅にありて約十五軒、水路(小川)を以て本町通五丁目と區劃せられ双方共當該町の町會に屬するより現在のまゝが地勢上最も適當と認めらる。
一	橋場町會	橋場町の大部分本町通四丁目同五丁目上町、西町の各一部	一、三八二	橋場町會	橋場町一圓	六四二	規約改正 五丁目町會に屬する橋場町の一部を合併、本町通四丁目の一部を分離し本町通三、四町會の四丁目の區域と合し一町會を形成本町通五丁目の一部を分離、五丁目町會に合併、上町の一部を分離、上仲千光町會に合併、西町の一部を分離、西町會に合併、橋場町一圓とす。
一	上仲千光町會	仲町一圓、上町の大部分、千光前町、宮園通四丁目、中野驛前、城山町の各一部	九五七	上町仲町會	上町、仲町一圓	一、一二	名稱變更、規約改正 現區域より千光前町、宮園通四丁目、中野驛前の各一部に分離、中野驛南口町會に合併、城山町の一部を分離、城山町會に合併、橋場町會に屬する上町の一部を合併して上町仲町一圓とす。
一	宮桃町會	宮園通五丁目の大半及桃園町本町通六丁目の各一部	三九四	宮園通五丁目町會	宮園通五丁目一圓本町通六丁目の一部	四六〇	名稱變更、規約改正 中野驛南口町會に屬する宮園通五丁目の一部を合併、桃園町の一部を分離、園聯合町會に合併、本町通六丁目の一部は地勢上分離せざるを適當と認めらる。
一	園聯合町會	園町、桃園町の大部分中野驛前の一部	六七〇	園桃園町會	桃園町一圓園町の大部分中野驛前一部(驛前大通西側但し通りに面したる商店を除く)	七九六	名稱變更、規約改正 宮桃町會に屬する桃園町の一部を合併、園町の北端にある園町の一小部分は地勢上從來通打越町會に屬せしめ、中野驛前は園會館同所に在る關係上上記通分割す。
一	中野驛南口町會	中野驛前、千光前町、宮園四丁目同五丁目の各一部	二五〇	中野驛南口町會	千光前町、宮園通四丁目一圓中野驛前の一部	四八六	規約改正 城山町會に屬する千光前町及上仲千光町會に屬する千光前町、中野驛前並宮園通四丁目を合併、宮園通五丁目の一部を分離、宮桃町會に合併
一	城山町會	城山町の大部分千光前町の一部分	九四一	城山町會	城山町一圓	一、〇二五	規約改正 上仲千光町會に屬する城山町の一部を合併現區域の千光前町の一部を分離、中野驛南口町會に合併
一	原北會	昭和通一丁目二丁目、文園町、櫻山町の各一部	三五〇	昭和通一丁目町會	昭和通一丁目一圓	二六七	名稱變更、規約改正 文園町を分離、文園町會に合併、昭和二丁目を分離、昭和通二丁目町會に合併、櫻山町を分離、櫻山町會に合併
一	文園町會	文園町の一部	一六〇	文園町會	文園町一圓	三〇八	規約改正 文園町にして昭和通二丁目町會に屬する部分を合併
一	昭和通二丁目町會	昭和通二丁目文園町の各一部分	二六〇	昭和通二丁目町會	昭和通二丁目一圓	四二八	規約改正 原北會に屬する昭和通二丁目を合併、現區域より文園町の一部を分離して文園町會に合併
一	宮園通三丁目町會	宮園通三丁目一圓	二三二	宮園通三丁目町會	宮園通三丁目一圓	二六六	規約改正 發展の餘地あり。
一	天神町會	天神町一圓	三五〇	天神町會	天神町一圓	四四九	規約改正

一	昭和通三丁目町會	昭和通一丁目町會	五三五	昭和通三丁目町會	規約改正
一	打越町會	打越町一圓園町の一部	五一八	打越町會	規約改正 園町の一部は飛地にして町圓會に屬せしむること困難なり。
一	新設			本町通四丁目町會	規約設定 橋場町會及本町通三四町會各其の屬する本町通四丁目の一部を分離し本町通四丁目一圓を以て町會新設。
二	本町通三四町會	本町通三、四丁目の各一部	六二二	本町通三丁目町會	名稱變更、規約改正 本町通四丁目の一部を分離、新設本町通四丁目町會に合併、中央町會に屬する本町通三丁目を合併、本町通三丁目一圓とす。
二	中央町會	宮前町の大部本町通三丁目朝日ヶ丘各部の一部	七二六	宮前町會	名稱變更、規約改正 本町通三丁目の一部を分離、本町通三四町會に合併、朝日ヶ丘の一部を分離、朝日ヶ丘町會に合併、小下町會に屬する宮前町の一部を合併、宮前町一圓とす。
二	朝日ヶ丘町會	朝日ヶ丘の大部分	三七〇	朝日ヶ丘町會	規約改正 朝日ヶ丘にして中央町會に屬する部分を合併、朝日ヶ丘一圓とす。
二	小下町會	塔ノ山町、本町通二丁目各一圓、小淀町本町通一丁目宮前町相生町の各一部	九二〇	塔ノ山町會	名稱變更、規約改正 區域内の小淀町を分離し小淀町會に合併、宮前町の一部分を分離中央町會に合併、本町通一丁目の部分を分離、相生町の部分を分離、相生東鄉町會を合併、塔ノ山町、本町通二丁目一圓となし之を夫々獨立二町會を置設す。
二	小淀町會	小淀町、本町通一丁目の各一部	二七三	小淀町會	規約改正 小下町會に屬する小淀町の一部を合併、本町通一丁目の一部を分離、大下町會に合併
				本町通二丁目町會	名稱變更、規約改正 本町通二丁目一圓とす。
				小淀町一圓	規約改正 小淀町一圓とす。
			四一四		

二	大下町會	本町通一丁目相生町の各一部	二一八	本町通一丁目町會	名稱變更、規約改正 小下町會に屬する本町通一丁目の各部分を合併、相生町の一部分を分離、相生東鄉町會に合併 本町通一丁目一圓とす。
				本町通二丁目一圓	規約改正 將來發展の餘地あり。
二	相生東鄉町會	相生町の大部分東鄉町一圓	八一二	相生町會 東鄉町會	名稱變更、規約改正 小下町會及大下町會に屬する相生町の一部を合併、相生町、東鄉町各町を以て二町會を設置す。
二	道玄町會	道玄町一圓	二九一	道玄町會	規約改正
二	宮園通一丁目町會	宮園通二丁目一圓	一四〇	宮園通一丁目町會	規約改正 宮園通二丁目一圓
二	宮園通二丁目町會	宮園通二丁目一圓	三二〇	宮園通二丁目町會	規約改正
二	上ノ原高根町會	上ノ原町、高根町各一圓	四二〇	上ノ原高根町會	規約改正
二	東中野町會	川添町、氷川町各一圓	七八〇	氷川町會	名稱變更、規約改正 小下町會に屬して東中野小住町會に屬する部分を合併、小瀧町一圓となす。
二	小瀧町會	小瀧町の大半	二七五	小瀧町會	規約改正 小瀧町會に屬する部分を合併、小瀧町一圓となす。
				小瀧町一圓	名稱變更、規約改正 區域内小瀧町の一部分を分離、小瀧町會に合併、大塚陸會に屬する住吉町の一部を合併、住吉町一圓となす。
二	東中野小住町會	住吉町、小瀧町の各一部	三八〇	住吉町會	名稱變更、規約改正 住吉町の一部を東中野、小住町會へ、櫻山町の一部を櫻山町會へ、昭和通一丁目の一部を原北會（新設昭和通一丁目町會）に夫々分離、解消。
				住吉町一圓	四七六
二	大塚陸會	住吉町、櫻山町、昭和通一丁目の各一部	四一二		（區域内各町を分離、隣接町會に合併）

二	櫻山町會	櫻山町の一部	一三〇	櫻山町會	櫻山町一圓
三	南中野町會	新山通二、三丁目、多田町、八島町、雜色、榮町通三丁目廣町各一圓前原町の一部	一、六九九	南中野町會	現區域より前原町を除く
三	前原町會	前原町の一部	一八九	前原町會	前原町一圓
三	向臺町會	向臺町の大部分	五五二	向臺町會	向臺町一圓
三	睦町會	榮町通二丁目向臺町及川島町の各一部	二五五	（區域内各町を分離、隣接町會に合併）	
三	榮町通一丁目町會	榮町通一丁目の大部分	二七二	榮町通一丁目町會	榮町通一丁目町會の大部分
三	榮町通二丁目町會	榮町通二丁目一圓	二〇〇	榮町通二丁目町會	榮町通一圓
三	富士見町會	富士見町一圓	一二七	富士見町會	富士見町一圓
三	神明町會	神明町、本郷通三丁目各一圓	三四四	神明町會	神明町、本郷通三丁目各一圓
三	川島町會	川島町の大部分	四七三	川島町會	川島町一圓
			六〇八		

櫻山町にして大塚睦會に屬する部分を併合して櫻山町一圓となす。

規約改正
前原町にして南中野町會に屬する分を分離前原町會に合併。

規約改正
前原町にして南中野町會に屬する部分を合併。

規約改正
向臺町にして睦町會に屬する部分を合併。

榮町通一丁目の一部を榮町通一丁目町會へ向臺町の一部を向臺町會へ川島町の一部を川島町會へ夫々分離、解消。

規約改正
榮町通一丁目にして睦町會に屬する部分を合併。

規約改正
將來發展の餘地充分にあり。

規約改正
將來發展の餘地充分あり。

規約改正
川島町にして睦町會に屬する部分を合併。

三	本鄉通一丁目町會	本鄉通一丁目一圓	三九五	本鄉通一丁目町會	本鄉通一丁目一圓
三	本鄉通二丁目町會	本鄉通二丁目一圓	四八〇	本鄉通二丁目町會	本鄉通二丁目一圓
三	千代田町會	千代田町一圓	二四八	千代田町會	千代田町一圓
三	西町會	西町の一部	二四五	西町會	西町一圓
三	宮里町會	宮里町一圓及西町の一部	六一六	宮里町會	宮里町一圓
三	新山通一丁目町會	新山通一丁目一圓	五二五	新山通一丁目町會	新山通一丁目一圓
四	原町會	新井町の一部	三三〇		
四	新井同志會		一〇五		
四	一新會		三六〇		
四	新友會		五五〇	新井町會	新井町一圓
四	新中央町會		四五〇		
四	新井共和會		二五〇		
四	新井昭和會		二五四		
四	北原自治會	上高田二丁目の一部	一一九	上高田北部町會	上高田一、二丁目内西武鐵道の北側
四	上高田昭和會	上高田一、二丁目の各一部	二四二		

三	本鄉通一丁目町會	本鄉通一丁目一圓	四一〇	規約改正	
三	本鄉通二丁目町會	本鄉通二丁目一圓	五六二	規約改正	
三	千代田町會	千代田町一圓	四二二	規約改正	
三	西町會	西町一圓	六四〇	規約改正	橋場町會及宮里町會に屬する西町部分を合併、西町一圓となす。
三	宮里町會	宮里町一圓	六三〇	規約改正	現區域の西町の一部を分離、西町會に合併
三	新山通一丁目町會	新山通一丁目一圓	五九〇	規約改正	
四	新井同志會	新井町一圓	三、〇三九	名稱變更、規約改正	新井町所在の七町會を合併新井町一圓を以て新井町會設立。
四	上高田昭和會	上高田一、二丁目の各一部	四五〇	名稱變更、規約改正	上高田一、二丁目の中西武鐵道線路の北側にある北原自治會、高田昭和會を併合。

四	高東會	上高田二丁目の一部	二〇〇	上高田東部町會	名稱變更、規約改正
四	上高田榮會	上高田一、二丁目の各一部	三二〇		上高田二丁目の中西武鐵道線路の南側大部分を區域とする高東會と上高田一、二丁目の各一部を區域とする隣接の町榮會の區域中計畫路線を界とした東部の部分を合併、一町會をなす。
四	上高田隣人會	上高田一丁目の一部	三一三	上高田中部町會	名稱變更、規約改正 上高田町榮會の區域の内計畫路線を界とした西側を合併。
四	上高田共和會	上高田一丁目の一部	五三四	上高田南部町會	名稱變更、規約改正 區域の内上高田一丁目町會に突出の部分を分離、上高田一丁目町會に合併。
四	上高田一丁目町會	上高田一丁目の一部	七一六	上高田西部町會	名稱變更、規約改正 上高田共和會に屬する上高田一丁目町會區域に突入せる部分を合併。
四	片山町會	江古田一丁目の一部	四〇〇	江古田一丁目片山町會	名稱變更、規約改正 江古田一丁目の内妙正寺川を界とした西側全部。
四	江古田親和會	江古田一丁目の大部	二〇〇	江古田一丁目東部會	名稱變更、規約改正 江古田一丁目の内妙正寺川を界とした東部に所在する江古田親和會と信愛會を合併、一町會となす發展の餘地あり。
四	信愛會	江古田一丁目の一部	六六		
四	江和會	江古田二丁目一圓	三二〇	江古田二丁目町會	名稱變更、規約改正 發展の餘地あり。
四	江古田三丁目町會	江古田三丁目一圓（療養所を除く）	二七八	江古田三丁目町會	規約改正 市療養所を區域に編入

四	丸山會	江古田四丁目の一部	三六七	江古田四丁目一圓	名稱變更、規約改正 江古田四丁目内の二町會を合併、一町會となす。
四	籠原會	江古田四丁目の一部	七〇		
四	沼袋町會	沼袋町一圓野方町二丁目の一小部	一、〇三〇	沼袋町會	規約改正 區域は現在の儘とす野方町二丁目の一部は飛地的に沼袋町に隣接して三軒あり近接發展する迄暫定的に附屬せしむるを可と認む
五	新橋町會	野方町二丁目の一部	二九七	野方町二丁目	名稱變更、規約改正 野方町二丁目所在の新橋町會、新交會、原大久保町會、原大久保睦會、三谷區會の五町會を合併して一町會となす。
五	新交會	同	一〇八		
五	原大久保町會	同	一一一		
五	原大久保睦會	同	三四五		
五	三谷町會	同	五二六		
五	中町會	大和町の一部	五五二	大和町一圓	規約改正 大和町の中間に介在する中町會と大和町會を合併、一町會となす。
五	大和町會	大和町の大部分	一、七二四	大和町會	
五	野方町會	野方町一丁目一圓	一、〇一〇	野方町一丁目町會	名稱變更、規約改正
五	鷺盛會	鷺宮一丁目一圓	七〇七	鷺宮一丁目町會	名稱變更、規約改正
五	鷺交會	鷺宮二丁目一圓	一六二	鷺宮二丁目町會	名稱變更、規約改正 將來發展の餘地あり。

五	鷺宮北部町會	鷺宮三、四、五丁目一圓	七三五	鷺宮北部町會	鷺宮三、四、五丁目一圓	七六一	規約改正				
計	七十九町會		三二、六四九	六十五町會		四二、九四一					

八　整備の實行

町會整備を促進する爲區の實情に應じて整備委員を五方面に分ち、

(1) 町會整備案に依り直ちに整備し得ると認めらるゝ三三町會に對しては町會長會を開き整備の手續を執らるゝ樣依頼し、

(2) 比較的容易に整備出來得ると認めらるゝ八町會に對しては町會長(或は役員)と區及關係整備委員との懇談會を開催して整備の進捗を慫慂し、

(3) 相當の迂餘曲折を要すると認めらるゝ三八町會に對しては委員及區當局に於て接衝の上原案通整備し、得る樣努めたのであるが、此間整備の促進の爲に開催せる委員會又は懇談會等は實に四十有七回に及んだのである。斯くの如くにして町會整備に努力の結果、同年末には六八%の整備進捗歩合を示して至難なる本事業の順調なる完成を期するに到りつゝあるのである。

昭和十三年中に於ける町會整備狀況

整備計畫

月日	町數	現存町會數	整備後町會數	整備完成町會數	前回との比較增	整備進捗歩合%	摘要
四 二五	七七	七九	六〇	—	—	—	整備委員二〇名を擧げ整備計畫に着手
六 八	七七	七九	六〇	—	—	—	第一回整備委員會開催具體的事項に付協議
七 六	七七	七九	六〇	—	—	—	第二回整備委員會開催整備方針決定、整備着手
七 二〇	七七	七九	六〇	二四	二四	三〇	
七 三一	七七	七九	六〇	二四	—	三〇	
八 一〇	七七	七九	六〇	三三	九	四二	第三回整備委員會開催
八 二〇	七七	七九	六〇	三三	—	四二	
八 三一	七七	七九	六〇	三四	一	四三	
九 一〇	七七	七九	六〇	四一	七	五一	
九 二〇	七七	七九	六〇	四一	—	五一	
九 三〇	七七	七九	六〇	四九	八	六二	
一〇 一〇	七七	七九	六〇	四九	—	六二	
一〇 二〇	七七	七九	六〇	四九	—	六二	
一〇 三一	七七	七九	六〇	四九	—	六二	
一一 一〇	七七	七九	六〇	五四	五	六八	
一一 二〇	七七	七九	六〇	五四	—	六八	

一一	三〇	七七	七九	六〇	五四	一	六八
一二	一〇	七七	七九	六〇	五四	一	六八
一三	一六	七七	七九	六〇	五四	一	六八
一三	二〇	七七	七九	六〇	五四	一	六八

第四回整備委員會開催

第十六編　官公署各種團體

第一節　官公署（區内所在のもの）

名稱	所在地	電話
東京市中野區役所	宮園通四ノ一四	中野 自四、一〇一 至四、一〇五
同　中野健康相談所	東鄕町二	同　二、〇八九
同　中野診療所	同	同　同
同　療養所	江古田三ノ一、一六一	同　自四、一三一 至四、一三三
同　中野區中野方面事務所	本町通三ノ二〇	同　五、六五八
同　中野區野方方面事務所	野方町一ノ八二五	同　五、八〇九
陸軍憲兵學校	園町二	同　四、一九三
陸軍史實調査部	同	同　自四、一一五 至四、一一八
陸軍經理學校下士官候補者隊	同	同　七、一三一
東京憲兵隊中野分駐所	大和町五	同　四、二五六

中野警察署	本町通三ノ六	同	二、一三四
野方警察署	野方町二ノ一、〇六五	同	五、五三三
豊多摩刑務所	新井町三七〇	同	二、〇一四
中野消防署	本町通四ノ四一	同	四、四〇四
東京區裁判所中野出張所(登記所)	打越町三四	同	五、三五八
中野郵便局	本町通二ノ三四	同	二、〇〇〇
同電話分局	同　四ノ七	同	四、二五五
野方郵便局	野方町一ノ八二五	同	七、一九一
中野簡易保險健康相談所	本町通四ノ一	同	五、五〇〇
東京中野遞信診療所	桃園町四〇	同	五、〇二〇
東京勞働紹介所新宿出張所中野分所	本町通一ノ二六	同	四、六四七
省線中野驛	中野驛前七	同	二、〇六三 三、五一四
同東中野驛	川添町四三	同	二、三四五
東京市電氣局自動車課 小瀧橋營業所	小瀧町二三	四谷	三七四
東京市中野產院附屬乳兒院	宮園通三ノ二一	中野	四、四八九
東京府中野授產場	小瀧町四	四谷	四、七八〇

第二節　各種團體

第一項　警防團

一　中野警防團

中野警防團は昭和十四年四月勅令第二十號警防團令に基き結成したるものにして、中野警察署管內舊中野區防護團九分團（自第一分團至第九分團）團員二千六百名及消防組員を根幹とし、關係四十八町會を母體として分團數十、團員三千三十五名の新團體を編制し、昭和十四年四月三日警視總監（代理）臨席の下に結團式を擧行したのである。

因に本團の結成に付ては中野警察署長警視庵谷治家氏が專ら其の衝に當りたるものである。

二　野方警防團

野方警防團は昭和十四年四月勅令第二十號警防團令に基き結成せるものにして、野方警察署管內舊中野防護團五分團（自第十分團至第十四分團）員及び消防組員を根幹とし、關係三十一町會を母體として六分團、團員一、九八一名（現在一、七五九名を以つて編制し、昭和十四年四月九日中野區新井町舊法政大學グラウンドに於て、警視總監（代理）、東京市長（代理）、中野區長、中野警察署長、同消防署長等臨席の下に結團式を擧行したのである。

因に本團結成に當りては野方警察署長警部名執安平氏が專ら其の衝に當りたるものである。

中野警防團團員數（昭和十四年四月末現在）

團本部	第一分團	第二分團	第三分團	第四分團	第五分團	第六分團	第七分團	第八分團	第九分團	第十分團	計
一〇三	三〇四	三一二	三〇一	二七三	四〇五	三八六	二八〇	二七〇	一八五	二一六	三、〇三五

野方町警防團團員數（昭和十四年四月末現在）

團本部	第一分團	第二分團	第三分團	第四分團	第五分團	第六分團	計
九三	二五八	二五五	三四七	二八九	二七六	二四一	一、七五九

附記　野方警防團員の定數は一、九八一名である。

中野警防團區域（昭和十四年四月末現在）

分團	區域	面積 平方粁	世帶數	人口
第一分團	向豪町、本郷通一丁目、東郷町、相生町、朝日丘町、道玄町	六五〇〇	二、六八八	一二、五九四
第二分團	昭和通二丁目、同三丁目、同一丁目の一部、文園町、櫻山町一部、天神町、打越町、園町一、二番地	九〇六〇	二、四五一	一二、八五五
第三分團	園町（除一、二番地）、桃園町、千光前町、中野驛前、宮園通四丁目、同五丁目	五〇三〇	二、七七二	一二、五三〇
第四分團	川島町、富士見町、神明町、本郷通二丁目、同二丁目、榮町通一丁目、同三丁目	六八三〇	二、四六六	一〇、五〇〇
第五分團	本町通一丁目、同三丁目の一部、小淀町、塔の山町、宮前町、川添町、氷川町、宮園通一丁目	八四七〇	三、五〇五	一六、二八一
第六分團	上の原町、高根町、城山町、上町、仲町、宮園通二丁目、同三丁目	七七二〇	三、五五三	一六、九八九
第七分團	宮里町、千代田町、西町、本町通三丁目の一部、本町通四丁目	六六二〇	二、四五四	一一、一四八
第八分團	多田町、雜色町、廣町、八島町、榮町通三丁目、新山通一丁目、同二丁目、同三丁目	六、七四〇	二、二三四	一〇、四三〇
第九分團	小瀧町、住吉町、櫻山町の一部、昭和通一丁目の一部	四〇五〇	一、四五九	六、七一〇
第十分團	本町通五丁目、同六丁目、橋場町	四二〇〇	一、八六二	八、一九〇
計		六、五二二〇	二五、四四四	一一八、二二七

野方警防團區域（昭和十四年四月末現在）

分團	區域	面積 平方粁	世帶數	人口
第一分團	上高田一、二丁目	二、六二七	一二、〇三四	
第二分團	新井町	二、九六〇	一二、八四六	
第三分團	江古田一、二、三、四丁目、沼袋町	三、五四八	一五、七八九	
第四分團	野方町	二、九〇〇	一三、三九〇	
第五分團	大和町	三、〇一〇	一三、四三四	
第六分團	鷺宮一、二、三、四、五、六丁目	二、一五七	九、四九〇	
計		一七、二〇二	七六、九九三	

第二項　帝國在鄉軍人會中野區聯合分會

本聯合分會は帝國在鄉軍人會麻布支部規約に基き、本區內所在の分會及海軍部を以て組織せられたものである。その目的とする處は聖旨を奉體して軍人精神を鍛錬し軍事能力を增進するを以て本旨とし、延て社會の公益を圖り風敎を振作し恒に國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐると共に、所屬分會及海軍部の指導監督に在る。而して本聯合分會は機關として聯合分會長其の他彼員を置き、評議會、理事會、總會及分會長會を有つて居る。

在鄉軍人分會聯合分會（事務所中野區彼所）內各年末現在

分會名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
東部分會	二三五	四二三	四五二	七七九
南部分會	一、一一七	一、六四〇	一、九四一	二、六二三
北部分會	七四三	一、三四〇	一、三八六	五四一
北部第二分會	一	一	一	六七六
北部第三分會	一	一	一	七一二
北部第四分會	一	一	一	七四五
北部第五分會	一	一	一	一、一四七
北部第六分會	一	一	一	三二一
北部第七分會	一	一	一	二五五
海軍部	四四	（八〇）	（九六）	九七
計	二、一三九	三、四〇三	三、七七九	七、八九六

帝國在鄉軍人會中野區聯合分會規約

第一章　總則

第一條　本規約ハ帝國在鄉軍人會規約（以下單ニ本會規約ト稱ス）並ニ帝國在鄉軍人會麻布支部規約（以下單ニ支部規約ト稱ス）ニ基キ本聯合分會以下所屬分會ニ關スル要項ヲ規定スルモノトス

第二條　本聯合分會ハ帝國在鄉軍人會中野區聯合分會（以下單ニ聯合會ト稱ス）ト稱シ事務所ヲ東京市中野區役所內ニ置クモノトス

第二章　目的及事業

第三條　本聯合分會ハ所屬分會及海軍部ヲ指導監督シ本會規約第八條ノ目的貫徹ヲ期スルモノトス

前項ノ目的ヲ達スル爲本聯合分會ノ行フ事業ハ評議員會之ヲ決ス

第四條　本聯合分會ハ本聯合分會ノ事業ト其目的又ハ種類ヲ同フスル事業ヲ行フモノアルトキハ要スレハ之ト協同シテ該事業ヲ實施シ若クハ之ヲ幇助スルモノトス

第三章　組織

第五條　本聯合分會ハ中野區內ニアル三個ノ分會及海軍部ヲ以テ組織スルモノトス

第四章　特別及名譽會員

第六條　本會規約第二十四條第二第三號ニ依リ本聯合分會特別會員及同名譽會員ハ本聯合分會評議員ノ決議ヲ經テ之ヲ推薦スルモノトス

第五章　役員及顧問

第七條　本聯合分會ニ左ノ役員ヲ置ク

聯合分會長　一名
同　副長　一名乃至三名
理事　若干名
監事　二名
評議員　若干名

本聯合分會長ハ必要ニ應シ理事中若干名ニ常務理事ヲ囑託シ之ニ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第八條　前條役員ノ任期ハ三年トシ再任ヲ妨ケス但シ補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第九條　評議員ノ人員ハ各分會（海軍部ヲ含ム）毎ニ正會員百名迄ハ一名トシ百名ヲ超過スル毎ニ一名ヲ增加スルモノトス

分會長同副長、海軍部長ハ前項ニ不拘評議員トス

第六章　會議

第十條　會議ハ評議會、理事會、總會及分會長會議ノ四トス

理事會ハ聯合分會長、同副長、理事及監事ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ審議スルモノトス

一、評議會ニ提出スヘキ議案ノ審査
二、事業ニ關スル起案及計畫
三、輕易ナル事項ニシテ急施ヲ要スルモノ
四、其他必要アルトキ

評議會ハ本聯合分會規約第十條ノ役員ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ決議スルモノトス

一、本聯合分會長ヨリ提出スル議案及正規ノ手續ヲ經テ提出セラレタル建議案ノ採擇ノ可否
二、評議會ノ決議スヘキ重ナル事項ハ本會規約第四十八條ヲ準用ス

第十一條　會議ノ議案ヲ配布シ可否ノ意見ヲ徵シ以テ決議ニ代フルコトアリ、但シ斯カル議案ハ次回會議ノ際結果ヲ報告スルモノトス

第十二條　本聯合分會ハ必要ニ應シ總會ヲ開クコトヲ得

第七章　指導及監督

第十三條　本聯合分會長ハ所屬分會及海軍部ヲ指導監督スルモノトス

第八章　資產及會計

第十四條　本聯合分會ノ資產ハ左ニ揭クルモノヨリ成ルモノトス

一、御下賜金
二、聯合分會ノ所有ニ屬スル財産及其財産ヨリ生シタル收入
三、各種ノ補助金及寄附ニ係ル動産及不動産
四、所屬分會ノ醵出金

第十五條　本聯合分會ノ資産中左ノ各號ハ本聯合分會ノ基本財産トス
一、御下賜金（其利子及評議會ノ決議ニヨリ其費途ヲ定メタルモノヲ除ク）
二、寄附ニ係ル動産及不動産（寄附者ヨリ其費途ヲ示シタルモノヲ除ク）
三、前各項ノ外評議會ノ決議ニ依リ基本財産ニ組入レタルモノ

第十六條　御下賜金以外ノ基本財産ハ特別ノ場合ニ限リ評議會ノ決議ニ依リ別ニ定ムルモノトス

第十七條　本聯合分會ノ財産管理ニ關スル規程ハ評議會ノ決議ヲ經テ之ヲ經常費ニ使用スルコトヲ得ルモノトス

第十八條　本聯合分會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第九章　表彰

第十九條　本會規約第七十八條ニ該當セサル程度ニシテ特ニ必要ヲ認メタル會員ハ詮衡ノ上聯合分會長ヨリ表彰ヘ

第二十條　表彰上申ノ手續ニ付テハ帝國在鄉軍人會表彰上申ノ手續ヲ準用ス

第二十一條　本聯合分會弔慰規程ハ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第二十二條　本規約ニ規定セサル事項ハ本會規約及支部規約ニ據ルモノトス

附　則

本規約ハ昭和十年二月十日ヨリ施行ス

第三項　愛國婦人會中野區分會

愛國婦人會は、奥村五百子女史が明治三十三年北清事變に際し、皇軍の勞苦を具さに慰問歸朝し、日本武士道に深く感動し、その勇士の戰死後の遺族及戰ひの爲傷つき又病める勇士の慰問援護の急務を絶叫して遂に明治三十四年二月創立されたもので、皇族を總裁に推戴し、左の會員を以て組織してゐる。

一、名譽會員　皇族及王族を推戴す。
二、特待會員　評議員會の議決を經總裁の允許を受けたる者。
三、優待會員　會長之を推薦し總裁の允許を受けたる者。
四、特別維持會員　毎年金四圓を納むる者。
五、特別會員　拾箇年間毎年金貳圓宛或は一時金拾五圓を納むる者。
六、通常會員　拾箇年間毎年金壹圓宛或は一時金七圓を納むる者。

外に男女に拘らず賛助員（一時金七圓以上）、賛成員（一時金五拾錢以上）を設く。

而して本會は機關として會長其の他の役員を置き總會と評議員會とを有つてゐる事業としては、

一、軍人遺族及家族に對する生活及生業の扶助其他の施設。
二、傷病軍人に對する諸施設。
三、應召及出征軍人に對する諸施設。
四、軍器器材、軍需品の獻納、其他。
五、母性及兒童等を對象とする施設。
六、婦人報國精神の涵養並に實踐に關する施設。

以上である。

猶本分會は同會支部規則に基き設けたもので、本區を其の區域として分區及班組を夫々置いてある。

愛國婦人會中野區分會（事務所中野區役所）各年末現在

年次	分區數	有功章會員	維持會員	特別會員	通常會員	贊助會員	計
昭和十年	一四	一五〇	八〇	七八〇	一、九五〇	—	二、九六〇
昭和十一年	一四	一七四	二六〇	八一一	二、九二二	八	四、一七五
昭和十二年	一四	一五三	二二四	一、〇二六	七、五九六	八	九、〇〇七
昭和十三年	一五	三四三	一一二	一、〇六三	八、九三四	一五	一〇、四六七

有功章規定及種類

一、特別有功章　壹千圓以上寄贈又は功勞顯著なる者。

二、一等有功章並附加章　五百圓以上寄贈又は功勞顯著なる者。
三、一等有功章　三百圓以上寄贈又は功勞顯著なる者。
四、二等有功章並附加章　二百圓以上寄贈又は功勞贈著なる者。
五、二等有功章　百五十圓以上寄贈又は功勞顯著なる者。
六、三等有功並附加章　百圓以上寄贈又は功勞顯著なる者。
七、三等有功章　五拾圓以上寄贈又は功勞顯著なる者。

愛國婦人會中野區分會々員（昭和十三年末）

分區別	特別	一等附加	一等有功	二等附加	二等有功	三等附加	三等有功	贊助員	通常終身	特別終身	特別維持	特別年賦	通常年賦	計
第一	一	一	—	—	二	五	一五	—	三四	二四	一〇	八四	五〇五	六三一
第二	—	—	—	一	一	二	一七	一	五七	四七	八	三六	四五四	六二四
第三	二	—	七	三	五	六	一七	一	二三	三三	九	五〇	四五九	六一五
第四	—	二	二	—	一	一	七	—	一七	一二	一	四八	九七四	一、〇六五
第五	二	二	三	二	二	二	一一	五	二三	二七	八	五七	二六三	四〇七
第六	—	—	二	一	三	三	一六	—	三三	三三	九	六一	三八〇	五四一
第七	—	—	一	—	二	一	五	二	一八	一五	一三	二五	三二〇	四〇二
第八	—	二	—	—	一	二	四	—	一四	七	三	三八	四八三	五五四
第九	—	—	二	一	二	二	一八	—	一三	三三	九	二二	一〇二	二〇四
第十	一	—	三	一	五	三	五	一	四二	二八	一五	四二	七六五	九一一

第十一	—	—	二	五	四	二	一六	—	三二	一五	五	三七	三五五	四七三
第十二	—	二	三	一	一	—	六	一	四二	二三	三	二三	四八五	五九〇
第十三	二	—	四	一	一	五	一九	一	二三	二三	八	六三	八〇三	九五三
第十四	二	一	四	—	三	四	二九	一	九七	四三	八	一〇八	一、五四四	一、八四四
第十五	一	—	—	—	一	三	一三	二	一五	二五	三	三一	五五九	六五三
合計	二	一〇	三三	一六	三四	四一	一九八	一五	四八三	三八八	一一三	六七五	八、四五一	一〇、四六七

分區事務所

第一分區	桃園尋常小學校	第二分區	桃園第二尋常小學校
第三分區	桃園第三尋常小學校	第四分區	桃園第四尋常小學校
第五分區	桃園第五尋常小學校	第六分區	谷戸尋常高等小學校
第七分區	中野本郷尋常小學校	第八分區	雜色尋常小學校
第九分區	東中野尋常小學校	第十分區	野方尋常高等小學校
第十一分區	野方東尋常小學校	第十二分區	野方西尋常小學校
第十三分區	野方第四尋常小學校	第十四分區	野方第五尋常小學校
第十五分區	仲町尋常小學校		

第四項　中野區愛國子女團

本團は愛國婦人會中野區分會區域の少女を以て組織し、昭和十四年二月五日結團式を擧行したものである。其の事業としては、愛國婦人會の趣旨に遵ひ別掲（團則第二條）を行ふが、機關として團長其の他の役員を置き且つ總會を有つてゐる。

分團數	團員數	備考
一七	一、七三九	結團式擧行時に於ける現況

中野區愛國子女團々則

第一條　本團ハ中野區愛國子女團ト稱シ愛國婦人會中野區分會區域內ノ少女ヲ以テ組織ス

第二條　本團ハ愛國婦人會ノ趣旨ニ遵ヒ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、地久節陸海軍記念日運動等

二、神社崇敬所、墓碑等ノ清掃

三、國旗掲揚公共營造物ノ愛護

四、戰死者遺族、傷痍軍人ノ慰藉

五、講習會、講話會及見學旅行

六、愛國婦人會ノ活動ニ參加スル事

七、其ノ他必要ト認ムル事業

第三條　本團ハ事務所ヲ愛國婦人會中野區分會內ニ置ク

第四條　本團ニ分團及班ヲ置ク

第五條　本團ハ十歳以上二十歳以下ノ少女ヲ以テ團員トス

前項ノ年齢ニ該當スル愛國婦人會々員ハ之ヲ團員トス

第六條　本團ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ヲ三年トス

團長　一名　副團長若干名

幹事若干名　指導員若干名

分團長一名　副分團長若干名

班長一名　委員若干名

必要ニ依リ顧問又ハ相談役ヲ置ク

第七條　團長ハ愛國婦人會中野區分會長、副團長ハ同分會副長ヲ以テ之ニ充テ幹事及指導員ハ團長之ヲ囑託ス

分團長、副分團長、班長及委員ハ愛國婦人會分區役員又ハ團員中ヨリ團長之ヲ囑託ス

第八條　團長ハ本團ヲ指揮統轄ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ其ノ職務ヲ代理ス

幹事及指導員ハ團長ノ指揮ヲ受ケ團務ニ從事ス

分團長、副分團長、班長及委員ハ團長、副分團長、幹事、指導員ノ指揮ヲ受ケ本團ノ事業ヲ擔任ス

第九條　本團ハ毎年一回總會ヲ開キ豫算、決算事業報告其ノ他重要ナル事項ヲ附議スルモノトス

第十條　本團ノ經費ハ左ノ財源ヲ以チ之ニ充ツ

一、寄附金　二、補助金

三、賛助金　四、其の他諸收入金

第十一條　本團ハ上級團ノ指示ヲ尊重シ之ニ服スルモノトス

第五項　國防婦人會中野支部

國防婦人會は擧國皆兵の精神に基き日本婦徳を發揮し、日本婦人としての護國の大義を實踐履行して、國防上銃後の力と爲るを以て目的とし、昭和九年五月十五日設立せられたもので、分會を町村共の他適當の地區又は場所毎に設け、其の地區又は場所に存在する會員を以て組織してゐる。而して本會は機關として會長其の他の役員を置き總會と評議員會とを有つてゐる。會長には陸海軍の大將又は大將たりし者の夫人が推され、副會長には内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣及文部大臣の官職に在る夫人が推任されてゐる。

其の事業としては、

一、心身共に健全に子女を教養し以て護國の任を遂行せしむること。

二、兵役に服する夫子、兄弟等に對し精神的にも物質的にも後顧の憂なからしむる如く家事を整へしむること。

三、一旦緩急ある場合に善處する爲必要なる精神的教養及訓練を遂げしむると共に、家庭經濟を確立して國家經濟に寄與せしむること。

四、皇軍將兵に對し婦人として後援の誠を致すこと。
五、傷痍軍人及其の家族、戰病死者遺族並に皇軍將兵の家族に對し母性愛を基調とする慰恤の誠を致すこと。
で前各號の外國防思想の涵養、會員の一致和協、本會の目的を普及徹底せしむる爲の施設等である。

國防婦人會中野支部（事務所中野區役所）各年末現在

分會名	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
中野分會	一、九〇〇	七、三七一	七、二八五
東中野分會	九七〇	一、六〇〇	一、三五〇
上高田分會	一五九	一、〇〇〇	一、一二一
新井分會	四五一	一、二〇三	一、二五五
江古田分會	二三六	四〇〇	八四九
沼袋野方分會	三四〇	一、八〇〇	二、三〇五
大和町分會	一〇二	一、二〇〇	一、二三八
鷺宮北部分會	二〇〇	二七〇	四〇六
鷺宮南部分會	二〇〇	五一〇	七五〇
新井三業分會	—	二〇〇	一七三
計	四、五五八	一五、五五四	一六、七三二

第六項　中野區青年團

舊き時代の若衆組と一脈の連繫を有つと云はれる青年團は自治精神の發達を助成する修養團體である。
其の振否は國運の伸暢、地方の開發に影響する所大であり、之が進歩發達に力むるは內外現時の情勢に照し最も緊切なることである。
本區に於ける青年團は、昭和七年十月本區市域編入の直後、從前の中野町、野方町兩青年團を統合して創設したものである。其の目的とするところは本區居住の青年を糾合し、本市職合青年團綱領の趣旨を體して其の智德の修養、身體の鍛鍊を圖るにある。團員は本區に居住する義務教育修了後滿二十五歳迄の男子にして區域を劃し分團を組織してゐる。
而して本團は機關として團長其他の役員を置き總會と評議員會とを有つてゐる。團長は區長を推戴し、副團長、理事、評議員は團長の推薦又は分團長の選擧に依つて選任されてゐる。之等の役員は團長を補佐し或は團務に關する事項を協議し其の他團務を分掌するのである。
昭和十三年末現在の分團數一九、分團長一九名、副分團長一九名、正團員八〇四名、特別團員九六名である。尙本團の經費は團員の醵金寄附金並市區奬勵金を以て之に充てゝゐる。

中野區青年團區調（昭和十三年末現在）

分團名	總數	正團員	特別團員
第一分團	二八	二六	二
第二分團	三〇	二八	二
第三分團	四二	三三	九
第四分團	三五	二〇	一五
第五分團	二九	二三	六
第六分團	四五	三五	一〇
第七分團	五一	四四	七
第八分團	一三九	一三〇	七
第九分團	三六	三四	二
第一〇分團	六八	五六	一二
第一一分團	四二	四〇	二
第一二分團	三一	二八	三
第一三分團	二八	二六	二
第一四分團	六四	六二	二
第一五分團	四九	四六	三
第一六分團	七六	七〇	六
第一七分團	六〇	五八	二
第一八分團	二二	二〇	二
第一九分團	二五	二三	二
計	九〇〇	八〇四	九六

追記　昭和十四年六月二十四日第二十分團設立。團員四〇名。

收支表（昭和十三年度）

收入		支出	
市區費補助	一、一〇〇圓	總額	三、一九〇圓
團員醵出額	一圓	計	三、二六〇圓
寄附金	四五圓	其の他	二、二一五圓
前年度繰越金、翌年度繰越金は計上せず。			

中野區青年團規約

第一章　總則

第一條　本團ハ本區居住ノ青年ヲ糾合シ本市聯合青年團綱領ノ趣旨ヲ體シ其智德ノ修養身體ノ鍛錬ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本團ハ中野區青年團ト稱ス

第三條　本團ノ事務所ハ中野區役所内ニ置ク

第二章　團員及組織

第四條　團員ハ本區内ニ居住スルモノニシテ義務教育修了後滿二十五歳マデノ男子トス但二十五歳以上ノ者ト雖モ特別ノ事情アル者ハ團員タルコトヲ得

第五條　本團ハ區内ニ於ケル十九箇分團ヲ以テ組織ス

第三章　事業

第六條　本團ハ本區内各分團ノ事業ヲ援助又ハ指導シ相互ノ連絡ヲ圖リ聯合事業ヲ主催ス

各分團ノ事業概ネ左ノ如シ

一、四大節ニ於テ遙拜式ノ擧行

二、實際生活ニ適切ナル普通學科ノ補習教育

三、道德又ハ職業等ニ關スル講習會講演會ノ開催

四、簡易圖書館又ハ巡回文庫ノ設置

五、體操、擊劍、柔道、水泳其他各種ノ競技運動會ノ練習

六、社會的公共的施設特ニ愛市的事業ノ援助協力

七、其他青年團ノ目的ヲ達スルニ適當ナル事業

第四章　役員

第七條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長　一名

副團長　二名

理事　若干名

評議員　若干名

第八條　團長ニハ中野區長ヲ推薦ス

團長ハ本團ヲ代表シ本團ノ事務ヲ總理ス

第九條　副團長ハ團長ノ推薦ニヨリ總會ニ於テ之ヲ定ム

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十條　理事ハ區内ノ分團長之ヲ選擧シ其任期ヲ二ケ年トス

理事ハ團長ノ命ヲ受ケ本團ノ事務ヲ處理ス

第十一條　評議員ハ各分團長及團長ニ於テ推薦シタル若干名ヲ以テ之ニ充ツ其任期ハ二ケ年トス

評議員ハ本團ノ重要事項ヲ協議ス

第十二條　本團ニ名譽顧問ヲ置キ評議員會ノ同意ヲ經テ團長之ヲ推薦ス

第十三條　團長ハ本團ノ事務ヲ處理スル爲書記ヲ置クコトヲ得

第五章　會議

第十四條　總會ハ毎年一回之ヲ開ク但必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトヲ得
第十五條　總會ノ議長ハ團長之ニ當リ團長事故アルトキハ副團長之ニ當ル
第十六條　評議員會ハ毎年二回之ヲ開ク但必要ニ應シテ臨時開會スルコトアルヘシ
第十七條　評議員會ニ於テ協議スヘキ事項左ノ如シ
一、財産ノ管理並處分ニ關スル事項
二、豫算並決算ニ關スル事項
三、重要事業ニ關スル事項
四、其他團長ニ於テ必要ト認ムル事項
第十八條　評議員會ノ議長ハ團長ヲ以テ之ニ充ツ

第六章　經　費

第十九條　本團ノ經費ハ其團員ノ醵金寄附金並市區奬勵金ヲ以テ之ニ充ツ

第七章　附　則

本規約ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

第七項　中野區女子青年團

我國に於ける女子青年團の萠芽は遠く明治二十八年頃に創まるが、大正年間に入り漸次發達の經路を辿つて今日の如き組織的團體となるに至つたものである。大正九年十一月二十二日青年團に對する攝政宮殿下の令旨御下賜あり、更に大正十五年女子青年團に關する內務文部兩大臣の訓令が發せられてから、從來の名稱を女子青年團と改め此處に初めて女子青年團の本旨が宣明せられ修養團體として其の基礎が確立したものである。

本區女子青年團は昭和七年十月本區市域編入の直後、從前の中野町、野方町兩青年團を統合して創設したものであるが、其の目的とするところは本區居住の女子青年をして健實なる思想の養成と婦德の涵養に努め女子の本分を發揮せしむるにある。

團員は本區に居住する義務教育終了後滿二十五歲迄の女子にして各小學校、各女學校等を中心に分團を組織してゐる。而して本團は機關として團長其他の役員を置き總會と評議員會とを有つてゐる。團長は區長を推戴し、副團長、理事、評議員、顧問は團長の推薦又は評議員の選擧によつて選任されてゐる。之等の役員は團長を補佐し或は團務に關する事項を協議し其の他團務を分掌するのである。

昭和十三年末に於ける現況は分團數一四、分團長一四名、副分團長一四名、正團員八八五名、特別團員五七名である。

尙本團の經費は團員の醵金寄附金並市區補助金等を以て之に充てゝゐる。

分團名　總數　正團員　特別團員

第一分團　八七　八四　三

（昭和十三年末現在）

第二分團	三三	三〇	三
第三分團	七四	七一	三
第四分團	六四	六一	三
第五分團	三九	三六	三
第六分團	五七	五四	三
第七分團	一一一	一〇〇	一一
第八分團	二八	二五	三
第九分團	八七	八四	三
第一〇分七	七七	七四	三
第一一分團	四五	四二	三
第一二分團	三四	三一	三
第一三分團	一二五	一一五	三
第一四分團	八一	七八	三
計	九四二	八八五	五七

收支表（昭和十三年度）

收入總額

市區費補助	五〇〇圓	寄附金	—
團員醵出額	—	其の他	一四五圓
		計	六七五圓

支出總額 六六〇圓

前年度繰越金、翌年度繰越金は計上せず。

東京市中野區女子青年團規約

第一章 總則

第一條 本團ハ本區居住ノ女子青年ヲシテ健實ナル思想ノ養成ト婦德ノ涵養ニ努メ大日本帝國女子ノ本分ヲ發揮セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ中野區女子青年團ト稱ス

第三條 本團事務所ハ中野區役所内ニ置ク

第二章 團員及組織

第四條 團員ハ本區内ニ居住スルモノニシテ義務教育終了後滿二十五歳迄ノ女子トス 但シ二十五歳以上ト雖モ特別ノ團員トシテ入團ヲ妨ゲザルモノトス

第五條 本團ハ本區内ニ於ケル左ノ諸團體ヲ以テ其ノ分團トス 但シ分團ノ加入ハ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス

一、各小學校ヲ中心トシテ組織セル團體

二、各女學校ヲ中心トシテ組織セル團體

三、其他本團ニ於テ適當ト認メタル諸團體

第三章　事　業

第六條　本團ハ本區各分團ノ事業ヲ援助又ハ指導シ相互ノ連絡ヲ圖リ聯合事業ヲ主宰ス各分團ノ事業概ネ左ノ如シ

一、女子トシテ必要ナル智德ノ修養
一、健康增進ニ關スル事項
一、家事ニ關スル事項
一、適當ナル社會奉仕事業
其他女子トシテ實行スベキ諸般事項

第四章　役　員

第七條　本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團　長	一	名
副團長	二	名
理　事	若干	名
評議員	若干	名
顧　問	若干	名

第八條　團長ハ區長ヲ推戴シ副團長ハ團長之ヲ推薦ス

第九條　團長ハ團務ヲ總理シ本團ヲ代表ス
副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十條　理事ハ團長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

第十一條　理事ハ團長ノ指揮ヲ受ケ團務ヲ處理ス　但シ理事ノ互選ニ依リ常務三名以內ヲ置クコトヲ得

第十二條　評議員ハ其ノ半數ハ總會ニ於テ之ヲ選擧シ半數ハ團長之ヲ推薦スルモノトシ其ノ任期ヲ二ケ年トス

第十三條　評議員會ハ本團重要事項ヲ協議ス

第十四條　顧問ハ評議員會ノ同意ヲ得テ團長之ヲ推薦ス

第十五條　本團ニ指導員ヲ置クコトヲ得

第十六條　指導員ハ團長之ヲ選任ス
指導員ハ團長ノ命ヲ受ケ團員ノ指導啓發ニ關スル總テノ團務ニ從事ス

第十七　條團長ハ本團ノ團務ヲ處理セシムル爲主事書記其ノ他必要ナル職員又ハ委員ヲ置クコトヲ得

第五章　會　議

第十八條　總會ハ每年一回之ヲ開ク　但シ必要アル場合ハ臨時ニ開會スルコトヲ得

第十九條　總會ノ議長ハ團長之ニ當リ團長事故アル場合ハ副團長之ヲ代理ス

第二十條　評議員會ハ每年一回之ヲ開ク　但シ必要アル場合ハ臨時ニ開會スルコトヲ得

第二十一條　評議員會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

一、財産ノ處理並ニ處分ニ關スル事項
二、豫算並ニ決算ニ關スル事項
三、其他團長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十二條　評議員會ノ議長ハ評議員會ニ於テ互選ス

第二十三條　評議員會ノ議長事故ヲ生ジタル場合ハ出席評議員中年長者之ヲ代理ス

第六章　經　費

第二十四條　本團ノ經費ハ分團ノ醵金市區奬勵補助金並ニ寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

第七章　附　則

第二十五條　本團則ノ改廢ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

第八項　大日本傷痍軍人會東京府中野區分會

本分會は昭和十年十二月一日設立、軍人傷痍記章を有し又は之を授與せらるゝ資格を有し本區内に在住する者（現役軍人を除く）を以て組織してゐる。

其の目的とする處は傷痍軍人が相互に親睦を敦ふし、修養陶冶を勵み品位の向上に務め其の名譽を完うし、皇國の爲終生感恩報謝の誠を致すことに在り、東京府支部の監督指導に從つて次揭會則第八條記載の事業を行つてゐる。尙本分會は機關として分會長其の他の役員を置な總會と役員會とを有つてゐる。

大日本傷痍軍人會中野區分會（事務所中野區沼袋町五六七馬場方）

年　次　昭和十年　昭和十一年　昭和十二年　昭和十三年　昭和十四年
會員數　三七　三七　三九　四二　八〇

大日本傷痍軍人會東京府中野區分會々則

第一章　總　則

第一條　本分會ハ大日本傷痍軍人會東京府中野區分會ト稱ス

第二條　分會ハ事務所ヲ當分ノ內、中野區沼袋町五六七分會長馬場離方ニ置ク

第三條　分會ハ團體トシテ政治ニ干與セス

會員ハ會員タルノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ス

第二章　組　織

第四條　分會ハ軍人傷痍徽章ヲ有シ又ハ之ヲ授與セラルルノ資格ヲ有シ中野區內ニ在住スル者ヲ以テ組織ス　但シ現役軍人ヲ除ク

第五條　分會ハ必要ニ應シ班ヲ設クルコトヲ得

第三章　目的及事業

第六條　分會ハ傷痍軍人カ相互ニ親睦ヲ敦フシ修養陶冶ヲ勵ミ品位ノ向上ニ務メ其ノ名譽ヲ完ウシ皇國ノ爲終生感恩報謝ノ誠ヲ致スコトヲ圖ルヲ以テ目的トス

第七條　分會ハ東京府支部ノ監督指導ニ從ヒ左ノ事業ヲ行フ

一、精神修養ニ資スル事業

二、國民精神ノ振作及風敎ノ刷新ニ關スル事業

三、戰公傷病歿者及傷痍軍人死歿者ノ祭祀竝其ノ遺族ノ慰藉ニ關スル事業

四、會員及其ノ遺族ノ生活狀況ノ調査、名簿ノ整備竝ニ支部ニ對スル異動報告

五、會員ノ身上相談ニ關スル事業

六、會報發行ノ事業

七、其ノ他分會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業

第四章　役員及相談役

第八條　分會ニ左ノ役員ヲ置ク

分會長　一名

分會副長　二名以內

幹事　若干名（內一名ヲ幹事長トス）

幹事中一名ハ中野區役所吏員タルコト

第九條　役員ハ東京府支部長ノ委囑ニ依リ左記ノ者之ニ當ル

分會長ハ役員會ニ於テ推薦シタル者

分會副長ハ役員會ニ於テ推薦シタル者

幹事ハ分會長ノ推薦シタル者

第十條　分會長ハ會務ヲ統理シ分會ヲ代表ス

分會副長ハ分會長ヲ補佐シ分會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事長ハ分會ノ事務ヲ掌理ス

幹事ハ分會ノ事務ニ當ル

第十一條　役員ノ任期ハ二ケ年トス　但シ重任ヲ妨ケス

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

官公職ニ在ルノ故ヲ以テ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任ニ至ル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條　分會ニ相談役若干名ヲ置ク

相談役ハ支部長ノ委囑ニ依リ左ノ者之ニ當ル

分會長ノ推薦シタル者

相談役ハ分會長ノ諮問ニ應ス

第十三條　役員及相談役ハ名譽職トス

第十四條　分會ニ書記若干名ヲ置クコトヲ得

第五章　會　議

第十五條　總會ハ概ネ毎年一回開催ス　但シ分會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ招集スルコトヲ得

總會ニ於テ報告スベキ事項左ノ如シ

一、會員ノ增減
二、役員ノ異動
三、事業實施ノ狀況
四、資產豫算及決算
五、其ノ他重要ナル會務

第十六條　役員會ハ分會長分會副長及幹事ヲ以テ組織シ分會長之ヲ招集ス

役員會ニ於テ協議スヘキ事項左ノ如シ

一、役員及相談役ノ推薦
二、事業ノ計畫及實施ニ關スル事項
三、豫算及決算ニ關スル事項
四、其ノ他分會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第六章　資產及會計

第十七條　分會ノ費用ハ左ノ收入ヲ以テ支辨ス

一、分會ノ資產ヨリ生スル收入
二、補助金其ノ他ノ收入

第十八條　分會ノ資產ハ分會長之ヲ管理ス

第十九條　會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

年度末ニ於テ剩餘金アルトキハ翌年度ニ繰越スモノトス

第二十條　分會ハ毎年豫算及決算ヲ支部長ニ報告スルモノトス

第二十一條　分會ハ寄附ノ募集ヲ爲スコトヲ得ズ

第七章　會旗及門標

第二十二條　分會ハ本會制定ノ會旗一旒ヲ備ヘ團體ヲ表示スル場合ニ之ヲ用フルモノトス

第二十三條　會員ハ門戶ニ本會制定ノ門標ヲ揭ケ會員タルコトヲ表示スルモノトス

第八章　雜　則

第二十四條　分會員ニシテ會則ニ背キ又ハ會員タルノ名譽ヲ毀損シタル者アリタルトキハ分會長ニ於テ戒告ヲ與ヘ尙改悛ノ見込ナキトキハ役員會ノ議ヲ經テ之ヲ支部長ニ報告スルモノトス

第二十五條　分會ハ會則ヲ改訂セントスルトキハ豫メ支部ト協議スルモノトス

第二十六條　分會ハ會則ノ改訂其ノ他重要ナル事項ヲ支部長ニ報告スルモノトス

第二十七條　分會々則執行ニ關シ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附　則

本會則ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大日本傷痍軍人會中野分會

昭和十三年度收支決算

收入		支出		備考
二七三・四〇〇		二三八・八八〇		殘　三四・五二〇

第九項　中野區兵事後援會

本後援會は本區內に居住する兵役服務者の奬勵、慰勞並其家族又は遺族及傷痍軍人を慰問扶助し併せて戰病死者の弔祭其の他兵事に關する行事の後援を爲す目的を以て組織せられ、之が目的達成の爲別項（會則第三條）の事業を行つてゐる。而して本會は役員として會長其の他を置き審議機關として評議員會を有つ。

猶本後援會は區內各町會と協力して蒐集したる慰問袋數は次の如くである。

昭和十三年度　二六、六八七個

昭和十四年度　二八、一〇五個

中野區兵事後援會々則

第一條　本會ハ中野區兵事後援會ト稱シ事務所ヲ中野區役所ニ置ク

第二條　本會ハ中野區內ニ居住スル兵役服務者ノ奬勵、慰勞並其家族又ハ遺族及傷痍軍人ヲ慰問扶助シ併セテ戰病死者ノ弔祭其ノ他兵事ニ關スル行事ノ後援ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ概ネ左ノ事業ヲ行フ

一、現役兵又ハ應召員ノ家族若クハ遺族ニシテ生計困難ナル者ヲ扶助スルコト

一、傷病軍人又ハ戰病死者ノ遺族ヲ慰問スルコト

一、戰病死者ノ葬儀及慰靈祭ヲ行ヒ又ハ遺族ニ祭祀料ヲ贈ルコト

一、在營又ハ應召中ノ者ニ對シ必要ト認メタルトキハ慰問金品等ヲ贈ルコト

一、入退營者及應召並解除者ニ對シ必要ト認メタルトキハ餞別ノ贈呈慰勞ノ方法等ヲ講ズルコト

一、兵事又ハ其ノ後援事業ニ關スル特功者ノ表彰ヲ行フコト

一、前各項ノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四條　事業ノ施行方法ハ理事會ニ於テ審議決定スルモノトス

但シ簡易ナル事項又ハ急施ヲ要シ理事會ヲ開ク遑ナキ場合ハ常務理事會ノ議ヲ經テ之ニ代フルコトヲ得

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一　名

一、副會長　三　名

一、理　事　若干名　但シ若干名ノ常務理事ヲ設クルコトヲ得

一、監　事　若干名
一、評議員　若干名

第六條　會長ハ中野區長トシ副會長理事及監事ハ評議員會ニ於テ選擧ス
評議員ハ會長之ヲ委囑シ常務理事ハ理事ノ互選ニヨル
常務理事中一名ヲ會計擔任トシ會長之ヲ指名ス

第七條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ各會議ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
理事ハ會務ヲ處理シ評議員ハ豫算及決算ニ關スル事項其他重要ナル事項ヲ審議ス
監事ハ本會ノ資產並ニ出納其他業務ノ執行狀態ヲ監査ス
會計理事ハ收支ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス

第八條　役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ職務關係ニ因ルモノヲ除ク他ハ二箇年トス　但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第九條　本會ノ事務處理ノタメ書記ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得
顧問ハ理事會ノ諮問ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

第十一條　每年四月評議員會ヲ開キ豫算決算ヲ審議シ且ツ前年度實施シタル事業及會計狀況ヲ報告スルモノトス

但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ開會スルコトヲ得

第十二條　本會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十三條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ヲ以テ終了ス

第十四條　本會ノ經費ハ寄附金、補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條　本會所屬ノ現金ハ郵便貯金又ハ銀行預金トス

第十六條　本會則ハ評議員會ニ於テ其ノ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルヲ得ズ

附　則

第十七條　本會則ハ本會創立ノ日ヨリ之ヲ實施ス

昭和十四年度中野區兵事後援會歲入歲出豫算

歲　入

一、金貳萬參千七百八拾壹圓也

歲　出

一、金貳萬參千七百八拾壹圓也

歲入歲出殘金ナシ

昭和十四年度中野區兵事後援會歲入歲出豫算

歲入豫算高

歲出豫算高

豫算說明（△印減）

豫算 科目 款項	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
一、寄附金	一五、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇圓	五、〇〇〇	
一、寄附金	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	
二、補助金	四、〇〇〇	四、〇〇〇	—	
一、補助金	四、〇〇〇	四、〇〇〇	—	
三、繰越金	四、三五〇	四、三五〇	△ 六五〇	
一、繰越金	四、三五〇	四、三五〇	△ 六五〇	前年度繰越金
四、交付金	一	一	—	
一、交付金	一	一	—	

豫算 科目 款項	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
一、補助金	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	東京出動將士後援會公葬費補助一人一〇〇圓三〇人分
二、區補助金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	中野區補助

豫算 科目 款項	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
一、交付金	一	一	—	
五、雜收入	四三〇	四三〇		
一、雜收入	四三〇	四三〇		
一、預金利子	一〇〇	一五〇	△ 五〇	銀行預金利子
二、雜入	三三〇	一〇	三二〇	
歲入合計	三三、七八一	一九、一六一	四、六二〇	

豫算說明（△印減）

豫算 科目 款項	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
歲出				
一、會務費	一、一三〇圓	七五〇圓	三八〇圓	
一、集會費	一五〇	一五〇	—	
一、役員會費	一五〇	一五〇	—	
二、雜給	七九〇	四一〇	三八〇	
一、手當	六八〇	三〇〇	三八〇	專任係員一人月六〇圓以內兼務係員諸手當

二、	傭人料	六〇	一傭人料
三、	車馬賃	五〇	一
三、	需要費	一九〇	一
一、	備品費	五〇	一
二、	消耗品費	一九〇	一
三、	通信費	五〇	一
四、	印刷費	六〇	一
		三〇	一
		五〇	一
二、	事業費	一九、一三〇	一四、四三〇 四、七〇〇
一、	平常事業費	三、三三〇	九七〇 一、三五〇
一、	入除隊兵送迎費	一〇〇〇	三五〇 七五〇 入隊兵徴送費
二、	軍事講演會費	七〇	七〇 一 軍事思想普及講演映畫會
三、	慰靈祭費	五五〇	三五〇 三〇〇 慰靈祭
四、	徴兵檢査並簡閲點呼費	五〇〇	三〇〇 陸海軍徴兵檢査並簡閲點呼執行費
五、	壯丁檢診費	一〇〇	一〇〇 一 壯丁檢診費

二、	臨時事業費	一六、九〇〇	一三、四五〇 三、四五〇
一、	遺家族慰安費	三、〇〇〇	一、五〇〇 一、五〇〇 遺族慰安費 遺家族慰安費 一、五〇〇圓 五〇〇圓
二、	應召者慰問費	二、一〇〇	二、一〇〇 — 應召者 一人 七〇〇人 三圓宛
三、	祈願祭費	四〇〇	— 四〇〇 皇軍武運長久祈願祭費
四、	歸還兵慰勞費	六〇〇	— 六〇〇 歸還兵慰勞費
五、	慰問會報費	三〇〇	— 三〇〇 慰問會報發行諸費
六、	應召者家族扶助費	四〇〇	八〇〇 △ 四〇〇 應召者家族扶助費
七、	家族弔慰費	三〇〇	— 三〇〇 應召要扶助者尊屬又ハ妻死亡ノ場合一五人一〇圓其他ノ家族ノ場合三〇人一人五圓以内
八、	應召者家族福利施設費	一、〇〇〇	六〇〇 四〇〇 福利施設費
九、	應召者家族學費	三〇〇	— 三〇〇 應召要保護家族學齢兒童學用品費
十、	公葬費	四、五〇〇	四、五〇〇 — 戰歿者公葬諸費 一柱一五〇圓三〇柱分

十一、英靈供物費	三〇〇	—	三〇〇	霞前供物費 三〇柱分 九〇圓
十二、戰病傷者慰問費	八〇〇	四五〇	三五〇	線香提燈 一〇五柱分 二一〇圓
十三、慰問袋募集費	二、五〇〇	二、五〇〇	—	中野區出身戰病傷者慰問費 七〇人分 二一〇圓
十四、後援資金募集費	五〇〇	三〇〇	二〇〇	東京近在陸海軍病院慰問費 四ヶ所分 五九〇圓
十五、靖國ノ家會協援費	五〇〇	—	五〇〇	慰問袋集配費
十六、雜費	四〇〇	四〇〇	—	後援資金募集費
	一、八五〇	一、三五〇	一、三五〇	靖國ノ家會協援費
三、雜支出				喇叭鼓隊謝禮金其他
一、過年度支出	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	
二、諸費	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
一、雜費	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
四、豫備費	一、六八一	三、四九一	△一、八一〇	
一、豫備費	一、六八一	三、四九一	△一、八一〇	
歲出合計	三、七八一	三、四九一	△一、八一〇	
		一九、一六一	四、六三〇	

款內支出ニ不足ヲ生ジタル場合ハ彼此流用處辨スルコトヲ得

昭和十四年四月二十六日提出

昭和十四年四月二十六日議決

第十項　海軍協會中野委員區

中野區兵事後援會長　齋藤助昇

本協會は海軍、海運其他の海事知識を一般に普及し、併せて海軍の完成維持に貢獻する目的を以て大正六年創設したるもので、其の目的を達する爲に別項（會則第四條）の事業を行つてゐる。會員は名譽會員、維持會員、正會員及普通會員の四種とし、別に終身會員の制がある。而して本協會は役員として理事、監事、評議員を置き議決機關として理事會、評議員會及總會を有つてゐる。

昭和十四年九月末現在區內會員數　七〇名

第十一項　大日本武德會中野區支部

本支部は武道の奬勵、武德の涵養を目的とし、大日本武德會々則に基き昭和十年五月二十二日設置されたのである。其の事業としては別項（會則第五條記載）を行ふ。而して本支部は役員として支部長其他を置き、議決機關として常議員會を有つて居る。

昭和十四年九月末現在に於ける支部會員數は二六三名である。

中野支部規（事務所　中野區役所）

第一條　支部ハ財團法人大日本武德會東京本部中野支部（以下單ニ支部ト稱ス）ト稱ス

第二條　支部ノ事務所ハ中野區役所内ニ置ク

第三條　支部ノ管轄區域ハ中野區内一圓トス

第四條　支部ハ必要ニ依リ支所ヲ置ク

支所ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第五條　支部ハ財團法人大日本武德會（以下單ニ本會ト稱ス）設立ノ本旨ニ基キ左ノ事項ヲ行フ

一、本會ノ主旨ヲ普及シ會員ヲ募集スルコト

一、武德祭及演武會ヲ擧行スルコト

一、其他武德ノ涵養武道ノ訓練ニ必要ナル施設ヲナスコト

第六條　支部ノ專屬財産左ノ如シ

一、支部ノ所有スル基本金、動産及不動産

一、東京本部ヨリ受クル金員及物品

一、支部ニ指定寄附セラレタル金員及物品

一、支部ノ事業及專屬財産ヨリ生スル收入

第七條　支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長　一名

一、副支部長　一名

一、主事　一名又ハ二名

一、幹事　若干名

一、常議員　若干名

一、監査員　若干名

前項ノ外必要ニ依リ顧問及參與ヲ置クコトヲ得

第八條　支部長ハ支部ノ事務ヲ總理シ所屬支所長ヲ指揮監督ス

支部副長ハ支部長ヲ輔佐シ支部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

主事ハ支部長及支部副長ノ命ヲ承ケ庶務、會計ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
監査員ハ專屬財産及事務ノ狀況ヲ監査ス
第九條　常議員會ハ支部長及常議員ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ議決ス
一、豫算及決算ニ關スル事項
一、財産ノ管理及處分ニ關スル事項
一、其他支部長ニ於テ必要ト認メタル事項
支部長ハ常議員會ヲ招集シ其ノ議長トナル
第十條　常議員會ハ常議員二分ノ一以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
第十一條　常議員會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス
可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル
第十二條　支部長ハ必要ニ依リ部員及傭人ヲ置ク
第十三條　本則ニ別段ノ規定ナキモノハ東京本部支部規約ニ依ル

第十二項　帝國水難救濟會中野區委員會

帝國水難救濟會は讃岐金刀比羅宮々司琴陵宥氏が、徒に神助のみを賴とせす宜しく人力を盡して海難救助の道を講ずべきであるといふ見地から、明治二十二年十一月三日創立されたのである。

本會の事業は海難による人命及船體財貨の救助を主とするのであるが、戰時事變に際しては特に緊要缺く可からざる責任が加はるのである。最も解り易く言へば空襲及敵艦船に對する見張を嚴重にするのである。

本會は全國沿岸に配備せる四百ケ所の救難所と、二萬五千の救助員をして一朝有事の場合に全機能を動員し直に之に卽應し得るやう平素より見張を嚴にすると共に、救難施設の擴充整備を強化する事に全力を注いで居る。

本區には同會委員會が設置せられあり、現在會員數四七五名を有つてゐる。

中野區委員會　事務所中野區役所

會員數　昭和十四年九月末現在

		備考
名譽會員	五一人	
特別會員	九五	
正會員	二六八	
賛助會員	六一	
計	四七五	

第十三項　家庭防空群

國民防空の目的は軍防空に卽應して國土防衛の完璧を期するにある。而して家庭防空の要は個々の家庭に於ける熱

誠周到なる監視と管制施設の徹底とに相俟つて敵機の來襲に備へ、燒夷彈等落下或は火災突發に際しては、隣保相助の協力に依つて消火に任ずるにある。

家庭防空群は居住の態様に依り多少の大小あるも普通舊防火群を根幹とし町會隣組の範圍を標準とし概ね五戸乃至二十戸を以て構成してゐる。

◉東京市告示第五百七十三號

東京市家庭防空要務規程左ノ通定ム

昭和十四年十月五日

東京市長　輿母木桂吉

東京市家庭防空要務規程

第一章　總則

第一條　本規程ハ戰時又ハ事變ニ際シ敵航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ其ノ被害ヲ輕減セムガ爲東京市民ノ行フ家庭防空ニ必要ナル事項ヲ規定ス

第二條　家庭防空ト稱スルハ各家庭及隣組内ニ組織スル防空群ノ自衞的ニ行フ防空ヲ謂フ

第三條　家庭防空ハ各家庭毎ニ之ニ任ズルヲ本旨トスルモ家庭防空ノ完璧ヲ期セムガ爲隣組毎ニ隣組防空群（以下防空群ト稱ス）ヲ組織ス

第四條　防空群ハ市民ノ自主自衞的機關ニシテ隣保共助ノ精神ニ則リ有事ノ際隣組内ノ各家庭一致協力シテ隣組内ノ防空ニ任ジ災害ノ防遏局限ニ當ルモノトス

第五條　家庭及防空群ヲシテ防空ニ關スル施設及資材ノ整備ヲ爲サシメ且之ヲ育成指導スル爲市、區ニ家庭防空指導本部ヲ置ク

第六條　防空群ノ行動ノ指導統制ハ市長、區長及町會長之ニ當ルモノトス

現地ニ於テ警察、消防署長ヨリ其ノ擔任スル防空業務ニ付指示アリタルトキハ防空群ハ之ガ指導統制ニ從フモノトス

警察、消防署長ノ擔任スル防空業務ニ付現地ニ於テ警防團長ヨリ警察、消防署長ノ命令ニ基キ其ノ職務上必要ナル指示アリタルトキハ防空群ハ之ニ從フモノトス

第七條　防空實施、內務大臣ノ命令ニ依リ行フ訓練及特ニ行フ訓練ニ於テハ東京市防衞處務規程ニ依リ東京市長ハ防衞總長ニ、區長ハ區防衞部長トナルモノトス

第八條　本規程ニ基ク指導ハ東京市家庭防空指導要領ニ依リ之ヲ行フモノトス

第二章　家庭ノ防空

第九條　各家庭ニ於ケル防空ハ他ノ援助ヲ待ツコトナク家長全家族ヲ指揮シテ之ニ當リ自ラ其ノ責ニ任ズルモノトス

第十條　各家庭ニ於テハ平素ヨリ家庭ノ防空ニ必要ナル施設及資材ヲ整備シ且家族ノ者ニ對シテハ夫々空襲時ニ於ケル分擔業務ヲ定メ機會アル毎ニ之ガ訓練ヲ行フモノトス

第三章　隣組ノ防空

第一節　防空群ノ任務

第十一條　防空群ノ任務ハ防空實施ニ際シ隣組内ニ於ケル警報傳達、燈火管制、防火、防毒、待避其ノ他防護ノ共助就中燒夷彈ニ對スル初期防火ニ重點ヲ置クモノトス

第二節　防空群ノ組織編成

第十二條　防空群ハ市民ノ自發的發意ニ基キ設クルヲ本旨トシ其ノ指導斡施ハ市長ノ定ムル所ニ依リ主トシテ區長及町會長之ニ當ルモノトス

區長前項ノ指導斡施ヲ爲スニ際シテハ關係警察、消防署長ノ積極的協力ヲ求ムルモノトス

第十三條　防空群ハ隣組ト同一トシ十戸内外ヲ以テ組織スルモノトス

特設防護團ノ設置ナキ工場、商店、大邸宅、アパート等ニシテ多數ノ人員ヲ收容スルモノニ在リテハ特別防空群ヲ組織スルモノトス

第十四條　群内各家庭ニ防空擔任者ヲ定メ群内ノ防空ニ從事セシムルモノトス

防空擔任者ハ常時家庭ニ在住シ且防空業務ニ活動シ得ル者ヲ之ニ充ツルモノトス

第十五條　防空群ニハ群長、副群長及連絡員ヲ設ク

群長ハ隣組長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

副群長及連絡員ハ隣組内ニ於テ常時家庭ニ在ル者ノ中ヨリ町會長、群長ノ意見ヲ徵シ之ヲ委囑ス

第十六條　群長ハ群ノ組織編成要圖ヲ第一號様式ノ一ニ依リ作成シ其寫一通ヲ町會長ニ提出スルモノトス

特別防空群長ハ前項ニ準ジ第一號様式ノ二ニ依リ特別防空群一覽表ヲ作成シ其ノ寫ヲ一通町會長ニ提出スルモノトス

第十七條　町會長ハ町會内各群長ヨリ提出セシ防空群編成要圖ヲ別紙第二號様式ニ依リ整理作成シ其ノ寫ヲ區長及所轄警察、消防署長ニ提出スルモノトス

第四章　育成

第一節　責任者

第十八條　家庭及防空群ノ育成ハ主トシテ市長之ニ任ズ

第十九條　區内全般ノ家庭及防空群ノ育成ハ市長ノ命ヲ承ケ區長之ヲ實施スルモノトス

前項ノ實施計畫ノ樹立ニ際シテハ區長關係警察、消防署長ト協議スルモノトス

第二十條　町會内ノ家庭及防空群ノ育成ハ前條ニ依リ定ムル方針ニ基キ町會長之ヲ行フモノトス

第二十一條　群長ハ群ヲ統制シ町會長ノ指示ニ從ヒ群内ノ者ニ對シ常ニ防空思想ノ普及ニ努メ且家庭及群内ノ防空施設及資材ノ整備ヲ圖リ防空擔任者及各家庭ノ指導訓練ニ任ズルモノトス

第二十二條　副群長ハ群長ヲ輔佐シ群長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

連絡員ハ群長ノ命ヲ承ケ群内ノ連絡其ノ他ノ業務ニ從事ス

第二節　指導機關

第二十三條　市、區家庭防空指導本部ニ各々參與若干人及指導員若干人ヲ、町會ニ指導員若干人ヲ置ク

市ノ參與ハ市會議員其ノ他適任者ニ付市長之ヲ委囑ス
區ノ參與ハ區會議員其ノ他適任者ニ付區長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ委囑ス
市ノ指導員ハ關係官公署職員其ノ他適任者ニ付市長之ヲ委囑ス
區ノ指導員ハ警防團幹部及區内居住ノ適任者ニ付區長ノ推薦ニ依リ市長之ヲ委囑ス
町會ノ指導員ハ町内居住ノ適任者ニ付町會長ノ推薦ニ依リ區長之ヲ委囑ス

第二十四條　市、區ノ參與ハ市長又ハ區長ノ重要ナル防空指導ノ諮問ニ應ズルモノトス
指導員ハ市長ノ指示ニ依リ家庭及防空群ノ指導ニ任ズルモノトス

第二十五條　市長ハ市、區ノ指導將校ニ對シ防空業務ノ指導並家庭及防空群ノ訓練ノ指導ヲ委囑スルモノトス

第三節　訓練

第二十六條　防空群及家庭其ノ他一般市民ノ訓練指導ハ有事ニ處スル精神訓練ヲ第一義トシ併セテ實際ニ即スル有效適切ナル防護動作ノ要領ヲ會得セシムルヲ主眼トシ豫メ周密適切ナル訓練計畫ヲ樹テ十分ナル成果ヲ收ムル如ク指導スルモノトス

第二十七條　訓練ヲ分チテ幹部訓練、基本訓練、綜合訓練及連合訓練トス

一、幹部訓練ハ市、區關係職員、指導員、町會長及群長ニ對シ幹部タルノ技能ヲ養成スルヲ目的トス
二、基本訓練ハ部分的基礎能力ヲ向上スルヲ目的トシ群又ハ町會毎ニ區長ノ指定スル日時ニ於テ尠クトモ毎月一回之ヲ行フモノトス

三、綜合訓練ハ基本訓練ニ於テ得タル成果ノ綜合實習ヲ目的トシ區毎ニ市長ノ指定スル日時ニ於テ毎年一回以上之ヲ行フモノトス
四、連合訓練ハ綜合訓練ニ於テ得タル成果ヲ警防團ノ訓練トノ相互關係ニ於テ最モ圓滑ニ發揮セシムルヲ目的トシ内務大臣ノ指定スル防空訓練ノ際ニ之ヲ行フモノトス

第二十八條　市長ハ綜合訓練ニ際シ區ニ於ケル訓練狀況ノ査閲ヲ行フモノトス

第二十九條　訓練ニ際シテハ豫メ能ク警察、消防署長及警防團長ト緊密ナル連絡協調ヲ遂ゲ官民一體トナリ相協力シテ十分ニ其ノ成果ヲ收ムル如ク實施スルモノトス

第五章　經費

第三十條　隣組ニ於テ行フ家庭及防空群ノ育成ノ爲ニ要スル經費ハ隣組内各戸ノ負擔トス

第三十一條　町會ニ於テ行フ家庭及防空群ノ育成ノ爲ニ要スル經費ハ町會ノ負擔トス

第三十二條　市ニ於テ行フ家庭及防空群ノ育成ノ爲ニ要スル經費ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ市ノ負擔トス

附　則

第三十三條　本規程ハ昭和十四年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

第三十四條　家庭防火群組織要綱ハ之ヲ廢止ス

第三十五條　本規程施行ノ際現ニ家庭防火群ニ於テ作成シアル編成要圖、腕章、標識等ハ當分ノ内其ノ儘之ヲ隣組防空群ニ使用スルコトヲ得

家庭防空群（昭和十四年九月末現在）

町會名	群數	町會名	群數
南中野町會	一二一	千代田町會	四〇
前原町會	二二	宮里町會	四九
新山通一丁目町會	四九	西町會	四一
榮町通一丁目町會	三〇	相生町會	三八
榮町通二丁目町會	二三	東郷町會	三三
富士見町會	一七	道玄町會	一八
神明町本郷通三丁目町會	二八	朝日丘町會	三八
川島町會	五四	大下町會	一九
向臺町會	五二	小下町會	九五
本郷通一丁目町會	二五	小淀町會	二三
本郷通二丁目町會	三九	中央町會	四三
本郷通三四丁目町會	四三	城山町會	六一
本町通四丁目町會	三〇	小瀧町會	二六
五丁目町會	六〇	東中野小住町會	二九

第一號樣式ノ一

第　隣組防空群編成略圖

戸數　戸

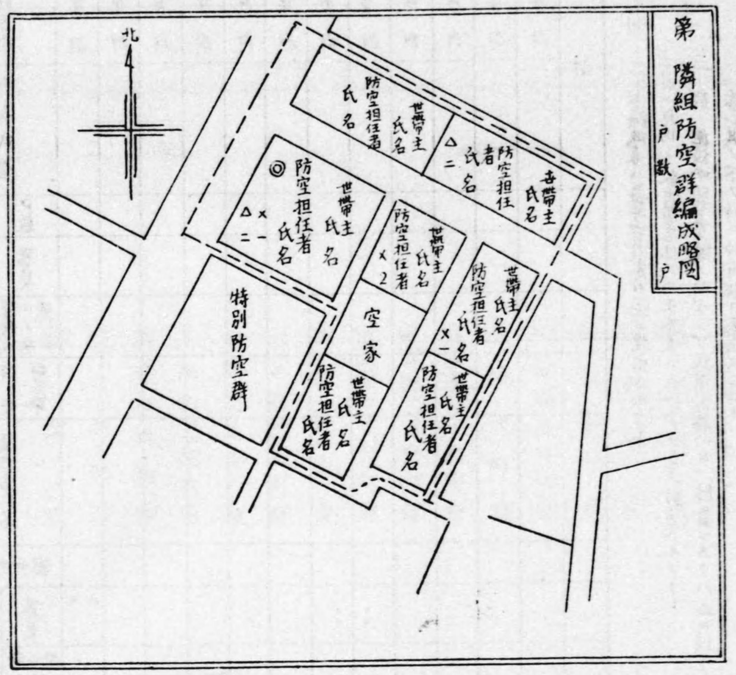

群長　何　某

用例
一、本編成略圖ハ毎年三月末日迄ニ町會長ニ提出スルコト
二、一戸内ニ數世帯居住スルトキハ代表世帯主ヲ記入スルコト
三、防空群境界ハ朱色ノ點線ヲ以テ表示シ群長宅ニハ◎ヲ記入スルコト
四、ポンプ式消火器ハ×、防毒マスクハ△ヲ以テ表シ其ノ下ニ所有數ヲ記入スルコト
五、警報ベルノ設備アル群ニ於テハ其ノ概要ヲ餘白ニ記入スルコト
六、群内ニ空家アルトキハ其ノ旨記入ノコト

第一號樣式ノ二

特別防空群組織一覽表

責任者　何　某

名稱	所在 代表者氏名	區町丁目番地
責任者氏名	世帯數	
防火施設	通報設備	

特別防空群及附近略圖

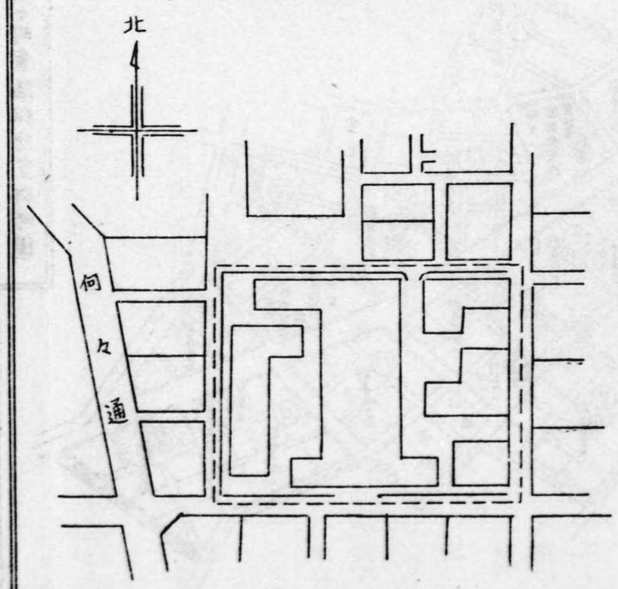

用例
一、本一覽表ハ毎年三月末日迄ニ町會長ニ提出スルコト
二、本略圖内ニハ成ル可ク家屋ノ配置ヲモ併セテ記入スルコト

第二號樣式ノ一

昭和　年　月　日　町會長

何々町會隣組防空群編成表　何某

防空群	群長氏名	群内戸數	群ノ施設 器具	群ノ施設 警報ベル有無	特別防空群名稱	責任者氏名	群内戸數	群ノ施設 器具	群ノ施設 警報ベル有無
第　群								△	×
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
第　群									
計									

用例　一、本編成表ハ毎年四月末日迄ニ提出スルコト

二、一戸内ニ數世帶居住スルモ本表ニハ一戸トシテ計上スルコト

三、群ノ施設中器具ノ欄ニハポンプ式消火器ハ×、防毒マスクハ△ヲ以テ表シ其ノ下ノ所ニ所有數ヲ表示スルコト

第二號樣式ノ二

何々町會隣組防空群略圖

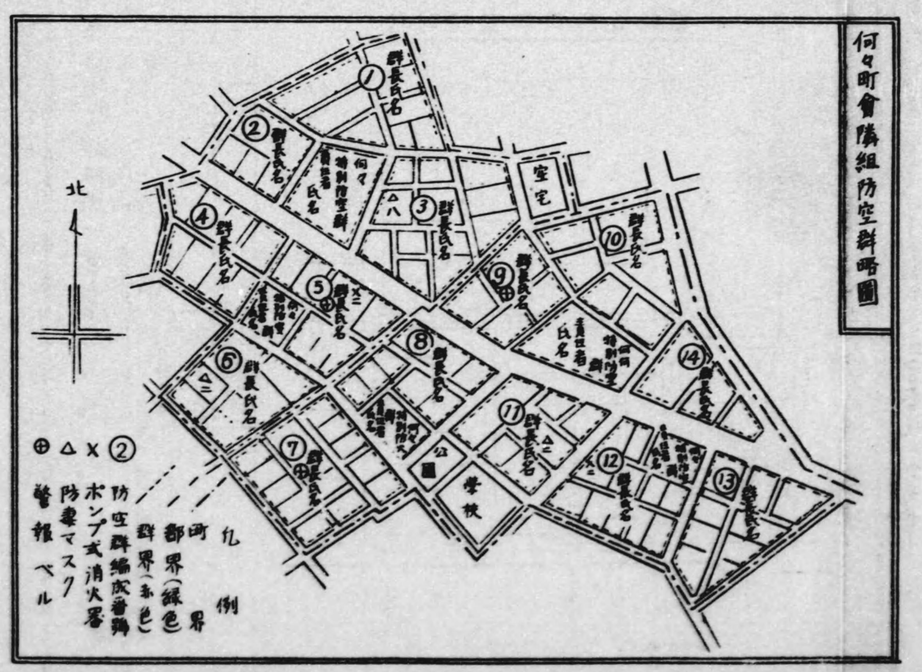

本町通六丁目町會　五一
橋場町會　四五
宮桃町會　三六
園桃園町會　七四
中野驛南口町會　三一
上野仲町會　六四
宮園通一丁目町會　一三
宮園通二丁目町會　二七
宮園通三丁目町會　一三
東中野町會　九五
上ノ原高根町會　三五
上高田宮本町會　三一
上高田北部町會　三六
新井町昭和會　二六
新井共和會　一五
新友會　五一

大塚睦町會　二六
櫻山町會　四五
文園町會　三六
天神町會　七四
打會越町　三一
昭和通一丁目町會　六四
昭和通二丁目町會　一三
昭和通三丁目町會　二七
上高田一丁目町會　一三
上高田共和町會　九五
上高田隣人町會　三五
沼袋町會　三一
野方一丁目町會　三六
新橋町會　二六
新交會　一五
原大久保町會　五一

新井中央町會	二八
新井同志會	一〇
一新會	二五
原町會	二六
江古田一丁目廣山町會	三四
江古田一丁目東町會	二五
江古田二丁目町會	三〇
江古田三丁目町會	四三
江古田四丁目町會	四六

第十四項　東京商工團體銃後後援聯盟中野支部

本聯盟は東京府下に於ける中小商工業者にして、今次支那事變に關聯し應召せるもの〻銃後後援を爲す目的から、昭和十二年十一月二十六日創設されたものである。

本聯盟に依り銃後後援を受くべき被後援者は、東京府下に於て現に營業中の商工業者にして、其の營業主若くは營業の中心者が應召の爲に直接原因して、營業の繼續に支障を來したる者に限られ、その後援の主なる内容は營業上の指導助成である。

原大久保睦會	三二
野方二丁目三谷町會	三〇
大和町會	一五〇
中町會	三九
大和町東町會	三〇
鷺盛會	三三
鷺宮三丁目町會	二〇
鷺宮北部町會	七九
合計	三、〇八七

本聯盟の本部は東京府經濟部商工課に置き、支部は各區役所、八王子市役所、青梅及府中兩町役場に設け、支部には支部委員會がある。支部委員會は被後援者の認定、更に後援方法及後援を擔當する組合又は團體の決定を爲す機關となつてゐる。而して本聯盟は機關として會長其の他の役員を置き且つ理事會を有つてゐる。

昭和十四年末九月現在の區内の被後援者數は普通後援の三五名である。

東京商工團體銃後後援聯盟

實施要項

第一章　理事會

第一條　理事會ニ附議スベキ事項左ノ如シ

一、事業執行ニ關スル諸標準

二、會計ニ關スル事項

三、特別後援ニ關スル事項

四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二條　理事會ハ會長副會長ノ外本聯盟所屬各團體ヲ代表スベキ理事一名ヲ以テ開催スルコトヲ得

第二章　支部及支部委員會

第三條　支部ノ區域左ノ如シ

東京市内各支部＝各區。八王子支部＝八王子市及南多摩。郡青梅支部＝西多摩郡。府中支部＝北多摩郡。

第四條　支部長ハ左ノ職ニ在ル者ヲ會長ニ於テ囑託ス

東京市內各支部　各區長。八王子支部　八王子市長。青梅支部　青梅町長。府中支部　府中町長。

支部委員ハ左ノ者ニ就キ會長之ヲ囑託ス

一、各支部區域內ノ組合又ハ團體ヲ代表スル者ニシテ本聯盟所屬團體ヨリ推薦アリタルモノ

二、各支部事務所所在地ノ市區役所ノ事務擔當者、町長其ノ他ノモノニシテ支部長ヨリ推薦アリタルモノ

支部委員ノ數ハ各支部共支部長ヲ加ヘ二十名以內トス

第五條　支部委員會被後援者並其ノ後援方法及指導ニ當ルベキ擔當組合又ハ團體ヲ決定シタルトキハ支部長ハ直チニ之ヲ當該組合又ハ團體ニ通知スベシ

支部委員會特別後援ヲ要スル者アリト認メタルトキハ其ノ事情ヲ會長ニ具申スベシ

第六條　支部委員會ノ決議ハ委員三分ノ一以上出席シ其ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七條　支部委員會ハ必要ニ依リ申告者又ハ被申告者ノ出席ヲ求メ說明ヲ聽取スルコトヲ得

理事ハ隨時支部委員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第八條　支部委員會終了シタルトキハ支部長ハ直ニ其ノ決定事項ヲ會長ニ報告スベシ

第九條　支部長及支部委員ハ擔當區域內ニ於ケル組合又ハ團體ノ事業執行狀況ヲ指導スベシ

第三章　組合（又ハ團體）銃後後援部及銃後後援委員會

第十條　組合又ハ團體ニ銃後々援部及銃後々援委員會ヲ設置スベシ

銃後後援部長ハ銃後後援委員會ヲ招集シ會議ノ議長トナル

銃後々援委員會ハ支部委員會ニ於テ決定セラレタル被後援者ニ對スル後援ノ具體的方法ヲ協議決定シ且ツ後援擔當者ヲ定ムベシ

第十一條　後援擔當者ハ銃後々援委員會ノ決定ニ基キ銃後々援部長ノ指示ニ從ヒ常ニ應召家族ニ接シテ營業ノ指導相談ニ應ズルト共ニ特ニ組合ノ助力ヲ要スベキ事項ニ關シテハ其都度銃後々援部長ニ具申スベシ

第四章　助　成　金

第十二條　本聯盟ハ組合又ハ團體ニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ被後援者一人ニ付月額拾圓以內ノ割合ヲ以テ每月助成金ヲ交付スルモノトス

被後援者ニシテ特ニ物的給與ノ必要アリト認ムルトキハ支部長ノ具申ニ基キ理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ特別後援トシ直接本人ニ支給スルコトヲ得

第五章　監　察　員

第十三條　本部ニ監察員ヲ置キ理事監事之ニ當ル監察員ハ擔當區域ニ於ケル事業執行ノ狀況ヲ監察シ會長ニ之ヲ報告スベシ

收入ノ部

一、補助金	三〇二、〇〇〇	東京府、東京市、東京商工會議所、八王子市、八王子商工會議所、政府
二、寄附金	二六五、〇〇〇	
計	四六七、〇〇〇	
三、雜收入	一、〇〇〇	
總計	四六八、〇〇〇	

第十五項　中野區神職會

本會は奉務上必要ある事項を講究し國體を闡明にして斯道の向上發展を期し、兼ねて會員相互の親睦を圖る目的を以て設置せられたのである。其の事業としては、(一)講習會(二)講演會(三)其の他必要と認むる事項を行ふのである。而して本會は役員として會長其の他を置き決議機關として總會及例會を有つて居る。

昭和十四年九月末現在に於ける會員數は九名である。

（中野區神職會々則　（事務所　中野區役所ニ置ク）

第一條　本會ハ中野區神職會ト稱シ事務所ヲ區役所ニ置ク

第二條　本會ハ奉務上必要ナル事項ヲ講究シ國體ヲ闡明ニシテ斯道ノ向上發展ヲ期シ兼ネテ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

支出ノ部

一、營業指導助成費	三六五、七〇〇	
二、事務費	五二、三〇〇	
三、豫備費	五〇、〇〇〇	
總計	四六八、〇〇〇	

第三條　本會ハ中野區内ニ奉仕スル神職ヲ以テ組織ス

但シ本會神職ノ子弟ハ入會スルコトヲ得

第四條　神職以外ニシテ本會ノ趣旨ヲ翼贊スル者又ハ本會ニ功勞アル者ハ總會ノ決議ヲ經テ名譽會員ニ推薦スルコトヲ得

第五條　本會ハ第二條ノ目的ヲ遂行センガ爲左ノ事業ヲ行フ

一、講習會

一、講演會

一、其他必要ト認ムル事項

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ二ケ年トス

但シ重任ヲ妨ケス

一、會長	一名	
一、理事	若干名	
一、常任理事	二名	
一、幹事	若干名	

第七條　會長及理事ハ總會ニ於テ推薦シ幹事ハ總會ニ於テ選擧シ常任幹事ハ幹事ノ互選トス

第八條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
理事ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
第九條　本會ノ經費ハ會員ノ醵出金又ハ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
第十條　本會ノ豫算ハ總會ニ於テ之ヲ議定シ決算ハ次年度ノ總會ニ報告スルモノトス
但シ會計ハ一般會計年度ニ依ル
第十一條　總會ハ毎年一回、例會ハ隔月一回之ヲ開ク
但シ必要ニ應シ總會若クハ例會ヲ開クコトアルヘシ
第十二條　本規約ノ改正ヲ要スル場合ハ總會ニ於テ之ヲ行フモノトス
第十三條　本規約ハ昭和十年一月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六項　中野佛教會

本會は昭和七年十一月本區所在の各宗寺院住職及其の他の僧侶を以て組織し、佛教則有の眞精神たる和合を以て宗とし、會員相互の親睦を計り社會各般の事項を討究して教化の實蹟を揚ぐるを目的としてゐる。而して本會の機關として會長其の他の役員を置き且つ總會を有つてゐる。

事業の主としては區內に名譽の戰死者あらば直に附近の會員をして、其の遺族を弔問並に回向せしめ、遺骨の無言の凱旋に際しては之を出迎へて回向し、區民葬に於ては會長は導師となり、會員は職衆となりて葬儀を修行する。又

本會は毎月十五日托鉢を實行して其の得たる淨財を銃後後援會に提供してゐる。

因に本會は諸般の連絡上東京佛教護國團に理事及評議員を選出してゐる。

中野佛教會（事務所　中野區宮前町五〇寶仙寺內）

會員數	內譯 寺院	內譯 候補者	備考
三八	三六	二	昭和十四年九月末現在

第十七項　日本赤十字社中野區委員部

日本赤十字社は國際條約の主義に據り列國赤十字社の協約に從ひ、戰時傷病者を救護し又天災事變の救護を爲すの外、健康の增進、疾病の豫防及苦痛の輕減を圖るを目的として明治二十一年創設せられたるもので、本區に其の支部委員部が設けられてある。

事業の太要としては

一、戰事救護事業
イ、救護準備　ロ、救護看護婦の養成
ハ、軍人傷病者救護　ニ、傷病軍人職業再教育
ホ、俘虜救恤

二、平時事業

イ、災害救護　ロ、結核豫防撲滅　ハ、救癩
ニ、兒童及姙産婦保育　ホ、衞生救急法及水上救助講習會
ヘ、少年赤十字　ト、赤十字博物館、雜誌刊行

等である

社員の種別

佩有功章特別社員　壹千圓以上の寄附者
特別社員　貳百圓以上の寄附者
終身社員　年額參圓以上を拾年間醵出するもの又は一時金貳拾五圓以上を醵出する者

中野區委員部

役員　社員

委員部長　一名　佩有功章特別社員　七五六名
委員副長　一名　特別社員　二五二名
事務委員　一名　正社員　四、六五七名

第十七編　名所舊蹟

一、三層之塔（塔ノ山公園）

青梅街道を北に入ること二丁餘、塔ノ山町にあり、面積約千六百坪、『江戸砂子』に「寶仙寺トイフ眞言寺ムカシハ大寺ナリシカ云々、又近クノ中野ノ塔ト云ヒテ三層ノ塔アリ、ムカシハ寶仙寺ノ境内ナリシト云フ、今ハ五六丁ノ外ニアリテ一カマヘノ地ナリ、其間ハ畠村トナリテ境内ノカタチモナシ云々」とあり、又新風土記に「三重塔、寶仙寺ヨリ二丁程東ノ御朱印地ノ内ニ在リ、三間半四面、高サ五丈三尺、五智如來ノ木佛ヲ安ス、中尊長サ三尺四像共ニ一尺五寸、先住秀雄ノ代建立セシト云フ、此ノ内ニ男女老形ノ像二軀アリ、造立ノ施主村民飯塚惣兵衞夫婦ガ遺像ニシテ男體背後ニ施入塔場寛永十一年十月、女體ノ方ニハ施心妙塔寛永十三年七月七日願師法印秀雄ト記セリ」とある。往時寶仙寺本堂の東に大門があり、塔に至る間老杉繁茂して頗る幽邃の地であつたが寛政後伐り拂つてから寂寞の畑地となつた、近年無草を拂ひ修理を加へ、漸く公園の趣を備へるやうになつた、世人呼んで塔の山公園と云ふ。

二、寶仙寺

新義眞言宗豐山派、明王山聖無動院と號し、本尊は不動明王の座像で良辨の作といふ、創立は堀河天皇の御宇寛治年中と傳ふ。德川時代は御朱印二十三石六斗餘の寺領を有した、現住職富田敬純氏は第五十七世に當り、第四十世戒

定は學殖を以て天明の三傑僧中に數へられたといふ、青梅街道を北に入ると仁王門があり、更に二十間を隔てゝ中門がある。本堂の東南に鐘樓があり、徑二尺七寸、高サ五尺の鐘を懸く、境内約五千四百坪、老銀杏が天に聳えてゐる。

三、杉山公園

本町通五丁目に在り、面積四百餘坪、兒童遊園地として好適である、北海道開拓事業に從事せる杉山裁吉が明治三十年事業界を退いて隱棲した邸宅であつたが其の歿後、後繼者なく、舊中野町へ寄附したものである。東京市へ移管後數千金を投じて諸設備をなし、昭和九年三月二十七日開園した。

四、中野長者之墓

中野邑の開拓者俗稱中野長者鈴木九郎の墓は東郷町二番地成願寺の境内に在る。多寶山成願寺禪略緣起に「今ヲ遡ルコト五百年、代ハ足利ノ中世期ニ屬シ、群雄割據天下將ニ大ニ亂レントス、渺タル武藏平原ハ空シク自然狀態ニ委棄セラレテ更ニ顧ルモノナシ、陸奥ニ鈴木九郎ナルモノアリ、善ク馬ヲ相ス、應永中、我ガ中野邑ニ來リ、地形ヲ利用シ、牧馬ヲ營ミ、巨萬ノ富ヲ作ス、益々未開ノ富源ヲ拓キ、又神ヲ祀リ寺ヲ起ツ大ニ德ヲ樹テ遂ニ中野長者ト稱セラレ、榮庶ノ尊敬ヲ受クルニ至レリ云々」とある。

成願寺は鈴木九郎の開基なるに由る、大正十四年五月東京府史蹟に定められて左の標石を建てた。

史蹟　中野開拓　鈴木九郎長者塚

大正十四年五月　東京府

五、梅照院（新井藥師）

新義眞言宗豐山派に屬し省線中野驛の北方約六町、新井町に在り、創立は正親町天皇の御宇、天正年中で、本尊は坐像石佛、高さ一尺八寸、厨子に入りこの藥師の起孫であると傳へられてゐる、後水尾天皇の中宮御眼病の砌り、祈願を込められた所、速に御平癒せられたので勅狀を以つて『松高山藥王寺梅照院』と名號を賜つた、境内には、府内八十八ヶ所第七十一番の札所、大師堂及額堂等がある。治眼藥師、子育藥師とて其名遠近に高く、每年八月十二日の緣日には善男善女參集して雜踏を極める。

六、新井藥師公園

古刹梅照院の隣接地で其の所有にかゝり、面積約三千坪、昭和九年九月東京市設公園として開園した園内には老杉櫻樹多く、近く梅照院、村社北野神社、活動寫眞館等があつて、四時散策者が絶えない、東京市公園課では巨費を投じて昭和十年九月より諸般の設備改裝を行ひ、同十一年四月完成し全く面目を一新した。

七、哲學堂

江古田一丁目に在り、約一萬坪を擁する丘陵で昔時和田義盛の住した館址であるといふ。故文學博士井上圓了が私

財を投じ理想的庭園を設けて青年學生等の修養場たらんことを計畫し、更に全國を周遊して講演に揮毫に得た所の報酬を投じて、東洋三國の賢哲を奉崇せる六賢臺（聖徳太子、菅原道眞公、莊子、朱子、龍樹太子、加毘羅仙ヲ崇ム）神儒佛を奉崇した三學亭（平田篤胤、林羅山、釋凝然大徳ヲ崇ム）を創廻し、是等を總稱して哲學堂と稱した。

庭園は丘上と丘下に分れ、物字園、心宇園、唯心亭、意識庭、直覺經等十二の名所がある。

この附近一帶、丘陵起伏して老松枝を交へ、其間に妙正寺川の清流東奔して自然の情景掬すべく、よく武藏野の俤を描いてゐる。この舊野方町舊落合町に跨る三十一萬餘坪の地域は、昭和八年一月都市計畫法に依り野方風致地區として指定せられた。そして昭和十年八月には此の景勝を保存するため、この地方の有志により社團法人野方風致協會の設立を見たのも故ありといふべきである。

八、其の他

其の他區內舊蹟としては昭和通二丁目松源寺通稱さる寺內に新井白石の墓があり、赤穗四十七士を生んだ吉良上野介の墓は上高田二丁目萬昌院內にあり、梶川與惣兵衞の墓が附近の昭和通二丁目天德院內にあるも因緣である。

昭和十五年二月十一日印刷
昭和十五年二月十八日發行

東京市中野區宮園通り四丁目十四番地
發行所　東京市中野區役所
東京市中野區本町通り五丁目十二番地
印刷者　伊藤榮太郎
東京市中野區本町通り五丁目十二番地
印刷所　伊藤印刷所
電話中野五三六七番

東京市中野區宮園通り四丁目十四番地
東京市中野區役所
自四一〇一番
電話中野
至四一〇五番

コ514
あ

791
100